

下水道管路施設の管理業務における
包括的民間委託導入ガイドライン

平成26年3月

下水道管路施設の管理業務における民間活用手法導入に関する検討会

目 次

【本編】

第1章 はじめに	1
1.1 本ガイドライン作成の目的	1
1.2 包括的民間委託導入の意義と想定される効果	2
(1) 包括的民間委託導入の意義	2
(2) 想定される包括的民間委託の導入効果	6
1.3 包括的民間委託導入に当たっての留意事項	7
(1) 予防保全型維持管理の有効なツールとしての包括的民間委託の導入	7
(2) 包括的民間委託と下水道管理者の責務	7
1.4 本ガイドラインの構成	8
1.5 用語の概要	9
第2章 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入スキーム（案）	12
2.1 対象とする標準的な業務	12
(1) 下水道管路施設維持管理業務の体系的な整理	12
(2) 標準的なパッケージ化の対象となる業務	14
2.2 業務の基本的な導入プロセス（案）	21
2.3 標準的な発注手法	22
(1) 契約期間について	22
(2) 発注方式について	22
(3) 受託者選定方式について	23
2.4 標準的な作業フロー（案）	26
(1) 総合評価一般競争入札方式における標準的な作業フロー（案）	26
(2) 公募型プロポーザル方式における標準的な作業フロー（案）	29
2.5 発注時に必要な資料	30
第3章 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入時の検討事項	31
3.1 導入検討のフェーズと基本的な検討事項	31
3.2 包括的民間委託導入により想定される効果	32
3.3 業務概要の整理	34
(1) 包括的民間委託の業務項目	34
(2) 包括的民間委託の委託範囲	36
(3) 包括的民間委託の委託期間	36
3.4 予算の確保	38

3.5 委託内容等の決定	39
(1) 委託対象区域・施設等	39
(2) 委託期間	39
(3) 対象業務の選定と委託範囲	39
(4) 役割分担の明確化	41
3.6 事業者の選定方法	43
(1) 入札・契約方式	43
(2) 入札・参加資格要件	47
3.7 事業者選定までのスケジュール設定	49
3.8 公告資料の作成	50
(1) 公告資料作成にあたっての基本的な考え方	50
3.9 受託者評価方法の設定	59
(1) 受託者選定時の評価	59
(2) 委託期間中の評価	61
(3) 委託期間完了時の評価	62
(4) 委託者の技術力の確保	63
第4章 その他の留意事項	65
4.1 標準的なパッケージ対象業務以外のパッケージ化について	65
4.2 次世代の人材育成	66

【参考資料編】

- 参考資料 1 下水道管路施設の包括的民間委託導入事例..... 参考資料 1-1
- 参考資料 2 標準契約書（例） 参考資料 2-1
- 参考資料 3 標準仕様書（例） 参考資料 3-1
- 参考資料 4 予防保全型維持管理の導入に伴う中長期的なコスト縮減..... 参考資料 4-1

下水道管路施設の管理業務における民間活用手法導入に関する検討会 委員名簿
(敬称略)

	氏名	所属
座長	長岡 裕	東京都市大学工学部 教授
委員	河野 広隆	京都大学経営管理大学院 教授
委員	佐藤 弘泰	東京大学大学院新領域創成科学研究科 准教授
委員	高橋 玲路	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士
委員	鈴木 秀俊	浜松市上下水道部下水道工事課 専門監
委員	橋本 英美	青梅市都市整備部下水管理課 管理係長
委員	広田 琢也	鳥取市環境下水道部下水道企画課 事業調整係長
委員	酒井 憲司	(公益社団)日本下水道管路管理業協会 専務理事
特別出席	守屋 和洋	八王子市水循環部下水道課 課長
特別出席	佐々木 隆之	河内長野市上下水道部下水道管理課 課長
事務局	国土交通省 (受託コンサルタント会社)日本水工設計株式会社	

第1章 はじめに

1.1 本ガイドライン作成の目的

本ガイドラインでは、自治体における下水道管路施設の包括的民間委託の推進を目的に、導入時の標準的な事業スキーム（案）および導入プロセスにおける検討事項について整理し、包括的民間委託の導入検討時に必要となる基本的な知見・情報をとりまとめた。

【解説】

国土交通省では、平成 13 年 4 月に「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」（以下「性能発注ガイドライン」という）を公表し、維持管理の質を確保しつつ、効率性を実現するための有効な方策の一つとして、性能発注方式による包括的民間委託の円滑な導入のためのガイドラインを示している。また、社団法人日本下水道協会では、性能発注ガイドラインで示された内容に基づき、平成 15 年 12 月に「包括的民間委託導入マニュアル（案）」（平成 20 年 6 月改訂）を発刊している。

下水処理場では、このような環境整備により、今日では全国で 243 箇所（平成 23 年度末現在、全国の約 10%）を超える処理場において包括的民間委託が導入されている。

一方、下水道管路施設における包括的民間委託について、国土交通省では、「公共サービス改革基本方針」（平成 19 年 10 月 26 日閣議決定）に基づき、下水道管路施設における包括的民間委託のあり方について検討することを目的に、平成 20 年 10 月に管路施設維持管理業務委託等調査検討会を設置し、平成 21 年 3 月には「下水道管路施設の包括的民間委託に関する報告書」において導入に向けての課題等を取りまとめている。その後、当該課題等を踏まえた推奨すべき包括的民間委託スキームについて検討を行い、平成 24 年 4 月には「下水道管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書」を取りまとめているものの、下水道管路施設における包括的民間委託は、維持管理上の特徴や課題から、国内で数例の実績にとどまっているのが現状である。

本ガイドラインは、先に公表されている下水道管路施設の包括的民間委託の関連資料を念頭に置き、これから下水道管路施設に対して包括的民間委託を導入しようと考えている自治体を対象として、包括的民間委託導入の基本的な考え方および検討すべき留意事項等について整理したものである。

1.2 包括的民間委託導入の意義と想定される効果

今後、下水道施設の老朽化が進む中、下水道管理者である自治体は、限られた予算および職員数の範囲で、維持管理を計画的に行い、下水道施設の保全および機能の確保、事故等の防止を目的とした予防保全型維持管理への早期転換が求められており、その手段として、民間リソースを活用した包括的民間委託の導入が有効である。包括的民間委託は、複数業務のパッケージ化および複数年契約による維持管理業務の効率化を通じて、維持管理の質の確保・向上およびコスト縮減を図り、早期に予防保全型維持管理へと転換を図ることが期待される。

【解説】

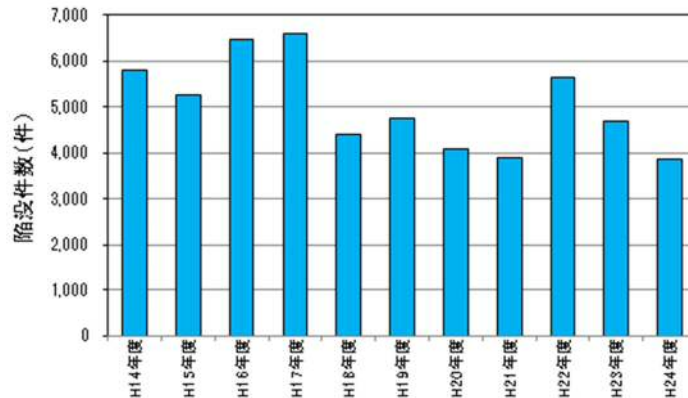
(1) 包括的民間委託導入の意義

平成 24 年度末現在、全国の下水道普及率は約 76%に達し、下水道管路施設の延長は約 45 万 km、そのうち建設後 50 年以上が経過する管路施設は、全国で約 1 万 km となっている。これらの下水道管路施設は、全国的に高度成長期以降に急激な整備が行われたこともあり、今後、老朽化施設の急増による下水道施設機能への影響とその対策が懸念されている（図 1.2-1 参照）。また、下水道管路に起因する道路陥没件数は、近年およそ 4,000 から 6,000 件で推移しており、その対策についても急務となっている（図 1.2-2 参照）。



出典：国土交通省

図 1.2-1 下水道管路の布設年度別整備延長



出典：国土交通省

図 1.2-2 下水道管路に起因する道路陥没件数

このような状況の中、下水道管理者としての責務を遂行し、将来増加する恐れのある下水道施設の機能停止や事故の発生とそれに伴う補修費等を予防・抑制するためには、予防保全型維持管理へと転換を図る必要がある(予防保全型維持管理への転換により想定される効果を表 1.2-1 に例示した)。

予防保全型維持管理を実施するためには、計画的な巡視・点検・調査を実施し、早期に不具合を見つけ、施設の劣化の状況を適切に予測して、事故や大規模な修繕に至る前に対策を講じる必要がある。しかし、予防保全型の維持管理を計画的に実施するための維持管理計画の策定率が約3割であるという現状に加え、維持管理計画を策定するための情報(施設情報、維持管理情報、資産情報等)の管理も十分とは言えない状況にある。

また、維持管理が必要な管路延長が年々増加する一方で、自治体の財政面等の制約により、下水道施設の維持管理費は横ばいあるいは減少傾向(図 1.2-3 参照)にある。加えて、下水道部署の職員、中でも技術職員数の削減は進んでおり(図 1.2-4、図 1.2-5 参照)、特に下水道職員数が小さい組織体制においては、限られたリソース(ヒト・カネ)の中で予防保全型維持管理への転換を図るには、維持管理の質を確保しつつ、より一層の効率化が求められる。

例えば、これまで個別発注されていた維持管理業務を包括的に、かつ複数年で発注することにより効率化を図り、包括的な維持管理業務委託の過程において予防保全型維持管理に移行していくために必要となる情報を効率的に収集・整理していく等の効率化を図る手法が考えられる。

このことから、関連する複数業務のパッケージ化と複数年契約を行う包括的民間委託は、民間の創意工夫を活かした維持管理の効率化と質の向上が期待される点から、予防保全型維持管理の導入における有効な支援ツールとして期待される。また、包括的民間委託には、予防保全型維持管理の導入を推進しながら、調査技術等の開発も含めた作業

の効率化に合わせて、メリハリをつけた調査箇所を選定や、調査延長(箇所)を増やし、その結果を受けて速やかな補修・改築を実施することで、施設全体の健全性を迅速に高めていく等の効果も期待される。

表 1.2-1 予防保全型維持管理への転換により想定される効果

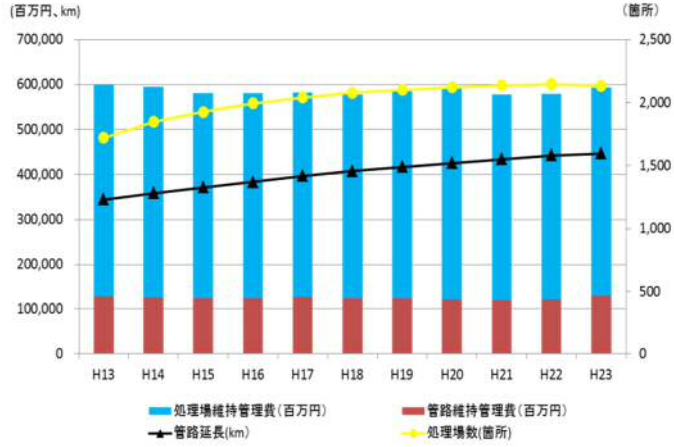
区 分		予防保全型維持管理	現状の維持管理
サービス水準	事故発生の防止	管路施設の全体を計画的に調査および問題がある場合は速やかな対応を図るため、事故発生の防止が期待される ^{注1)} 。	事後対応型であるため、事故発生防止は難しいことが想定され、施設の老朽化と共に事故が漸増するものと想定される。
	苦情件数	予防保全型維持管理を継続する事で、減少が想定される。	基本的には事後対応なので、漸増が想定される。
	下水道施設経年劣化の度合い	計画的な施設の概況調査により、広範囲に管きよの劣化抑制が期待される。	苦情・事故等の発生時に当該箇所を補修・修繕するため部分的な劣化抑制に留まることが想定される。
迅速性	補修作業等の迅速化	調査データの集積とりまとめによる不具合発見に合わせた補修作業等の迅速化・適正化。	原則として、調査業務、補修作業等を行う業者が異なるため作業の迅速化は困難。
経営面 ^{注2)}		中長期的な視点を含めた業務提案を求めることにより、トータルコストの縮減や事業費の平準化による管路施設のマネジメント効果の向上が期待できる。	単年契約のため、管路施設のマネジメント効果の向上が低いものと想定される。

出典：「下水道管路施設の包括的民間委託に関する報告書 平成 21 年 3 月 管路施設維持管理業務委託等調査検討会」の抜粋をもとに一部加筆

「下水道管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書—平成 24 年 4 月—管路施設維持管理業務委託等調査検討会」の抜粋をもとに一部加筆

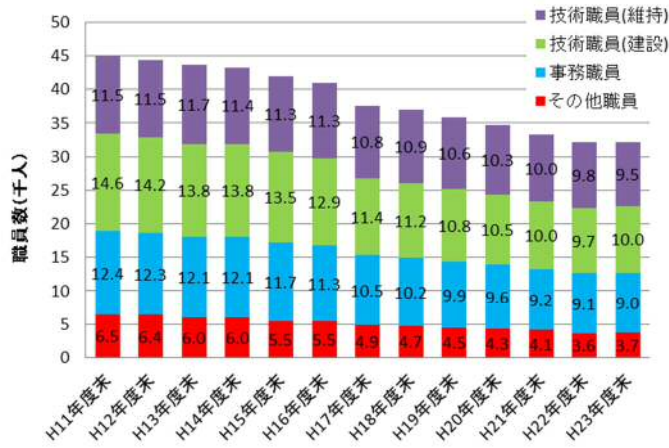
注 1) 事故発生の防止が期待されるが、予防保全型維持管理導入後も、突発的な不具合等の発生による事後対応がなくなることは想定しにくく、予算措置上の留意が必要である。

注 2) 事後対応型から予防保全型維持管理へと切り替えることで、調査量等が増え、初期投資額は増えることが想定される。しかしながら、その増額はこれまでほとんど実施されていなかった予防保全型維持管理に切り替えた影響である。予防保全型維持管理の導入に伴う中長期的なコスト削減のイメージは「3.2 包括的民間委託導入により想定される効果 図 3.2-1」を参照。



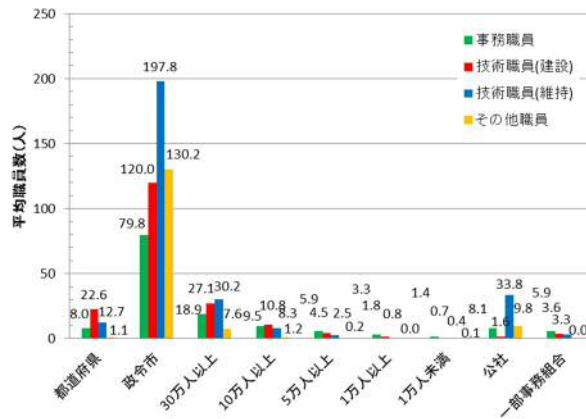
出典：下水道統計（公社 日本下水道協会）

図 1.2-3 処理場数、管路延長および維持管理費の推移



出典：下水道統計（公社 日本下水道協会）

図 1.2-4 全国の下水道部署正規職員数の推移



出典：平成 23 年度版下水道統計（公社 日本下水道協会）

図 1.2-5 都市規模別の下水道部署平均職員数

(2) 想定される包括的民間委託の導入効果

包括的民間委託導入により想定される効果について、表 1.2-2 に示す。

現状の維持管理（単一業務・単年契約）から、包括的民間委託（複数業務・複数年契約）への移行により、サービス水準や業務の効率性・迅速性、経営面において効果が期待される。

また、これらの効果は、民間事業者への自由度を持たせることにより、包括的民間委託の導入効果は向上することが想定される。

表 1.2-2 包括的民間委託導入により想定される効果

区 分		包括的民間委託 (複数業務・複数年契約)	現状の維持管理 (単一業務・単年契約)
サービス水準	下水道事務全般・ 住民サービスの 質的向上	委託者の発注事務の負担緩和に伴う他業務(特にマネジメント等)への傾注による下水道事務全般および住民サービスの質的向上が図られる。	包括的民間委託と比較して質的向上は難しいことが想定される。
効率性・迅速性	民間ノウハウの 活用	自由度を持たせた発注内容により、民間ノウハウの活用による業務の効率化・迅速化が期待される。	詳細な条件設定(仕様)に伴い、民間ノウハウの活用は困難。単一業務において詳細な条件設定(仕様)を行うため民間のノウハウを活用することは困難。
	補修作業等の 迅速化	調査データの集積とりまとめによる不具合発見に合わせた補修作業等の迅速化・適正化。	原則として、調査業務、補修作業等を行う業者が異なるため作業の迅速化は困難。
経営面		業務の包括化に伴う経費削減 [※] 、複数年契約に伴う、常時配置人員や資機材の効率的配置、車両等機材の長期レンタル等民間ノウハウによるコスト縮減余地の拡大が期待される。	単年契約のため、包括的民間委託と比較して、コスト縮減余地は狭いことが想定される。

出典：「下水道管路施設の包括的民間委託に関する報告書 平成 21 年 3 月 管路施設維持管理業務委託等調査検討会」の抜粋をもとに一部加筆

「下水道管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書—平成 24 年 4 月—管路施設維持管理業務委託等調査検討会」の抜粋をもとに一部加筆

また、詳細な効果については、「3.2 包括的民間委託導入により想定される効果」参照のこと。

※業務の包括化に伴う経費削減の観点からは、下水道管路施設のみでなく、状況に応じて下水処理場、ポンプ場とのパッケージ化によって、さらに効果は高まることが期待される。

1.3 包括的民間委託導入に当たりの留意事項

増大する下水道施設の老朽化対策として予防保全型維持管理の導入が急務であるが、包括的民間委託は、下水道施設の維持管理の効率化に資することを目的に導入するものであり、包括的民間委託の導入行為そのものが予防保全型維持管理に直結するものではない点について留意する必要がある。加えて、包括的民間委託の民間事業者への委託範囲は、あくまで維持管理行為の範囲にとどまり、下水道管理者としての責務は、依然として自治体側に残ることについて、留意が必要である。

【解説】

(1) 予防保全型維持管理の有効なツールとしての包括的民間委託の導入

予防保全型維持管理は、包括的民間委託を導入することだけで実現するものではないことに留意する必要がある。予防保全型維持管理は、点検・調査・清掃等について過去の調査結果等に基づいた優先順位や重点施設等を反映して調査周期を設定し、これらの維持管理方針を定めた維持管理計画に基づき維持管理を実施することが重要となる。また、それらの調査結果等は、予算化も含めた修繕計画の立案、工事等の実施へと反映されるとともに、継続的に記録・蓄積された調査結果は定期的に分析することで、より高度な維持管理計画へと見直しを図ることができる。包括的民間委託は、これらの一連の行為を通じて、予防保全型維持管理を実現するための有効なツールとして活用するものである。

(2) 包括的民間委託と下水道管理者の責務

包括的民間委託では、下水道施設の維持管理行為に関連した業務を民間に委託することを想定している。これより、包括的民間委託を導入しようとする自治体は、この委託行為によって下水道法第3条に定められた管理責任を免れたり、軽減されるわけではなく、各種法令に定められた管理者としての責任、緊急時における判断、受託者の業務遂行能力の見極めなどが委託者である自治体の責務として残ることを認識しておく必要がある。

1.4 本ガイドラインの構成

本ガイドラインは、下水道管路施設の維持管理に係る包括的民間委託導入の意義、標準的な導入スキーム（案）、導入時の検討事項、その他の留意事項および参考資料から構成される。

【解説】

本ガイドラインの構成および内容を以下に示す。

第1章 はじめに

- 本ガイドラインの作成の目的、包括的民間委託導入の意義と想定される効果、本ガイドラインの構成および用語の概要について記載している。

第2章 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入スキーム（案）

- 対象とする標準的な業務、業務の基本的な導入プロセス（案）、標準的な発注手法、標準的な作業フロー（案）および発注時に必要な資料について記載している。

第3章 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入時の検討事項

- 包括的民間委託の導入に向けての起案から承認までのプロセスおよび承認から発注までのプロセスにおける検討事項について記載している。

第4章 その他の留意事項

- 包括的民間委託の導入に関する留意事項として、標準的なパッケージ対象業務以外のパッケージ化および次世代の人材育成について記載している。

参考資料

- その他参考資料として、下水道管路施設の包括的民間委託導入事例、標準仕様書（例）および標準契約書（例）等について記載している。

1.5 用語の概要

本ガイドラインで取り扱う用語は、以下のとおりとする。なお、下水道施設の基本的な用語に関しては「下水道用語集 2000 年度」（社団法人日本下水道協会）に準拠する。

【解説】

用語	概要
維持管理	下水道管路施設の保守・点検および清掃等下水道の機能を保持するための行為で改築工事を伴わないもの。
維持管理計画	管路施設の場合、巡視・点検計画、清掃計画、調査計画および改築・修繕計画を取りまとめたもの。
委託者	業務発注および実施に関連する事項については、自治体を委託者として表記。
改築	排水区域の拡張等に起因しない「対象施設」の全部または一部の再建設あるいは取り替えを行うこと。 ①更新：改築のうち、「対象施設」の全部の再建設あるいは取り替えを行うこと。 ②長寿命化対策：改築のうち、「対象施設」の一部の再建設あるいは取り替えを行うことであって、更生工法あるいは部分取替え等により既存のストックを活用し、耐用年数の延伸に寄与するもの。
管きよ	下水を排除するために設けられる排水管および排水きよ。
管路	下水を排除するために設けられる排水施設。管きよ、マンホール、ます、取付け管、伏越し、雨水吐き室および吐き口などの総称。ポンプ施設は含まないが、この規格ではマンホール形式ポンプ場を含む。
管理保全業務	下水道管路施設について、平常時に行う定型的または緊急的な維持管理業務であり、巡視・点検、テレビカメラ等調査や定期清掃、計画的修繕といった計画に基づいて実施する「計画的業務」、不明水対策や臭気対策等原因調査を行い、対策を検討・実施する「問題解決業務」、住民からの苦情対応や突発事故への対応、他工事等の立会など、緊急的な対応が必要となる「住民対応等業務」に区分されるものである。

用語	概要
サービス水準	長期的な視点に立って、社会から求められる役割を踏まえて目指すべき目標（事業成果）
自治体	広く自治体に共通する事項については、自治体と表記。
災害対応業務	地震や風水害等により下水道管路施設が被災した場合に緊急的な対応を行う業務であり、被災状況の確認や二次災害を防止するための緊急措置など、自治体による対応を支援するもの。
事後対応型の維持管理	故障・異常の発生後に対応を行う対症療法的な維持管理手法。下水道施設機能への影響が小さいもの（応急措置が可能なもの）や予算への影響が小さいものに適用する。施設の老朽化の進行とともに事故等が増加し、一般市民等への影響の増大や、応急工事等の増加が懸念される。
受託者	業務受託後の民間事業者に関連する事項については、民間事業者を受託者として表記。
修繕	老朽化した施設または故障若しくは毀損した施設を修理して、下水道の機能を維持すること。
ます	排水設備の清掃、換気、点検および公共下水道との接続点における管理などを目的として設けられる施設。 注記 1 ますの蓋を含む。 注記 2 ますには、分流式汚水ます、分流式雨水ますおよび合流式下水道のますがある。
マンホール	管路の清掃、換気、点検および採水などを目的として設けられる施設。 注記 マンホールの蓋を含む。
民間事業者	広く民間事業者に共通する事項については民間事業者と表記。
予防保全型維持管理	適正な維持管理を計画的に行うことにより、施設の延命化を図り、総コストの縮減に資する維持管理手法。 下水道管路施設においては、点検・調査・清掃等について過去の調査結果等に基づいた優先順位や重点施設等を反映して調査周期を設定し、調査結果を記録・分析することで修繕計画の立案と予算化を行い、道路陥没や管路閉そく等を未然に予防するとともに施設の延命化を目指す維持管理方法といえる。

用語	概要
アセットマネジメント	中長期的な収支バランスの下で、適切な維持更新を含む事業全体の資産管理の最適化を行う手法。
ISO55000 シリーズ	<p>ISO55000 シリーズは、ISO55000、ISO55001、ISO55002 で構成される。</p> <p>ISO55000 はアセットマネジメントの概要・原則・用語、ISO55001 はアセットマネジメントにおいて方針、目標およびその目標を達成するためのプロセスを確立するためのしくみ（マネジメントシステム）の要求事項、ISO55002 はISO55001 を適用するためのガイドラインを規定。</p>

第2章 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入スキーム（案）

2.1 対象とする標準的な業務

下水道管路施設の維持管理に係る業務内容は多岐に渡るため、維持管理業務を包括的に民間委託する際には、個々の維持管理業務について相互関係を体系的に整理したうえで、包括的に実施することが有効と考えられる業務について、パッケージ化を行う。

【解説】

（1）下水道管路施設維持管理業務の体系的な整理

下水道管路施設の維持管理は、流下機能の確保、施設の保全（不具合による事故防止）および効率的な執行という観点から、様々な業務により構成されている。維持管理業務は、平常時の管理保全業務と災害対応業務に大別でき、管理保全業務は、維持管理計画に基づいて行われる巡視・点検、調査などによる「計画的業務」、不明水や悪臭等の解決を目的に行う調査その他の「問題解決業務」および道路陥没等の事故や住民情報に対する対応業務ならびに他工事等立会等の「住民対応等業務」に区分することができる。

一方、下水道管路施設に対して適切な維持管理を続けていくためには、維持管理計画作成のもと、事後対応型から予防保全型維持管理体制へと移行することが重要である。その効果的な手法として、複数業務の包括的な委託があり、予防保全型維持管理を行う上での基礎となる巡視・点検、調査等から構成される「計画的業務」のパッケージ化を基本として、「問題解決業務」、「住民対応等業務」および「災害対応業務」等についても、自治体の管路管理の状況や課題等に応じて付加することが可能である。

表 2.1-1 下水道管路施設の包括的民間委託における標準的なパッケージ対象業務

区 分		備考
1)管理保全業務		
①計画的業務	巡視・点検業務	
	調査業務(目視、TVカメラ、その他)	
	清掃	定期清掃
	修繕	計画的修繕
	維持管理情報の管理	
	次年度以降の維持管理業務の提案	
	下水道管路維持管理計画の見直し	
②問題解決業務	不明水対策、悪臭対策等	
③住民対応等業務	事故対応(道路陥没、管路閉塞等)	緊急清掃、緊急修繕等を含む
	住民対応(苦情を含む)	緊急清掃等を含む
	他工事等立会	
2)災害対応業務		
被災状況把握等		
二次災害防止等緊急措置・対応		

基本パッケージ
必要に応じて追加

なお、ここでは、計画的業務の巡視・点検、調査、清掃および修繕*については、下水道管路維持管理計画や管路施設改築計画（ここでは修繕計画を含む）が既に定められていることを前提として扱っているが、これから予防保全型維持管理を始める自治体においては、これらの各種計画を策定していないことも想定される。その場合に、これらの計画的業務を包括的民間委託によって実施する際には、管路施設に係る建設や維持管理の情報（下水道管渠台帳等）を事前に整理し、維持管理の現状について再認識したうえで、公告時に応募者に対して、対象とする維持管理項目や対象施設について明示出来るように努める必要がある。また、包括的民間委託を導入した後は、委託の結果を受け、出来るだけ速やかにこれらの計画を策定し、予防保全型維持管理に移行していくことが重要となる。

また、職員や財源の不足が深刻化している中小自治体においては、施設の状況が深刻化する前に、施設状況を把握するために必要な調査、データ蓄積を行い、得られたデータを基に、組織内部において将来のリスクの説明を行い、必要な職員と財源を確保する努力を続けながら予防保全型維持管理へシフトしていく必要がある。

※ここでの修繕は、日常的に発生する小規模の修繕工事を対象としており、大規模修繕工事や改築工事は含んでいない。それらについては別途発注を検討することを想定している。

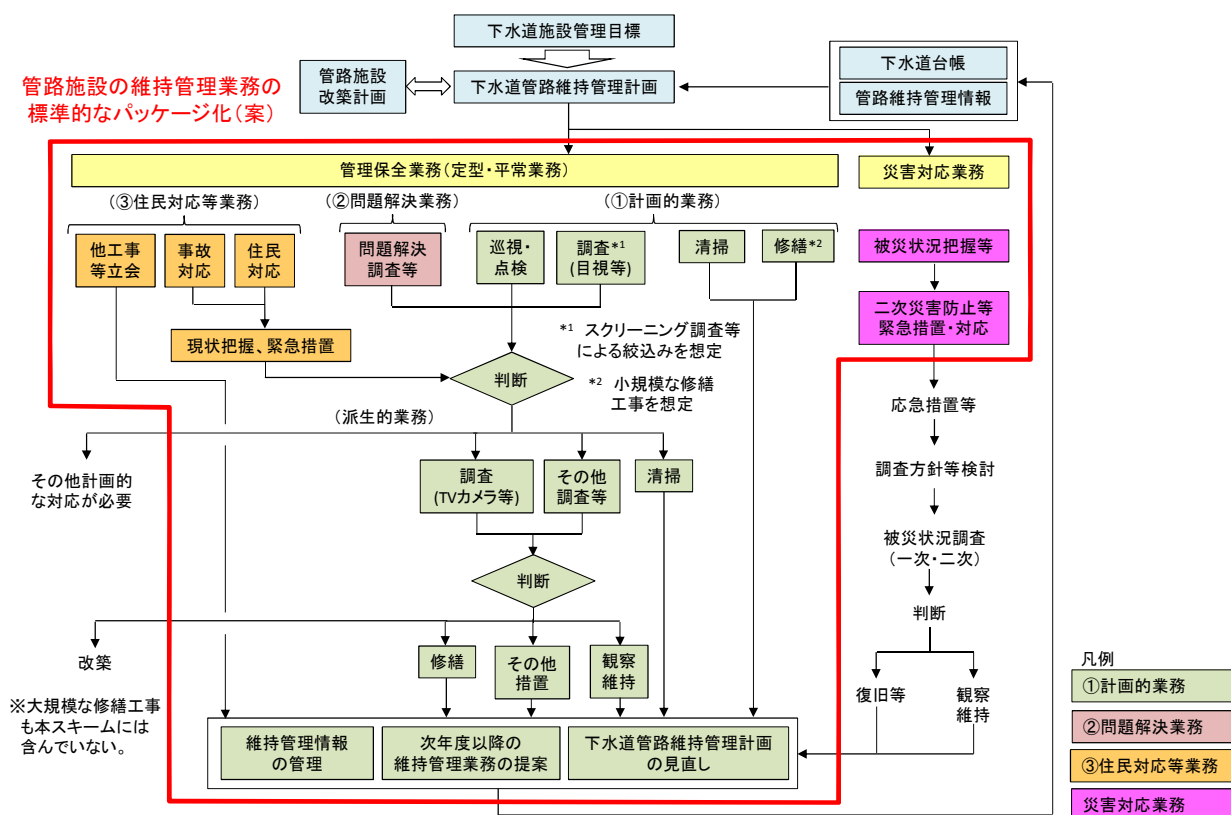


図 2.1-1 下水道管路施設の包括的民間委託における標準的なパッケージ化(案)

(2) 標準的なパッケージ化の対象となる業務

標準的なパッケージ化(案)における各業務内容について、概要を以下に示す。なお、詳細については、「下水道維持管理指針」(社団法人 日本下水道協会)等を参照されたい。

1) 管理保全業務(定型・平常業務)

① 計画的業務

計画的業務について、包括的民間委託導入時には、標準的な実施周期や実施手法に基づいた仕様での発注となることが予想されるが、包括的民間委託を継続していく中で、受託者から実施周期や実施手法について提案を受けるなど、民間の創意工夫を積極的に取り入れ、効率的で持続可能な業務内容となるようなインセンティブ契約も可能である。

イ. 巡視・点検

巡視・点検は、管路施設が埋設された道路の状態、マンホールのふたの状態、マンホールの内面、マンホールから目視できる範囲の管面、堆積物および下水の流下状況を観察することによって、管路施設の状態を把握しようとするものである。

i) 定期点検と臨時点検

巡視・点検には、施設の機能を保持するための流下状況、沈殿物の堆積状況、施設の保全のための損傷状況および事故防止のための点検等がある。これらは計画的に実施し、点検に当たっては記録簿を作成する。

ii) 点検の周期

下水道管路網は、面的に広い範囲にわたっており、これらの巡視・点検を効率的に行うには、地域をブロックに分割し、ローテーションを組んで実施する。また、各地域の傾向を把握し、問題の多い地域を重点的に実施する等効果を考慮して、計画的に行うことが必要である。

管路施設における計画的な巡視・点検の周期は、「下水道維持管理指針」(社団法人 日本下水道協会)では下記のように例示されている。

表 2.1-2 巡視・点検の周期の例

区分 供用 開始後の経過年数		マンホール 管きよ	伏越し	マンホール ポンプ	雨水 吐き室	吐き口	汚水ます	雨水ます	ゲート
		0~30年 経過	3年に 1回	1年に 1回	月に1回	2年に 1回	1年に 1回	3年に 1回	3年に 1回
	30年以上 経過	1年に 1回	1年に 1回	月に1回	1年に 1回	1年に 1回	3年に 1回	3年に 1回	半年に 1回

出典：下水道維持管理指針（社団法人 日本下水道協会）

個々の管路施設は、それぞれ異なった状況下に置かれているため、過去の維持管理情報（点検・調査結果、管路施設の重要度・経過年・場所等）を基に巡視・点検の周期を設定する必要がある。また、雨期前には、伏越し、雨水吐き室、吐き口、地形上雨水が集中しやすい場所および流下状況が不良な箇所等は、重点的に点検する必要がある。

ロ. 調査

調査は、点検によって発見された異常箇所について、視覚調査をはじめとする各種調査でその状態を把握し、異常の程度を見極めて、清掃、しゅんせつおよび修繕等の対策につなげるという重要な役割を有している。調査の主な項目は以下のとおりとなる。

- ・視覚調査（変状、損傷および土砂等堆積物）
- ・浸入水調査（誤接合、水量および水密性）
- ・腐食・劣化調査
- ・布設環境状態調査（地下水位および空洞）
- ・水質調査、悪臭調査
- ・その他の調査

管内の異常の大部分は、視覚調査によって確認することができるが、例えば、管路施設の水密性は、地下水位が高く、浸入水や流入水が目視できる場合にのみ確認できるため、目視できない場合にも適用できる調査手法により確認する必要がある。

視覚調査は定期的に行うのが望ましい。マンホール・管内調査の周期の例を以下に示す。

表 2.1-3 マンホール・管内調査の周期の例

項目	実施場所	供用開始後経過年	実施周期	備考
マンホール内 目視調査	マンホール内 及び上下流管きよ	0～30年	5年に1回	
		30年以上	3年に1回	
潜行目視調査	内径800mm以上	0～30年	10年に1回	取付け管も含む
		30年以上	7年に1回	取付け管も含む
テレビカメラ調査	内径800mm未満	0～30年	10年に1回	取付け管も含む
		30年以上	7年に1回	取付け管も含む

出典：下水道維持管理指針（社団法人 日本下水道協会）

また、視覚調査は、巡視・点検によって変状、損傷土砂堆積およびその他異常な現

象が発見された場合にも行う。

視覚調査には、目視調査、簡易テレビカメラ調査およびテレビカメラ調査がある。

i) 目視調査

目視調査は、管路施設に直接調査員が入り、目視によりその性状を把握する調査方法である。

内径 800mm 未満の本管および取付け管は、マンホールやますから鏡と強力ライトを用いて、また内径 800mm 以上の本管は、歩行可能であれば調査員が管内に潜行して行う。

ii) 簡易テレビカメラによる調査

簡易テレビカメラは、伸縮可能な操作棒の先にカメラとライトを取り付けたものであり、これを地上からマンホールに挿入し、地上にいる調査者が手元のモニターを見ながらズーム機能等を駆使して、管内を点検・調査するものである。

iii) テレビカメラによる調査

テレビカメラ調査を行う本管および取付け管の管径は、内径 150～800mm 未満を原則とし、内径 800mm 以上の管きよについては、流量が多い場合や危険ガスが予想される場合等、調査員が管路内に入ることができない場合に用いることが多い。

テレビカメラ調査は、通常の点検・調査のほか、緊急対応調査、出来形の確認調査、引継検査の確認調査および他工事による影響調査など広範囲に行われている。

ハ、清掃（定期清掃）

管路施設は、下水中に存在する固形物や混入した土砂等が沈殿し堆積すると、流下能力が減少し閉塞に至るばかりでなく、悪臭や有害ガスが発生する。このため、適宜、清掃およびしゅんせつを行うことで、管きよの適正な管理と流下能力を確保することが必要である。

また、合流式下水道の雨水吐き口からの雨天時における未処理放流水の放流汚濁負荷を減少させるためには、吐き口から上流分の管路施設の清掃およびしゅんせつを行うことは有効な手段の一つである。

管路施設の清掃は、閉塞や堆積が確認されてから実施するだけでなく、定期的にも実施することが望ましい。

土砂や汚泥の堆積の程度は箇所により異なるが、緊急清掃を度々実施しなければならない箇所は、重点的に巡視・点検を行ない、これ以外の箇所は、通常の巡視・点検、調査を行った結果に基づき、定期的に清掃を実施すべきである。

管路施設がどのような状態にある時に清掃に着手するかという基準の一例を表 2.1-4 に示す。また、定期的に清掃を行う場合の実施周期の一例を表 2.1-5 に示す。

表 2.1-4 清掃着手基準の例

区 分	基 準 値	備 考
汚泥・土砂堆積深	5～20%堆積時	経済性および沈下・たるみの状況考慮
油脂付着	付着確認時	油脂類の付着は成長し、閉塞原因となる。 発生源調査、指導
モルタル付着・堆積	付着・堆積確認時	閉塞原因となる。 発生源の調査・指導等
侵入根	侵入確認時	成長し閉塞の原因となる。 再侵入防止を計画・実施
異物混入(投入)	確認時	閉塞原因となる。 除去方法の計画・実施
たるみ、沈下、滞流	確認時	汚泥等が堆積しやすい。 有害ガスの発生原因、清掃周期の検討

出典：下水道維持管理指針（社団法人 日本下水道協会）

表 2.1-5 定期的な清掃の実施周期の例

施設・部位	経過年	
	0～30年	30年～
管 き よ	5年に1回	5年に1回
マンホール	5年に1回	3年に1回
伏 越 し	1年に1回	1年に1回
マンホールポンプ	3月に1回	3月に1回
雨水吐き室	2年に1回	1年に1回
吐 き 口	1年に1回	1年に1回
汚 水 ま す	5年に1回	5年に1回
雨 水 ま す	1年に1回	1年に1回
取 付 け 管	15年に1回	5年に1回
ゲ ー ト	1年に1回	1年に1回

出典：下水道維持管理指針（社団法人 日本下水道協会）

二. 修繕

施設の損傷または老朽化等による機能低下を点検および調査等により発見したときは、その原因を的確に把握し、機能回復のため速やかに適切な措置を実施しなければならない。

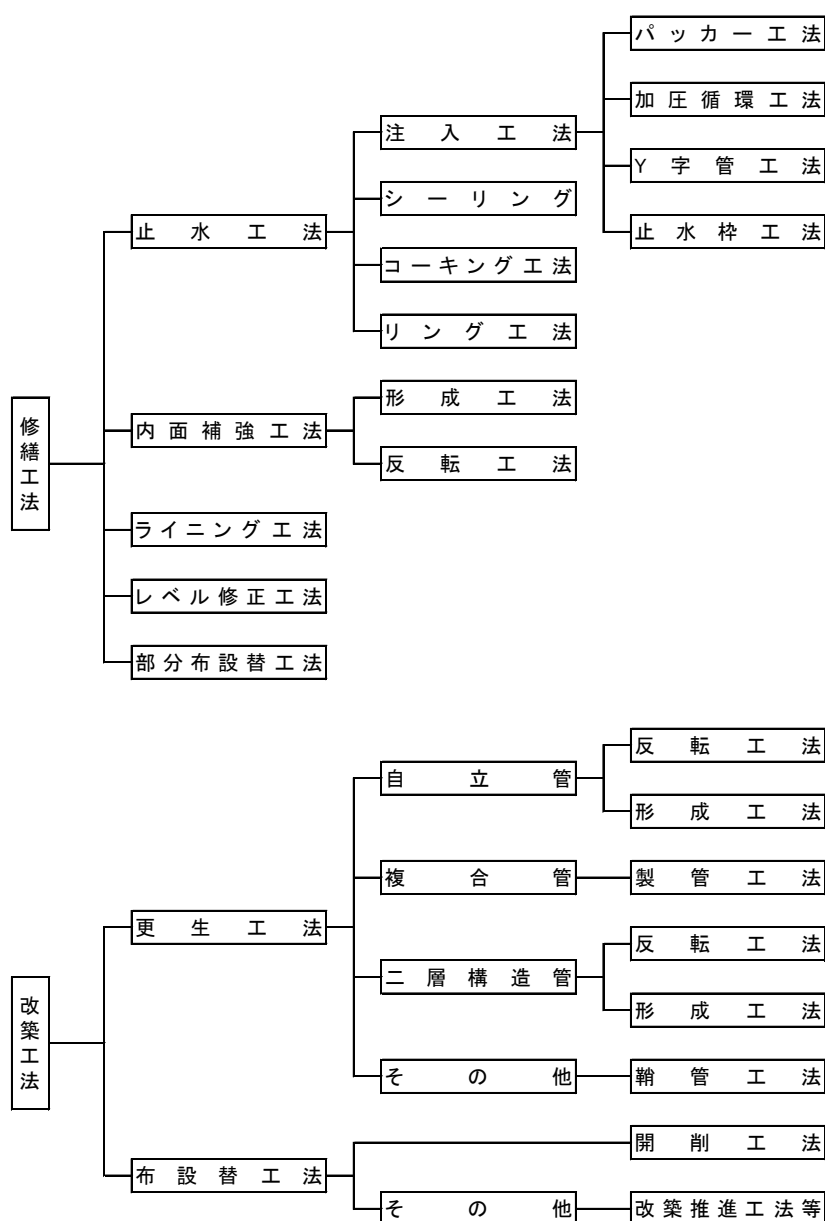
機能回復のための業務には、維持管理業務としての修繕と、建設事業としての改築があり、それぞれ以下のように定義される。

修繕…老朽化した施設または故障若しくは毀損した施設を修理して、下水道の機能を維持すること。

改築…既存の施設を新しい施設に取り替えること。なお、機能の拡充を図るため

に新しい施設に取り替える場合は、「改築」でなく、「設置」に該当する。

修繕工事には、管きよ、マンホール、取付け管の止水工事、部分的な布設替え工事等があり、また、ますふた、マンホールふた、縁コンクリート、側塊、足掛金物の取替え、マンホール内インバート、管きよの目地等の修復、道路舗装に伴うます・マンホール等のかさ上げおよび切り下げ等も含まれる。修繕・改築工法に利用されている工法を分類したものを以下に示す。



出典：下水道維持管理指針（社団法人 日本下水道協会）

図 2.1-2 修繕・改築工法の分類

修繕工事は、施設の損傷状況等により緊急に対応しなければならないものと、時間的にある程度余裕があり、計画的に対応できるものに分類することができる。

i) 緊急的修繕工事

- ・ 交通（管路施設の損傷に起因する道路陥没等）および公衆衛生上緊急を要する修繕工事
- ・ 住民の生命財産に多大な影響が予想される場合等に緊急に施工する修繕工事
- ・ 負担金付修繕工事

緊急に修繕を要するときは、あらかじめこの事態に備えて夜間および休日における「緊急連絡体制」（一覧表）を設置しておくとともに、職員あるいは業者（あらかじめ年間契約等により決定）を現場に急行させ、現況に即応できるよう措置しておくことおよび完了後費用が精算できるような設計書の様式を作成しておくことが肝要である。

ii) 計画的修繕工事

管路施設が、布設され、供用されれば、老朽化、機能低下および異常の発生等が生ずるのは避けがたいことであり、修繕についても、巡視・点検結果やこれらに基づく各種調査結果等により、修繕計画の策定および実施を行うことが必要である。

ホ. 維持管理情報の管理

各種調査結果や住民からの苦情等への対応など維持管理情報をデータベースとして整理し、管理を行うことが重要となる。

へ. 次年度以降の維持管理業務の提案

維持管理業務の実施経験を生かし、次年度以降の維持管理業務について改善提案を行う。

ト. 下水道管路維持管理計画の見直し

維持管理業務における知見を生かし、下水道管路維持管理計画の見直し提案を行う。

② 問題解決業務

問題解決業務としては、以下の業務が挙げられる。

イ. 不明水対策

不明水対策に係る各種調査や対策検討業務。

ロ. 悪臭対策

悪臭対策に係る各種調査や対策検討業務。

③ 住民対応等業務

住民対応等業務としては、以下の業務が挙げられる。

イ. 事故対応

管路施設に関わる道路陥没事故や管路閉塞事故等について、緊急清掃、緊急修繕等の対応を行う業務。

ロ. 住民対応

住民からの苦情等の連絡に対し、連絡の受付および緊急清掃等の対応ならびに情報の蓄積を行う業務。

ハ. 他工事等立会

近接・承認工事（他企業工事）、施設の一時使用の立会等について、対応を行う業務。

2) 災害対応業務

災害対応業務としては、以下の業務が挙げられる。

イ. 被害状況把握等

地震・風水害等災害時において、自治体と協力して被害状況の把握等を行う業務。

ロ. 二次災害防止等緊急措置・対応

地震・風水害等災害時において、二次災害を防止するために、バキュームカーの手配やポンプによる仮排水を行う等、代替機能を緊急的に措置する業務。

2.2 業務の基本的な導入プロセス（案）

標準的な事業スキームに沿った包括的民間委託の基本的な導入プロセス（案）について、以下に示す。

【解説】

包括的民間委託業務の契約期間は複数年であるが、1期に相当する期間の導入・実施プロセスには、図 2.2-1 のような事項が想定される。

契約締結までのフェーズには大きく分けて導入準備と受託者選定プロセスがあり、契約締結後のフェーズでは業務の準備・実施から完了までのプロセスがある。

本ガイドラインでは、主として契約締結までのプロセスについて整理を行う。

中でも、導入準備のプロセスでは、公告までの内部調整をはじめとした包括的民間委託導入のために特に重要なプロセスであり、第3章で詳述する。導入準備以降は、導入準備の検討を通じて作成された公告資料により、受託者の選定を行う。



図 2.2-1 業務の基本的な導入プロセス（案）

2.3 標準的な発注手法

下水道管路施設の維持管理に係る包括的民間委託は、仕様発注による複数年契約を想定している。ただし、対象とする施設の状況把握ができており、委託した管理業務のうち、業務に伴う効果や影響等の因果関係が明確となるものについては性能発注の導入を検討する。

また、受託者の選定方式については、民間の創意工夫を活かした技術提案がなされるよう考慮した選定方式について検討するものとする。

【解説】

(1) 契約期間について

「下水道管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書－平成24年3月－管路施設維持管理業務委託等調査検討会」では、『管路施設の維持管理における包括的民間委託については、当面は、複数年契約を基本としつつ、性能発注化については、特に民間事業者が抱えるリスクの大きさへの懸念等から、今後、国のモデル事業等による検討結果を踏まえ、改めて議論を行うこととする。』としている。

処理場およびポンプ場における包括的民間委託では、既に複数年契約による委託が継続されている。管路施設においても、自治体の事務負担緩和や、民間の安定した業務遂行および人材や資源の融通性の向上等に伴う維持管理の効率化および質の向上を目的に複数年契約を原則とする（具体的な契約年の事例は「3.3 業務概要の整理（3）包括的民間委託の委託期間」を参照）。

(2) 発注方式について

維持管理の効率化と質の向上には要求水準を定めた性能発注方式による発注が効果的と考えられ、処理場およびポンプ場における包括的民間委託でも、これまで多くの実施例がある。

一方、下水道管路施設の維持管理に係る包括的民間委託は、以下の点から性能発注を標準化させることが困難、リスク分担が難しいとされている。

- ① 管路施設のほとんどは、公道上に広範囲に設置されているため、施設の状況を常時監視することが難しい。
- ② 管路施設の状況が、受託者の作業上の責によらない外的要因（交通荷重等）により変化してしまうことから、一定の確度のある性能基準、つまり、受託者の業務を評価・監視する指標が設定しづらい。一定の確度のある性能基準でなければ、民間事業者にとってはリスクが大きい。
- ③ 不法投棄による溢水、他企業工事による破損事故など原因究明できるものもあるが、重車両の通行に起因する道路陥没や調査の見落としの可能性等原因がはつき

りしない場合がある。

- ④ 下水処理場のように法律で定められた水質等の基準値がない。
- ⑤ 下水道台帳等の管路施設情報や過去の点検・調査等の維持管理情報が十分に管理・蓄積されていないため、ふさわしい性能設定ができない。

出典：下水道管路施設の包括的民間委託に関する報告書 平成 21 年 3 月
管路施設維持管理業務委託等調査検討会

このことを受けて、「下水道管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書－平成 24 年 3 月－管路施設維持管理業務委託等調査検討会」では、『当面、複数年契約および仕様発注を基本とし、性能発注化については、今後、国におけるモデル事業等の検討結果を踏まえ、改めて議論を行うこととする。』とされていた。

本ガイドラインでは下水道管路施設の維持管理に係る包括的民間委託は、上記のような課題があることから、仕様による発注を想定した導入時の検討事項等を示している。ただし、対象とする施設の状況把握が委託者および受託者の双方にできており、委託した管理業務のうち、業務に伴う効果や影響等の因果関係が明確となるもの（例えば清掃に伴う管路の閉塞の未然防止、住民からの通報に対する対処時間等）については性能発注の導入を検討する。

(3) 受託者選定方式について

受託者選定方式として、一般競争入札、指名競争入札、総合評価一般競争入札、公募型プロポーザルが挙げられるが、各選定方式の特徴は以下のとおりである。

表 2.3-1 受託者選定方式の特徴

特徴	方式	一般競争入札	指名競争入札	総合評価一般競争入札	公募型プロポーザル
費用重視					
技術能力重視					
技術提案		無	無	有	有

1) 一般競争入札方式

一般競争入札方式とは、委託者が入札公告に示した競争参加資格を満たす者は、自らの意思で入札に参加でき、希望者すべてを競争に参加させ、最も低価格の入札者を落札者とする契約方式である。

<地方自治法上の位置付け>

地方公共団体の売買、貸借、請負その他の契約は、指名競争入札、随意契約またはせり売りにより締結することができる場合以外は、すべて一般競争入札によるものとされている。(地方自治法第 234 条第 1・2 項)

一般競争入札は、誰でも入札の機会を与えるべきものであるが、入札参加者の能力の適否が契約の履行に重大な影響を及ぼすため、公正性を失わない範囲で入札参加者の資格を定めている。(地方自治法第 234 条 6 項、同法施行令第 167 条の 4 以下)

2) 指名競争入札方式

指名競争入札方式とは、委託者が資力、信用その他について適当であると認める特定多数の者を選んで、入札の方法により競争させ、この中から、委託者に最も有利な条件を提示した入札者を落札者とする契約方法である。

<地方自治法上の位置付け>

地方公共団体が行う契約は、一般競争入札が原則である(地方自治法第 234 条第 1・2 項)が、次の三つの場合に限り、指名競争入札ができる。(同法施行令第 167 条)

- 一 工事または製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質または目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質または目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

3) 総合評価一般競争入札方式

総合評価一般競争入札方式とは、落札者の決定に当たって、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者の内、価格のみならず、技術力等その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とする契約方法である。

<地方自治法上の位置付け>

公平性の観点から総合評価方式による競争入札を行おうとするときは、あらかじめ価格その他条件を定めた落札者決定基準を定めなければならない。

さらに、客観性を確保するため、学識経験者からの意見を聴かなければならないとされている。(地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項) ※

※落札者決定基準を定めるときは、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

なお、学識経験者による委員会を設置する場合、条例で定めるとともに議会の承認が必要な場合があり、スケジュール設定において留意が必要である。

4) 公募型プロポーザル方式

公募型プロポーザル方式とは、委託者が公告に示した競争参加資格を満たす者の内で、価格以外の要素（技術提案）を考慮した評価を行い、この選定過程により決定した受託者との間で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する随意契約条件を満たすものとして、随意契約を締結する契約方法である。実際上の受託者選定の手続きは、総合評価一般競争入札方式とほぼ同様であるが、優先交渉権を確保した民間事業者と契約交渉の協議を行うことが特徴として挙げられる。

これらの受託者選定方式のうち、一般競争入札および指名競争入札は、入札価格により受託者を選定する方式である。

包括的民間委託の受託者選定方式においては、民間の創意工夫を活かした技術提案がなされるよう、総合評価一般競争入札、あるいは公募型プロポーザル方式について検討を行うことを基本とする。

2.4 標準的な作業フロー（案）

包括的民間委託の受託者選定方式においては、推奨されている総合評価一般競争入札方式、あるいは公募型プロポーザル方式について標準的な作業フロー（案）の例示を行う。

【解説】

（1）総合評価一般競争入札方式における標準的な作業フロー（案）

標準的な作業フロー（案）は、「委託者における導入の準備」、「受託者の選定」、「業務の準備・実施」および「完了」の4段階に大別される。

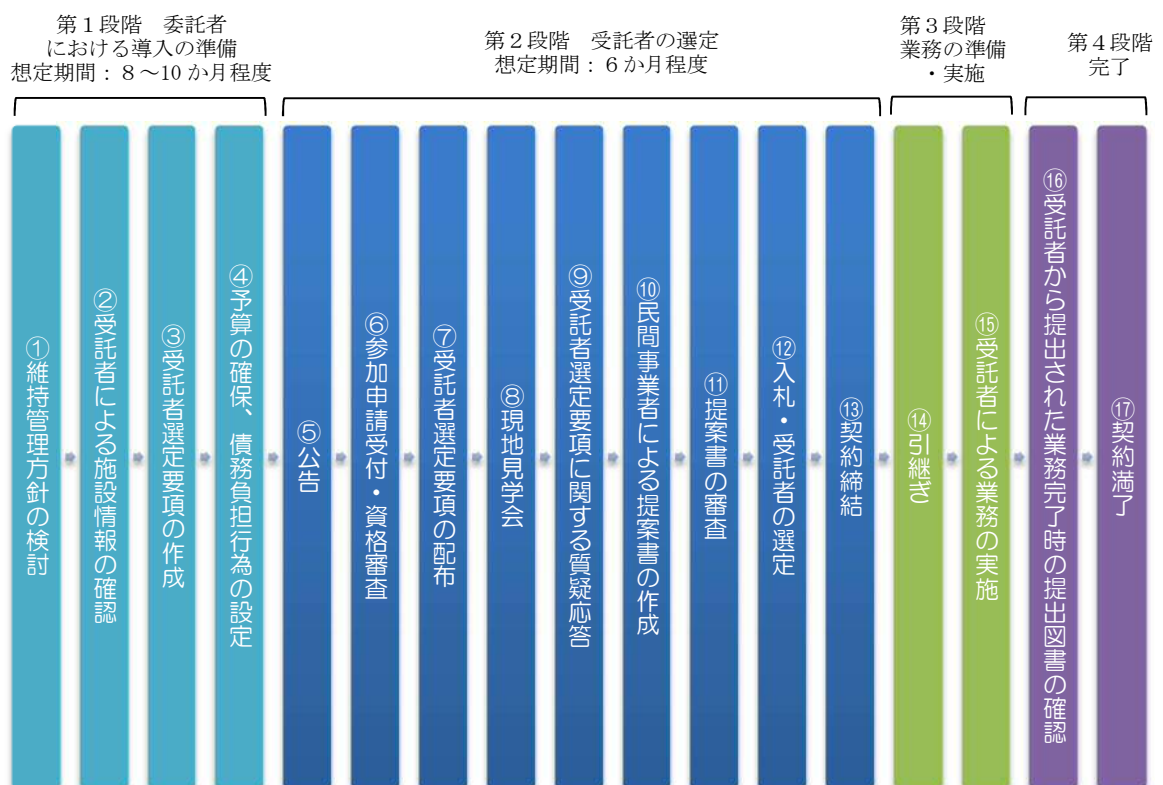


図 2.4-1 総合評価一般競争入札における標準的な作業フロー（案）

第1段階：委託者における導入の準備

①維持管理方針の検討

- ・管路施設の情報や管理状況等を踏まえて、下水道管理者としての今後の管理方針を検討する。

②委託者による施設情報の確認

- ・公告時の閲覧資料の対象となる、公共下水道台帳、維持管理情報、改築修繕計画等関連計画について、発注時に必要となる情報について事前に確認を行う。

③受託者選定要項等の作成

- ・包括的民間委託業務の業務内容や契約条件をまとめた受託者選定要項を作成する。特に重要なものは、業務仕様書および契約書案であり、十分に検討する必要がある。
- ・落札者決定基準を定めるときには、地方自治法施行令第167条の10の2第4項により、学識経験者の意見を聞かなければならない。
- ・なお、学識経験者による委員会を設置する場合、条例で定めるとともに議会の承認が必要な場合があり、スケジュール設定において留意が必要である。

④予算の確保、債務負担行為の設定

- ・公告に先立って、委託費について検討を行う。
- ・包括的民間委託では、複数年契約を締結するため、債務負担行為の設定が必要である。

第2段階：受託者の選定

⑤公告

- ・発注に関する公告を行う。

⑥参加申請受付・資格審査

- ・民間事業者からの参加申請を受け付け、資格審査を行う。

⑦受託者選定要項の配布

- ・資格審査を通過した応募者に、③で作成した受託者選定要項を配布する。

⑧現地見学会

- ・民間事業者が適切な技術提案を行うことが可能なように、当該施設の必要情報について公告資料（閲覧資料含む）のみではなく、現地見学会を通じた確認を行うことが望ましい。

⑨受託者選定要項に関する質疑応答

- ・包括的民間委託は、従来の委託方式と大きく異なり、また各々の事業で条件等が異なることから、文書による民間事業者からの質疑応答等を行い、委託者と民間事業者の間に認識のずれ等がないようにしておくことが望ましい。

⑩民間事業者による提案書の作成

- ・民間事業者は、委託者により提示された受託者選定要項および現地見学会、質疑応答の結果に基づき、業務仕様書の内容を満足する提案書を作成し、提出する。

⑪提案書の審査

- ・委託者は、民間事業者から提出された提案書に基づき、業務仕様および課題が満足されるかどうか、提案書を審査する。

⑫入札・受託者の選定

- ・委託者は、提案書の審査を通過した民間事業者を対象として入札を行い、提案内容と価格を点数化し、点数が最も優れた応募者を選定する。

⑬契約締結

- ・受託者選定要項で提示した契約書案に基づき、必要に応じ詳細について協議を行った上で、委託者と民間事業者は、契約を締結する。

第3 段階：業務の準備・実施

⑭引継

受託者は、契約締結日から運営開始日までの間を業務準備期間として、以下の事項を行う。

○事業実施計画書の作成

⑩において提出した提案書と同じ内容を持つ事業実施計画書を提出し、委託者の確認を受ける。

○委託者（既に民間委託を実施している施設にあっては現在の受託者）からの引継

業務内容の確認

データの管理状況の確認

対象施設に固有な維持管理方法（引継事項）の確認 など

⑮受託者による業務の実施

・受託者は運営開始日までに引継を終了し、業務を開始する。

第4 段階：完了

⑯受託者から提出された業務完了時の提出図書の確認

・受託者は、運営期間満了に伴う次の受託者の選定手続きに支障がないよう業務完了時の提出図書を提出する。委託者は、受託者から提出された提出図書を確認する。

⑰契約満了

・契約終了日をもって、受託者は業務を終了する。

(2) 公募型プロポーザル方式における標準的な作業フロー（案）

標準的な作業フロー（案）は、「委託者における導入の準備」、「受託者の選定」、「業務の準備・実施」および「完了」の4段階に大別される。

総合評価一般競争入札との違いは、提案書審査後は入札行為を行わず、優先交渉権を確保した民間事業者と契約交渉の協議を行い、受託者の選定を行うという点が挙げられる。

なお、第1段階において、例えば受託者選定要項作成時に、学識経験者からの意見聴取等を実施する場合には、さらに当該作業スケジュールを追加した想定期間が必要と考えられる（その他のプロセスは、前述の総合評価一般競争入札と同様）。

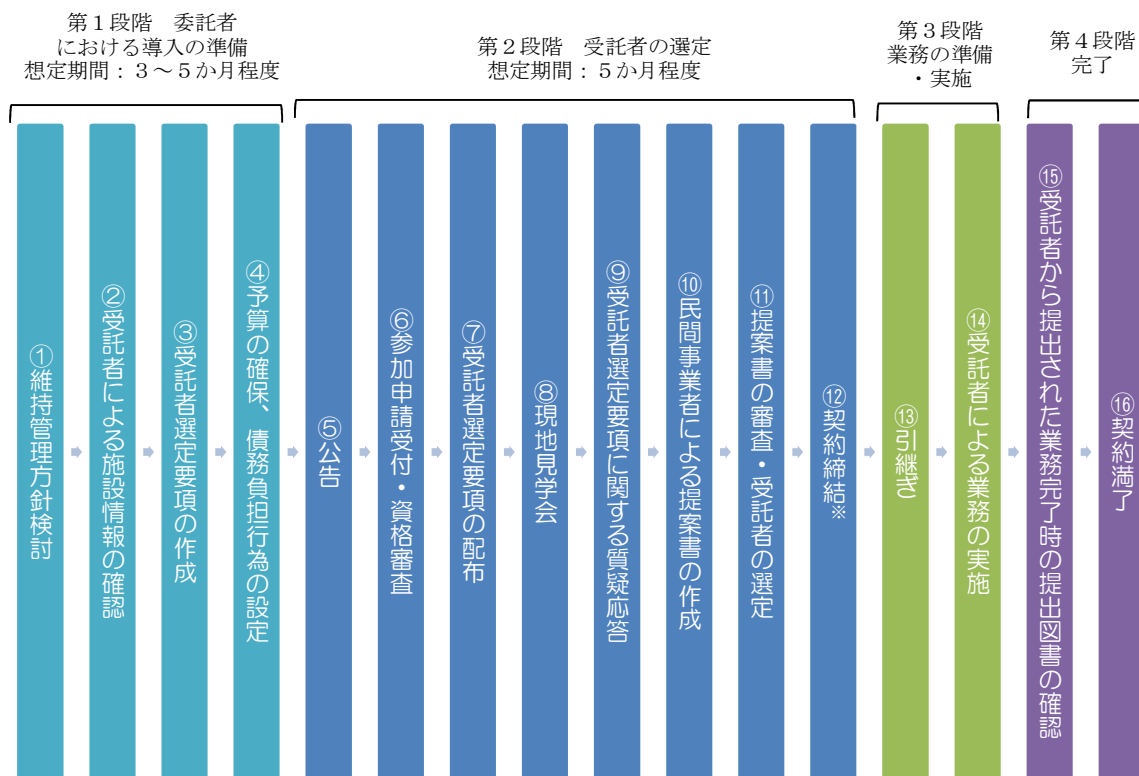


図 2.4-2 公募型プロポーザルにおける標準的な作業スケジュール（案）

※優先交渉権を確保した民間事業者と契約交渉の協議を行った後、契約締結。

2.5 発注時に必要な資料

業務発注時に必要と考えられる公告資料としては、受託者選定要項およびその他関連資料が挙げられる。

【解説】

業務発注時に必要と考えられる公告資料としては、受託者選定要項およびその他関連資料が挙げられる。

包括的民間委託における一般的な受託者選定要項として、公告、説明書、審査基準、業務仕様書、契約書（案）、技術提案書提出書類および参考資料が挙げられる。

受託者選定にあたって必要な事項は、受託者選定要項で網羅的な整理を行うとともに、その他参考資料（主として閲覧資料）については、民間事業者からの技術提案が適正に行われるよう、必要な開示情報について整理する必要がある。

また、これらの資料は、採用する受託者選定方式とも整合のとれた公告資料とする必要がある。

表 2.5-1 受託者選定過程における公告資料（案）

区 分		基本方針
受託者選定要項	公告	<ul style="list-style-type: none"> 本委託の公告の概要について示したもの
	説明書	<ul style="list-style-type: none"> 受託者選定の手続きやスケジュールを示したもの 評価の基準や方法等も表記する
	審査基準 (落札者決定基準等)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者選定の方法、技術評価基準について示したもの
	業務仕様書 (標準仕様書 +特記仕様書)	<ul style="list-style-type: none"> 業務の範囲や内容、受託者の遵守すべき事項を定めたもの 具体的な内容については特記仕様書により定める
	契約書(案)	<ul style="list-style-type: none"> 受託者との契約のベースとなるもの 提案内容も踏まえ、委託者と受託者の双方合意のもとに作成
	技術提案書提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 各種提出書類や技術提案に係る様式を定めたもの
その他	参考資料	<ul style="list-style-type: none"> 提案書作成において参考とする資料 (管路台帳、維持管理情報、関連計画など)

第3章 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入時の検討事項

3.1 導入検討のフェーズと基本的な検討事項

下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託の導入にあたっては、業務内容の整理や、契約方式および仕組み等も含めた事業スキームの検討を始めとして、予算確保、発注までの準備作業、事業者選定等、検討および準備事項が多岐に渡るため、関係部門のメンバーにより作業体制の整備を図り、導入準備を円滑に進めることが望ましい。

本ガイドラインでは、導入検討のフェーズを、「起案から導入の承認まで」、および「導入の承認から発注まで」に大別し、整理を行った。

【解説】

下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託の導入検討は、大きく2つのフェーズに区分することができる。1つ目は、包括的民間委託を導入する目的や、委託する業務内容等を整理するまでの、これまで下水道管路施設の維持管理を主に担ってきた部門による検討や判断事項が占めるウェイトが高い部分、2つ目は、入札・契約手続き等を主として担う部門による検討が占めるウェイトが高い部分やこれらの関連部門全体での検討・調整事項による部分からなる。

導入準備を円滑に進めるためには、導入準備の責任者および各フェーズでのマイルストーンを定めて、計画的に進めることが重要となる。各フェーズにおける基本的な検討事項を表 3.1-1 に示す。

表 3.1-1 導入検討のフェーズおよび基本的な検討項目

フェーズ	基本的な検討項目
起案から導入の承認まで	包括的民間委託導入により想定される効果
	業務概要の整理
	予算の確保
導入の承認から発注まで	委託内容等の決定
	事業者の選定方法
	事業者選定までのスケジュール設定
	公告資料の作成
	受託者評価方法の設定

3.2 包括的民間委託導入により想定される効果

下水道管路施設の管理業務を新たに包括的民間委託によって行う場合、導入することの意義や必要性について、下水道部局の内外からの承認を得る必要がある。そのため、自治体固有の課題を考慮した包括的民間委託導入により想定される効果を整理し、明確にすることが重要である。

【解説】

下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託の導入により想定される効果の例として、「維持管理業務の効率化やコスト縮減等に対する効果」、「自治体の限られた職員数に対する効果」が挙げられる。表 3.2-1 に想定される効果の例と、効果の想定される対象について示す。

表 3.2-1 包括的民間委託導入により想定される効果（例）

区 分	包括的民間委託導入により想定される効果	効果対象の区分	
		委託者	受託者
維持管理業務の効率化やコスト縮減等に対する効果	① 契約期間内で人材や資源を上手く融通・調整することによりリソースの効率的な運用を行うことができ、コスト縮減効果が期待できる。	○	
	② 契約期間の複数年化に伴い、人材の確保や設備投資がしやすく、創意工夫が発揮しやすい。		○
	③ 工期や路線単位の業務ではなく、委託範囲を面的にとらえることにより業務の効率化・迅速化が期待できる。	○	○
	④ 委託者の指示を待たずに苦情対応を行うことで、利用者住民の顧客満足が高くなる。	○	○
自治体の限られた職員数に対する効果	① 事故・苦情等の緊急対応を受託者が行うことで、自治体職員の負担の軽減を図ることができる。また、これまで個別に行っていた点検、清掃および調査業務等を複合的に発注し、それを複数年契約とするため、個々別々に委託業務を発注する場合に比べて、設計書作成業務、契約事務手続き業務が効率化され、自治体職員の事務の軽減を図ることができる。また、その効果に伴う下水道事務全般の質の向上が期待できる。	○	
	② 災害時などの緊急時には、状況を把握した経験のある業者によって迅速かつ適切な対応が可能となる。	○	
	③ 分割発注で得られた個別の調査データ等を維持管理データベースとして全体にまとめる業務は、自治体職員ないしは個々の委託された業者が行っていたが、一括して管理されるため、委託業務の重複や漏れのチェック、施設状況の経年的な把握および問題箇所抽出が容易になるなど業務の効率化が図られるとともに、予防保全型の維持管理の実行も容易となる。	○	

《予防保全型の維持管理の導入に伴う中長期的なコスト削減効果のイメージ》

同一年に整備した管路施設 1000m 当たりの事業費の推移を、予防保全型の維持管理を行った場合と事後対応型の場合とで表すと、下図のようなイメージとして示すことができる。

予防保全型の維持管理を行う場合は、計画的に点検、調査および清掃等を行うことから、初期投資額は高額となるが、年度ごとの費用増加は比較的なだらかとなり、事業費を平準化するための計画が立て易い。

それに対して、事後対応型の場合は、初期費用は発生しないものの、施設の老朽化が進むごとに応急工事等に要する費用が急激に増加することとなり、中長期的には予防保全型を大きく上回る事業費となることが想定される。それに伴い、事後対応型を続けることは、将来的には予算の確保が困難となることが予想される。

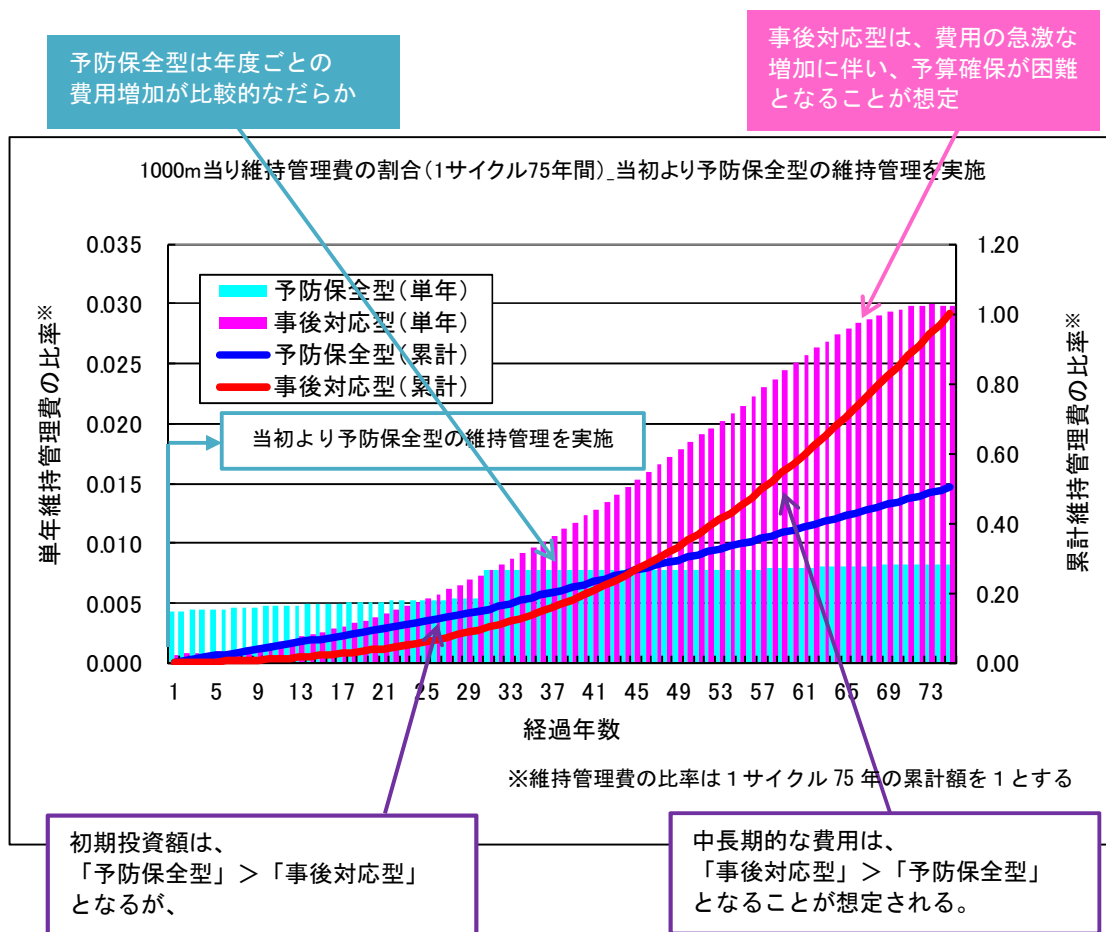


図 3.2-1 保全型式の違いによる管路施設の維持管理費の推移イメージ

注) 図は、「下水道維持管理指針 前篇 2003年版 (社)日本下水道協会」に示される点検、調査等の頻度を参考として予防保全型の維持管理費をシミュレーションしたもの。なお、維持管理費単価は、人口規模 100 千人程度の自治体実績や、「管路施設の計画的維持管理と財政的效果に関する調査報告書 平成 7 年 3 月 建設省都市局下水道部」等を用いた。

3.3 業務概要の整理

下水道管路施設への包括的民間委託導入について下水道部局の内外の承認を得るための内部説明を行うためには、下水道施設の整備・維持管理状況や下水道部局の執行体制等を踏まえ、自治体が抱える課題を把握しつつ、下水道管路施設の維持管理目標を明らかにし、管理目標を達成するために必要な業務項目、委託範囲、委託期間等を整理しておく必要がある。

【解説】

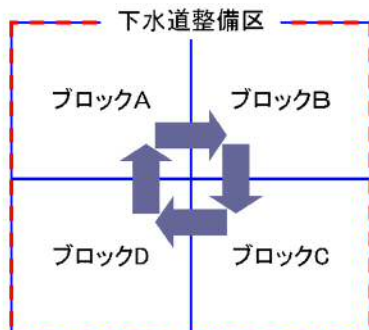
(1) 包括的民間委託の業務項目

包括的民間委託導入の承認を得るための内部説明を行うに当たっては、包括的民間委託によって民間事業者に委ねる業務項目を整理する必要がある。業務項目は、管理保全業務の計画的業務・問題解決業務・住民対応等業務と災害対応業務等の区分ごとに整理することが望ましい（業務項目の詳細については「2.1 対象とする標準的な業務」を参照）。

1) 管理保全業務（定型・平常業務）

① 計画的業務（巡視・点検、調査業務等）

計画的業務は、維持管理計画に基づいて、受託者が業務実施計画を策定し、実施する。維持管理計画が策定されていない自治体では、維持管理情報（経過年数、苦情・道路陥没状況）が十分に蓄積されていないことが想定される。この場合、点検・調査業務の優先順位を設定することが困難であることから、対象区域を分割（ブロック割）し、ローテーションで巡視・点検、調査、清掃とする業務の検討も必要である。例えば、「下水道管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書 平成 24 年 4 月」では、全域を 4 つに分割し、巡視は毎年全域を対象に実施し、点検・調査を 4 年間で全域実施するローテーションとする例が示されている。また、巡視・点検、調査結果をもとに、必要に応じて効率的な修繕業務を実施する。



業務内容	1年目	2年目	3年目	4年目
巡視	ブロック A、B、C、D	ブロック A、B、C、D	ブロック A、B、C、D	ブロック A、B、C、D
点検、調査	ブロック A	ブロック B	ブロック C	ブロック D
修繕	当初の委託において、過年度の維持管理実績等をもとに設定	ブロック A	ブロック B	ブロック C
巡視・点検、調査等 による派生業務 (調査、修繕、清掃等)	ブロック A、B、C、D	ブロック A、B、C、D	ブロック A、B、C、D	ブロック A、B、C、D

出典：下水道管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書 平成 24 年 4 月

図 3.3-1 ローテーションによる巡視・点検、調査等業務の設定例

②問題解決業務（不明水対策業務等）

問題解決業務は、不明水対策、悪臭対策など特定の問題解決を目的に一定期間をかけ計画的に行うものである。例えば、不明水対策では、流量調査、TV カメラ調査、修繕等の不明水削減のための一連の業務が考えられる。

③住民対応等業務（事故対応業務、他工事立会い等）

住民対応等業務は事故・住民情報に対する対応で、現地状況の把握、二次災害防止等の緊急措置を行うとともに、調査等、派生的業務の実施方法の検討が必要である。

事故・住民等緊急対応は、対応の緊急性を考慮し、常駐管理を行うことが基本となる。また、他工事等立会いについては、管路施設に近接して行われる水道、ガス等の他工事の際に立ち会い、管路施設の損傷を未然に防止するために必要な確認等すべき工事などを検討しておくことが必要である。

2) 災害対応業務

災害^{注1)} 対応業務は、被災状況の現状把握、二次災害防止等の緊急措置を行う業務^{注2)} で、被害状況把握のための自治体との協力体制や緊急措置の対応策^{注3)} を検討しておくことが必要である。

なお、被災時には、包括的民間委託業務受託者による業務履行が困難となることも想定されるため、自治体職員直営による一時的な維持管理や、他民間事業者との協定も考慮した事前の対策について留意が必要である。

また、緊急時・災害時に、自治体が事業者に求める具体的な体制や内容のポイントとして、以下のような例が挙げられる。

- 地震時の事業者参集について、例えば、地域防災計画に、震度別で職階に応じた職員の参集が規定されている場合、「地震時の事業者の参集時期・パトロール内容」については、各自治体の地域防災計画などとの整合を図る。
- 管理ステーションなど、事業者の常駐体制、特に日常の班体制・人数、また、休日・夜間の緊急体制など。
- 停電時には、マンホールポンプなどの機能停止に備えたバキューム車の待機、発電機の準備。また、トイレ以外の水の使用を控えてもらうための広報車活動の協力など。

注1) 地震・風水害等が対象であるが、委託対象の災害について事前に整理しておく必要がある。

注2) 緊急調査、一次調査が対象として挙げられるが、業務内容等についても自治体と民間事業者の役割分担も含め、事前の整理が必要である。

注3) 災害時には、緊急対応として、自治体と民間事業者の誰がどのような役割を果たすのか、また、その指揮命令系統についても明確に定まっていることが必要である。

(2) 包括的民間委託の委託範囲

下水道管路施設の包括的民間委託の業務範囲は、計画的業務（管路施設の点検・調査、清掃および簡易な補修・修繕等）を主として、住民対応業務（他企業工事等の立ち会い等）、問題解決業務（不明水等）の複数の業務をパッケージ化する方法や、段階的に業務の組み合わせ数を増やし、内容を充実していく方法が考えられる。さらに、住民サービスの観点から対応の迅速性を確保するために、災害対応（事故、災害および地元要望等）業務も含めた方が望ましい。

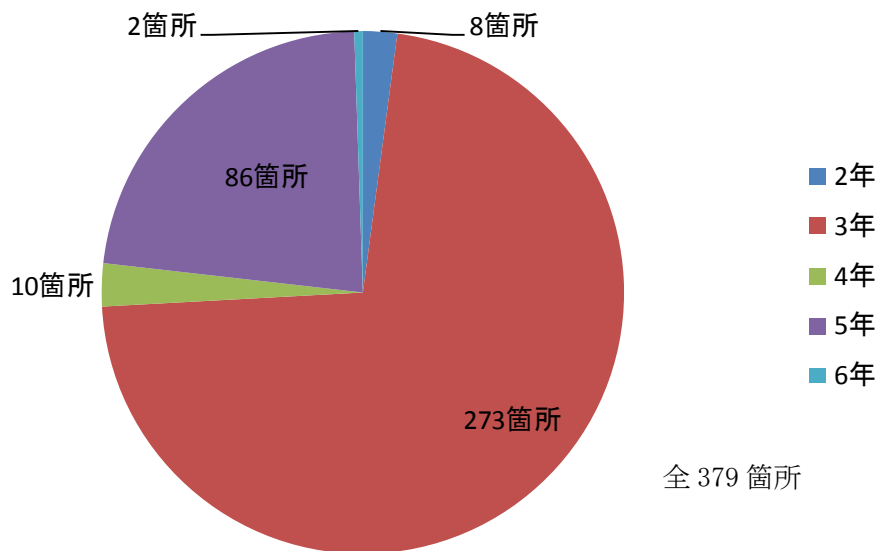
災害対応業務については、影響を最小限に留める観点から、委託者と受託者の間で事象の規模に応じて連絡体制、動員体制、初動態勢および具体的な対応措置などを事前に取り決めておくことが望ましい。なお、委託に際しては、委託者と受託者が行うべき業務分担を業務項目ごとに明確にしておくことが必要である。

(3) 包括的民間委託の委託期間

包括的民間委託は、広範囲で複数の業務を委託することから、できるだけ長期間であるほうが、民間の創意工夫が活かされる環境となる。委託期間については、委託者にとっては委託事務量の軽減等のメリットが、受託者にとっては維持管理ノウハウ構築のインセンティブ、安定的な業務の遂行等のメリットがあることから、原則として複数年とすることが望ましい。

既に下水道事業において適用している事例として、処理場では3年が最も多く、次いで、5年、4年、2年、6年となっている。また、下水道管路施設については、事例は

少ないものの、3年間という例がある（一部では5年を検討している）。



出典：平成 23 年度版下水道統計（公社 日本下水道協会）

図 3.3-2 包括的民間委託契約年数別箇所数

3.4 予算の確保

包括的民間委託を行う業務の委託費用や委託業務の管理に要する費用を適切に計上すると共に、包括的民間委託を導入することの意義、必要性、導入目的、想定される効果等や、これまで個別の委託等によって行ってきた維持管理と包括的民間委託の導入によって変化する事項について十分な内部説明を行い、必要な予算の確保に努めることが重要である。

【解説】

事後対応型の維持管理から予防保全型の維持管理へ移行した初期には、計画的な点検、調査および清掃等に伴う維持管理を行なうため、従来の事後対応型の維持管理と比べ、維持管理方法の転換に伴う維持管理費用の増加が予想される。

包括的民間委託を導入する際には、予防保全型の維持管理の必要性はもとより、民間事業者の技術能力を総合的に評価し得る発注方式や委託期間、包括的民間委託の対象施設や、委託業務範囲等の考え方、従来型と異なる点等の内部説明を行い、財政担当部局との調整を図り、必要な予算の確保に努めることが重要である（包括的民間委託と従来型委託の比較の詳細は「1.2 包括的民間委託導入の意義と想定される効果」を参照）。

委託費用の積算項目および方法の例を表 3.4-1 に示す。また、委託費用の積算に当たっては、民間事業者の入札参加を促し、競争性を確保するためにも、民間事業者の要望を考慮した予算確保に努めることも重要である（民間事業者のインセンティブ確保を目指した委託の設定方針（案）は「3.9 受託者評価方法の設定（1）受託者選定時の評価の表 3.9-1」を参照）。

表 3.4-1 委託費用の積算項目および方法(例)

項	目	積算方法
包括的民間委託業務	計画的業務 問題解決業務・住民対応等業務・災害対応業務	下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-（公社 日本下水道協会）、下水道管路施設維持管理積算資料（社団法人日本下水道管路管理業協会）等の歩掛を用いて計上※ ※上記にないものは、別途見積りや実績を参考として必要日数、人数分の費用を計上
	その他の管理業務（維持管理計画策定、下水道管渠台帳作成や維持管理データベース作成等）	別途見積り等
包括的民間委託を円滑に進めるための事項（業務）	引き継ぎ費用	必要日数および人数分の費用を計上
	外部への評価の委託	同上
	包括的民間委託の発注支援業務	別途見積り等

3.5 委託内容等の決定

下水道管路施設の管理業務における包括的維持管理業務の委託対象区域・施設、委託期間、対象業務の選定と委託範囲等について決定する。その際、それぞれの維持管理業務について、委託者と受託者の役割分担を明確にし、変更が生じる事務内容については対応できる準備を進めることが重要である。

【解説】

(1) 委託対象区域・施設等

委託対象とする区域や施設等について設定する。なお、包括委託を段階的に導入する場合などは、導入計画に基づいてパッケージ化する業務ごとに対象となる施設・エリアを別途個別に設定するなど、柔軟に対応する。

- ① 委託対象区域（対象地区の位置および面積など）
- ② 委託対象施設（調査、定期清掃、修繕等の対象とする路線の位置および延長など）

表 3.5-1 委託対象地区の提示例（業務仕様書）

地区名称等	対象面積 (ha)	管渠延長 (m)	備考
〇〇地区	〇〇	〇〇	
〇〇処理区	〇〇	〇〇	

(2) 委託期間

委託期間について決定する。包括的民間委託においては、委託期間が複数年であるほうが民間事業者の知見や創意工夫が生かされる環境となりやすく、また、事業者にとっても設備投資がしやすいなど安定的な経営につながることで、導入効果が高くなると考えられる。

(3) 対象業務の選定と委託範囲

下水道管路施設の維持管理業務は、管理保全業務と災害対応業務に大別され、管理保全業務は計画的業務、問題解決業務および住民対応等業務に区分される多種多様な業務で構成されている。仕様発注による包括的民間委託を行う場合には、対象とする業務について選定し、それぞれの業務について箇所数や延長等の数量を設定^{注1)}する必要がある。

なお、仕様書において具体的な手法、工法および数量を予定として示す場合には、受託者からの改善提案^{注2)}を受けて委託内容を柔軟に対応できるような契約内容となるよう配慮することで、民間事業者の創意工夫を取り入れ、事業効果を高めることができる^{注3)}。

注1) 具体的な箇所等を指定しないことで、民間の創意工夫を取り入れることができる。

注2) 例) 管口カメラを用いたスクリーニング調査によるテレビカメラ調査の効率化

注3) 民間技術者の創意工夫や新技術採用による作業の効率化が図られる場合には、委託者と受託

者の協議により、初期の目的が遵守できる範囲で委託内容の調整を行うことが望ましい。なお、本来上記の内容は、性能発注で対応すべきものであるが、当面は完全に性能発注に対応することが困難であるため、柔軟な対応を図ることが有効である。更に、このように従来業務を上回る有効な提案があった場合には、民間事業者にインセンティブを与える必要がある。

表 3.5-2 巡視・点検、調査業務の数量の提示例（業務仕様書）

業務内容	単位	数量	備考
本管テレビカメラ調査	m	〇〇	
取付管テレビカメラ調査	箇所	〇〇	
本管目視調査（内径800mm未満）	箇所	〇〇	マンホール内からの目視
本管目視調査（内径800mm以上）	m	〇〇	管きよ内からの目視
巡視・点検	回	〇〇	約〇〇km

表 3.5-3 修繕業務の数量の提示例（業務仕様書）

業務内容			単位	数量	備考
注入工法	パッカー工法	本管管径 800mm未満	箇所	〇〇	
		取付管	箇所	〇〇	
	Y字管工法	本管管径 800mm以上	m	〇〇	
		マンホール	箇所	〇〇	
コーキング工 法	Vカット工法	本管管径 800mm以上	m	〇〇	
		マンホール	箇所	〇〇	

注)ただし、具体的な修繕計画がない場合には、過去の実績等を参考とした委託手法の検討も想定される。

その他にも、下記に示す事項は、受託者に提示する条件として、予め決めておく必要がある。

- ①管理事務所の設置や管理事務所への担当者常駐の必要性など、委託期間中の業務の実施体制
- ②業務の実施にあたり必要となる使用車両や使用機材等の保管方法等について、専属配備の必要性や保管場所の指定など
- ③維持管理に伴い必要となる清掃用水や修繕用資材、機器の洗浄用水などの調達方法（支給の有無）
- ④委託者が管理事務所等を提供する場合には管理事務所等におけるユーティリティ費（水光熱費、通信費など）の負担方法
- ⑤委託業務の区分に応じた対価の支払い条件*を示す必要がある。

※参考資料に示す標準契約書(例)では対価の支払い条件として「修繕以外の業務は、提案額を均等割り(月別)で、修繕業務については業務ごとの個別精算」を例示した。ただし、この支払条件は絶対ではなく、対象となる業務の特性、発注条件等により変更は可能である。

(4) 役割分担の明確化

下水道管路施設の包括的維持管理業務を委託するにあたり、業務が円滑に進み、かつ契約内容に齟齬が生じないように、役割分担を明確にしておく必要がある。

表 3.5-4 役割分担の例

主な業務			A市		B市	
			委託者	受託者	委託者	受託者
管理保全業務	計画的業務	維持管理計画策定	○		○	
		調査項目、数量決定	○		○	
		業務計画策定		○		○
		修繕対象施設の決定	○		○	
		材料手配	○		○	○
		巡視点検、調査、清掃、修繕等		○		○
	履行確認	○		○		
	問題解決・住民対応等業務	窓口対応(電話受付等)	○		○	○ (平日時間外、休日)
		出勤要請、業者手配等	○		○	
		材料調達	○		○	○
		出勤、対応		○		○
	履行確認	○		○		
災害対応業務			○	○ (初期対応)	○	○ (台風時の対応)

また、包括的民間委託導入により自治体における通常事務についても運用方法が変更となるものや、一部受託者で実施されるものが生じるため、事前に整理し対応できる体制を構築しておく必要がある。以下にその例を示す。

①土砂処分

清掃作業に伴い発生する土砂等の運搬および処分方法について、定めておく必要がある。

②設備の保守点検や施設の清掃など

管理事務所や資材置場などを設置する場合、設備の保守点検や施設の清掃などを委託者と受託者のどちらが行うのか決定しておく必要がある。

③維持管理履歴情報等の管理方法

委託期間中に得られた維持管理履歴情報等のデータ入力・管理および共有方法等について決定しておく必要がある。

④業務の引継ぎ

下水道管路の維持管理業務を円滑に継続し続けるためには、業務期間終了後の情報や施設等の引継ぎ方法について、決定しておく必要がある。

【業務の引継ぎに関して決定しておく事項（例）】

- ・維持管理履歴情報の記録と管理
- ・次期維持管理計画および申し送り事項等
- ・管理事務所および備品の取り扱い
- ・引継ぎに係る費用負担（原則として委託者側で予算措置をする。）

3.6 事業者の選定方法

包括的民間委託の受託者選定にあたっては、民間事業者の有する技術能力を積極的に活用でき、かつ適正な管理を持続的に行うことが可能な方法を検討する必要がある。

【解説】

(1) 入札・契約方式

下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託の受託者選定方式としては、一般に以下の複数の方式が考えられる（詳細は「2.3 標準的な発注手法」を参照）。

- ① 一般競争入札
- ② 指名競争入札
- ③ 総合評価一般競争入札
- ④ 公募型プロポーザル

入札・契約方式を検討する際には、コスト縮減の観点からの委託費用に加え、適正な管理の持続性の観点から、経理的・技術的基礎を有する者であるか(入札参加資格)、必要な業務遂行能力を有する者か(マネジメントを含めた技術力等)を適切に反映できる方式とする必要がある。

この点に鑑みると、包括的民間委託の受託者選定方式においては、民間の創意工夫を積極的に活用可能で、かつ総合的に評価できる総合評価一般競争入札、あるいは公募型プロポーザル方式について検討を行うことが望ましいと考えられる。

なお、上記の①～③に示した入札方式を採用する場合、入札時に設定した条件をその後に変更することは難しくなるため、事前に当該条件を十分検討しておく必要がある。

また、地域の維持管理は、将来に渡って持続的に行われる必要がある。特に、下水道管路施設の管理業務においては、管路の詰り、臭気およびマンホールふたのずれ等の事故や住民対応等での緊急対応や、災害時における状況把握および緊急措置など地域に密着した高い機動性が求められる側面を持つことから、地元業者の積極的な活用も検討することが望ましい。さらに、点検・調査、清掃および修繕等の複数の業務を一括して発注するため、幅広い業務に対応できることや、広範囲を行う機動力等も求められるため、必要に応じて、複数の民間事業者による共同体方式を検討することも必要となる。

これらの、地元業者の参入については、民間事業者の維持管理技術の向上、地元密着サービスの向上を図る観点等から、平成 23 年 8 月に閣議決定された「入札契約適正化指針」に位置づけられた地域精通度の高い企業で構成される地域維持型建設共同企業体等を活用する契約方式等が示されている。

表 3.6-1 入札契約適正化指針における地域維持型契約方式及び
地元企業活用審査型総合評価落札方式に係る記載箇所抜粋

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

平成23年8月9日

閣議決定

(略)

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

(略)

2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項

(1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること

(略)

③地域維持型契約方式

建設投資の大幅な減少等に伴い、社会資本等の維持管理や除雪、災害応急対策などの地域維持事業を担ってきた地域の建設業者の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない。地域の維持管理は、将来にわたって持続的に行われる必要があり、入札及び契約の方式においても担い手確保に資する工夫が必要である。

このため、地域維持業務に係る経費の積算において、事業の実施に実際に要する経費を適切に費用計上するとともに、地域維持事業の担い手確保が困難となるおそれがある場合には、人員や機械等の効率的運用と必要な施工体制の安定的な確保を図る観点から、地域の実情を踏まえつつ、次のような契約方式を活用するものとする。

1) 複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位とするなど、従来よりも包括的に一の契約の対象とする。

2) 実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者とし、必要に応じ、地域維持事業の実施を目的に当該建設業者で構成される建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体）等とする。

(略)

参考 地域維持型建設共同企業体(地域維持型JV)について

地域維持型契約方式の活用 (入札契約適正化指針(H23.8.9閣議決定))

地域維持事業の担手の確保が困難となるおそれがある場合 ⇒ 包括して発注する方式を活用
(社会資本の維持管理や除雪、災害応急対策など)



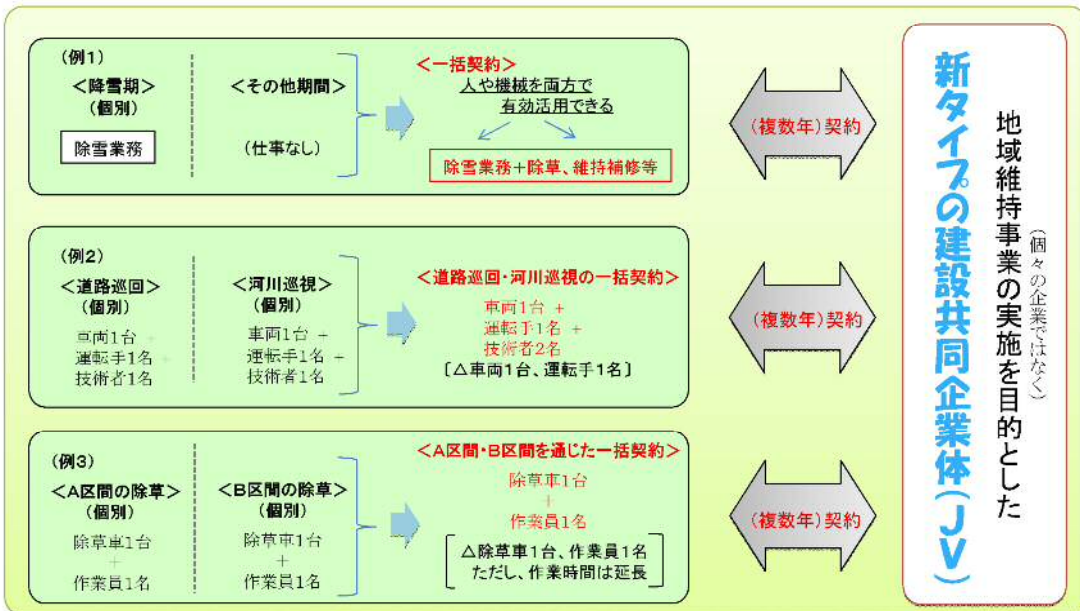
地域維持型建設共同企業体 (共同企業体通用準則(H23.11.11)、地域維持型建設共同企業体の取扱いについて(H23.12.9))

- ①性格: 地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体
- ②工事の種類・規模: 社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、修繕、パトロール、災害応急対応、除雪など地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事(維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない)
- ③構成員(数、組合せ、資格):
 - ・地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数(当面は10社を上限)
 - ・総合的な企画・調整・管理を行う者(土木事業又は建築事業の許可を有する者)を少なくとも1社含む
 - ・地域の地形・地質等に精通し、迅速かつ確実に現場に到達できる
- ④技術者要件: 通常のJVよりも技術者要件(専任制)を緩和
- ⑤登録: 単体と地域維持型JVとの同時登録及び経常・特定JVとの同時結成・登録が可能

参考 地域維持型契約方式について

具体的な一括契約の例

出典: 国土交通省土地・建設産業局建設業課



出典: 下水道管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書 平成24年4月
管路施設維持管理業務委託等調査検討会

図 3.6-1 地域維持型JVの概要

表 3.6-2 地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行について

国地契第13-2号
国官技第86-4号
国営計第45-2号
平成21年8月3日

各地方整備局 総務部長
企画部長 あて
営繕部長

国土交通省大臣官房地方課長
技術調査課長
官庁営繕部計画課長

地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行について

公共工事の執行にあたっては、地域企業に対する適切な評価を推進することが、工事全体の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、「平成21年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における入札・契約業務等の円滑な実施について」（平成21年6月23日付け国官総第93-2号、国官会第465-2号、国地契第13号、国官技第86-3号、国営計第45号）記2において、工事の一定の割合を分担する下請企業や資材会社（以下「下請企業等」という。）の地域への精通度や貢献度等についても適切に評価することができると通知したところであるが、その具体的な方法を下記のとおり定めたので、遺憾なきよう措置されたい。

記

1 対象工事

- (1) 「総合評価落札方式の実施について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号）の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（以下「標準ガイド」という。）及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号）に基づき行われる工事のうち、高度技術提案型総合評価方式を適用する工事及び「総合評価落札方式における提出資料の簡素化等について」（平成21年4月23日付け国地契第7号、国官技第21号、国営計第21号）の対象工事を除いたものにおいて試行することとする。

- (2) 対象工事については、入札参加者だけではなく下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等も評価する「地元企業活用審査型総合評価落札方式」の試行対象工事である旨を、入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

2 評価項目及び評価基準

標準ガイド第2Ⅲ2の評価項目については、下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等に係る評価項目を少なくとも1つ以上設定するとともに、標準ガイド第2Ⅲ10及び「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて」（平成17年9月30日付け国地契第78号、国官技第129号、国営計第82号）の別添中3－4の例示を参考に、工事における必要度・重要度に基づき、それぞれ適切に設定するものとする。

なお、下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等に係る評価基準の設定にあたっては、下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等を、入札参加者のそれよりも優位に評価しないよう留意すること。

3 その他

本対象工事においては、あくまでも入札参加者について、どのような下請企業等を活用しようとしているかについて審査及び評価するものであって、下請企業等を直接評価するものではない。従って、当然ながら発注者と下請企業等との間に直接の契約関係を発生させるものではなく、下請企業等の選定や、下請企業等が分担する工事の施工等については、落札者の責任において行われるものであることに留意すること。

附 則

この通知は、平成21年8月3日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

(2) 入札・参加資格要件

点検、調査、清掃、修繕等および緊急時対応業務等の複数の業務を一括して発注するため、それらの業務に必要となる技術的な条件を入札・参加資格要件として設定することを検討する。

下水道管路施設の管理業務に係る入札参加資格要件としては、調査機器、清掃機器、修繕機器等の保有、資格者や経験年数および類似業務実績の有無等が考えられる。

具体的な資格としては、酸素欠乏危険等作業主任者、下水道管理技術認定試験、産業洗浄技能士および下水道管路管理技士などがある。以下にその概要を示す。

酸素欠乏危険等作業主任者

・労働安全衛生法に定められた作業主任者(国家資格)の一つ。酸素欠乏症や硫化水素中毒にかかるおそれのある場所で作業を行う際に、中毒や欠乏にかかる事を防止し、傷病者への応急手当を行う目的で、配置を義務付けられている。

下水道管理技術認定試験

・地方共同法人日本下水道事業団が行う下水道で従事する技術者の認定試験。受験資格は特になく、工場排水、維持管理、安全管理および法規の4分野の学科試験により、下水道管路施設の維持管理業務に従事する技術者の技術力を認定・認証する。

産業洗浄技能士

・産業洗浄は技能検定試験で、高圧洗浄作業および化学洗浄作業の2つがある。産業洗浄技能士は、国家資格である技能検定制度の一種で、都道府県知事が実施する、産業洗浄に関する学科および実技試験に合格した者をいう。

下水道管路管理技士

・公益社団法人日本下水道管路管理業協会の認定資格。受験資格として経験年数等が必要な上、学科試験および実技試験等により以下の3資格の認定を行う。

下水道管路管理技士

1. 下水道管路管理総合技士

・下水道および下水道管路施設に関して高度な専門知識と見識を有し、業務に関する的確な判断ができ、安全衛生や教育等について指導監督ができるほか維持管理計画等を立案し、必要な技術提案が出来る水準。

2. 下水道管路管理主任技士

・下水道および下水道管路施設に関して専門知識を有し、専門技士や作業員等に適切な指示を与え、業務を適切に実行できるほか、施工(業務)計画書や成果報告書の作成ができる水準。

3. 下水道管路管理専門技士

・「清掃」「調査」「修繕・改築」の3部門があり、下水道および下水道管路施設に関して基礎的な知識および専門的技能を有し、指示された業務について状況に応じた適切な機械器具を使用し、上級者を補佐して作業員等に指示し的確に業務処理ができるほか、成果内容を報告できる水準。

3.7 事業者選定までのスケジュール設定

包括的民間委託の事業者選定までには、入札参加資格の審査、現地見学、質疑応答および、提案書の審査など多くの審査・調整事項がある。また、必要に応じては学識経験者の意見聴取等も行うため、採用する入札・契約方式を踏まえて十分なスケジュールを設定する必要がある。

【解説】

下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託の事業者選定は、数多くの事務手続きを経て決定することとなる。

また、総合評価一般競争入札方式を採用する場合には、発注者は、評価方法の設定、技術提案の審査および落札者の決定（総合評価）の際には学識経験を有する者の意見を聴く必要があり※、発注者は、総合評価委員会の設置、委員の選定、開催スケジュール等の評価委員会の運営も併せて行うこととなる。

技術職員の少ない自治体の場合には、技術提案作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担を軽減するため、それらに必要な技術力を有する第三者機関への支援を検討することも考えられる。

※学識経験者による委員会を設置する場合、条例で定めるとともに議会の承認が必要な場合があり、スケジュール設定において留意が必要である。

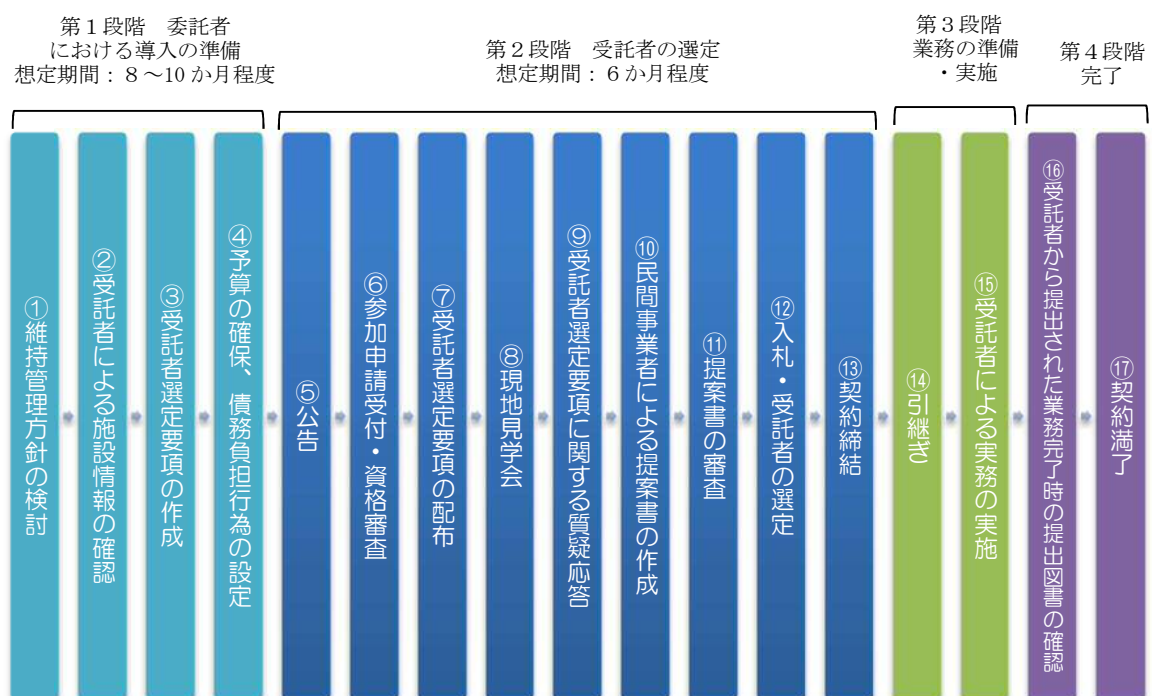


図 3.7-1 入札・契約手続きの標準的なフロー（総合評価一般競争入札の場合）

（上図は図 2.4-1 の再掲。公募型プロポーザルの場合は、学識経験者の意見聴取がない分、一般的に期間は上図よりは短いと考えられる。）

3.8 公告資料の作成

包括的民間委託業務の発注にあたり、公告資料を作成する必要があるが、その際、業務の専門性から、応募者に要求する入札参加資格の考え方および委託者の要求事項を提示し、民間事業者の技術提案を的確に評価するための公告資料を作成する必要がある。以下に、これらの基本的な考え方について示す。

【解説】

下水道管路施設の包括的民間委託業務は、発注業務内容が多岐にわたることが想定され、これにより、応募者も単独企業から共同企業体まで、多様なケースでの参加が想定される。

本ガイドラインでは、以下に示す基本的な考え方に則り、参考資料として業務仕様書および契約書の標準例を示すが、業務発注時にはこれらの考え方を参考とするとともに、下水道事業、法務および財務等各部門の専門家との十分な調整が望ましい。

また、下水道管路施設の維持管理においては、維持管理の質の向上・維持を図りつつ、コスト縮減や効率化を図っていく必要があり、このためには民間事業者が創意工夫を提案しやすくするための公告資料作成のほか、提案内容を適正に評価する委託者側の体制づくりも必要である。

(1) 公告資料作成にあたっての基本的な考え方

「2.5 発注時に必要な資料」において、発注時に必要となる標準的な資料(以下「公告資料」という)として、公告、説明書、審査基準(落札者決定基準等)、契約書(例)、業務仕様書(例)【標準仕様書+特記仕様書】、技術提案書提出書類およびその他資料を挙げた。

本項では、これら公告資料作成にあたっての基本的な考え方について整理する。

1) 公告

公告は、原則として委託者所定の書式による方針とするが、参考として下水道管路施設の包括的民間委託業務発注事例(B市、C市)について例示する。

表 3.8-1 下水道管路施設の包括的民間委託業務発注事例による公告の対象項目例

項目	B市	C市
対象 項目	1 業務概要	1 応募に付する事項
	2 技術提案参加資格確認申請書類および技術資料の提出ができる者	2 参加資格要件
	3 本件公告を担当する部署	3 参加表明書および参加資格確認書類の提出
	4 技術提案参加資格の確認等	4 企画提案書類の提出
	5 説明書等の交付方法	5 委員会の設置
	6 技術提案参加資格確認申請書類の提出方法	6 プレゼンテーションおよびヒアリングの実施
	7 技術提案書の提出方法等	7 優先交渉権者の決定
	8 最優秀提案者の選定方法等	8 契約手続き
	9 その他	9 支払条件
		10 契約保証金
		11 問い合わせ先

注)B市、C市いずれも管路施設以外(終末処理場、その他集落排水施設等)についても委託業務の対象としている点に留意。

2) 説明書

説明書は、原則として委託者所定の書式による方針とするが、公告と同様に参考として下水道管路施設の包括的民間委託業務発注事例(B市、C市)について例示する。

表 3.8-2 下水道管路施設の包括的民間委託業務発注事例による説明書の対象項目例

項目	B市	C市※
対象項目	1 業務概要	1 業務概要
	2 技術提案参加資格確認申請書類および技術資料の提出ができる者	2 プロポーザル参加に関する条件等
	3 総合評価に関する事項	3 募集および選定等の日程
	4 担当部署	4 募集に関する手続等
	5 技術提案参加資格確認申請書の提出等	5 受託者の決定等
	6 技術提案参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	6 提出書類
	7 技術提案の確認等	7 本業務に関する問い合わせ先
	8 技術提案審査結果に対する理由の説明	
	9 提案説明書に対する質問	
	10 契約保証金	
	11 契約締結	
	12 支払条件	
	13 関連情報を入手するための紹介窓口	
	14 添付資料	
	15 その他	

注)B市、C市いずれも管路施設以外(終末処理場、その他集落排水施設等)についても委託業務の対象としている点に留意。

※C市の項目は、募集説明書中の項目を表記。

3) 審査基準（落札者決定基準等）

審査項目やその配点および審査基準については、定量的審査による得点が評価の値となるため、委託者が本業務に期待する維持管理の質とはどのようなものか、よく検討のうえ審査項目を決定し、その必要性または重要性を勘案して配点等を設定する必要がある。

「下水道管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書－平成24年4月－管路施設維持管理業務委託等調査検討会」では、委託者が審査対象とすべき民間事業者の能力（事業スキーム別）を表3.8-3のように示しており、各々3つの能力により審査することとしている。

また、同報告書では、これらの能力別の審査事項について表3.84～表3.86のような具体例が示されており、審査基準を設定する際の参考とすることができる。

表 3.8-3 ケース別の求められる能力一覧

ケース	能力
①計画的業務	(1) 効率的かつ効果的な点検・調査等の業務遂行能力
	(2) 異常箇所の早期発見、修繕の実施能力
	(3) 維持管理の高度化に資するデータベース等の管理・分析能力
②計画的業務 ＋問題解決業務	(1) 効率的かつ効果的な調査・解析等の業務遂行能力
	(2) 効果の早期発見・早期改善能力
	(3) 維持管理の高度化に資するデータベース等の管理・分析能力
③計画的業務 ＋住民対応等業務	(1) 事故・住民情報等に対する迅速かつ円滑な対応能力
	(2) 災害等緊急時における人員・資機材の確保能力
	(3) 維持管理の高度化に資するデータベース等の管理・分析能力
④計画的業務 ＋問題解決業務 ＋住民対応等業務	①から③に同じ。

出典：下水道管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書－平成24年4月－管路施設維持管理業務委託等調査検討会

表 3.8-4 能力審査事項一覧（①計画的業務）

能力	審査事項	
<p>(1) 効率的かつ効果的な点検・調査等の業務遂行能力</p>	<p>○総合評価方式、公募型プロポーザル方式における評価項目例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検・調査実施数量等や具体的な実施方法の提案を求める。 <p>想定提案例 TV調査については、調査日進量の早い○調査手法を用いて行うため、年間○mの調査が可能。TV調査については、調査日進量が早く、劣化度の解析が容易な○調査手法を用いて行い、調査から○日以内に判定結果を報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管きょ内水位が高いなど目視調査や修繕が困難な業務課題に対して、具体的な実施方法の提案を求める。 <p>想定提案例 下水の水深が高い場合や硫化水素濃度が高い場合など人が入るのが困難な場所でも調査可能な無人機を使用した○調査手法を用いて実施</p> <p>○一般競争入札方式、指名競争入札における評価項目例</p> <p>業者及び技術者の過去の業務実績、資格取得等の参加資格要件を設定することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の業務実績として、技術難度が高い調査、修繕実績などを求める。 ・資格要件として、下水道管理技術認定試験合格、下水道管路管理技士などを求める。 	
	<p>(2) 異常箇所の早期発見、修繕の実施能力</p>	<p>○総合評価方式、公募型プロポーザル方式においては、例えば、評価項目として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管路施設の老朽化が著しい場合における具体的な実施方法や期間、効率的な判定手法の提案を求める。 <p>想定提案例 TV調査については、調査日進量が早く、劣化度の解析が容易な○調査手法を用いて行い、調査から○日以内に判定結果を報告。部分修繕については、損傷具合や現場状況に応じて、部材強度のある○工法と補助工法として○工法を用いて実施</p> <p>○一般競争入札方式、指名競争入札における評価項目例</p> <p>業者及び技術者の過去の業務実績、資格取得等の参加資格要件を設定することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の業務実績として、技術難度が高い修繕実績などを求める。 ・資格要件として、下水道管理技術認定試験合格、下水道管路管理技士などを求める。
		<p>(3) 維持管理の高度化に資するデータベース等の管理・分析能力</p>

出典：下水道管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書－平成24年3月－管路施設維持管理業務委託等調査検討会

表 3.8-5 能力審査事項一覧 (②計画的業務+問題解決業務)

能力	審査事項
<p>(1) 効率的かつ効果的な調査・解析等の業務遂行能力</p>	<p>○総合評価方式、公募型プロポーザル方式における評価項目例</p>
	<p>・具体的な流量調査、送煙調査等調査方法や実施箇所、解析手法の提案を求める。</p> <p>想定提案例 流量計を〇〇箇所設置し概略の不明水原因を分析、不明水の多い区域を特定し、その区域内の削減効果の高い路線からTV調査の結果に基づき、適切な修繕の工法を提案</p>
	<p>・不明水の原因に応じた、具体的な詳細調査や修繕又は改善施策の実施方法の提案を求める。</p> <p>想定提案例 管路の破損・老朽化が多い場合は、TV調査と合わせて管の残存強度を診断できる〇〇調査を行い、より経済的かつ正確な修繕又は改築及び改築の場合の工法選定を含めた判断の提案を実施。誤接等が多い場合は現場の状況による複数の調査手法により誤接を確実に特定し、〇〇市と協議の上、各戸への改善要請書を配布</p>
	<p>○一般競争入札方式、指名競争入札における評価項目例</p> <p>業者及び技術者の過去の業務実績、資格取得等の参加資格要件を設定することが考えられる。</p> <p>過去の業務実績として、不明水の原因特定のための流量調査・分析、送煙調査等の実績などを求める。</p> <p>資格要件として、下水道管理技術認定試験合格、下水道管路管理技士などを求める。</p>
<p>(2) 効果の早期発見・早期改善能力</p>	<p>○総合評価方式、公募型プロポーザル方式においては、例えば、評価項目として、</p>
	<p>・下水道台帳システムがある場合などは、当該システムと維持管理情報を活用した、具体的な不明水の原因調査・解析手法、優先順位付けの実施方法などについて提案を求める。</p> <p>想定提案例 下水道台帳システム及び維持管理情報データを活用し、〇〇箇所で測定した流量データを基に流量解析を行い、効果的なTV調査実施箇所の提案を実施</p>
	<p>・下水道台帳システムがない場合などは、維持管理情報データベースを活用した、優先順位付けの実施方法などについて提案を求める。</p> <p>想定提案例 計画的維持管理の業務と不明水対策の調査等を効率的に行うため、不明水の調査結果を含めた維持管理データベースを活用し、優先順位を付けて実施</p>
	<p>○一般競争入札方式、指名競争入札における評価項目例</p> <p>業者及び技術者の過去の業務実績、資格取得等の参加資格要件を設定することが考えられる。</p> <p>過去の業務実績として、不明水の原因特定のための流量調査・分析、送煙調査等の実績などを求める。</p> <p>資格要件として、下水道管理技術認定試験合格、下水道管路管理技士などを求める。</p>
<p>(3) 維持管理の高度化に資するデータベース等の管理・分析能力</p>	<p>○総合評価方式、公募型プロポーザル方式においては、例えば、評価項目として、</p>
	<p>・具体的な調査・解析、改善方法の提案を求める。</p> <p>想定提案例 当社の不明水解析〇〇システムを用いて、流量調査から〇〇月以内に解析し、不明水削減効果が高い路線を抽出し改善方を提案</p>
	<p>・不明水の原因に応じた、具体的な詳細調査や修繕又は改善施策の実施方法の提案を求める。</p> <p>想定提案例 管路の破損・老朽化が多い場合は、TV調査と合わせて〇〇工法により管の残存強度を診断し、修繕又は改築及び改築の場合の工法選定を含めた判断の提案を実施。地下水の高い路線における、修繕方法として、補助工法に〇〇工法を採用し、止水を行った後に〇〇工法で確実に修繕を実施</p>
	<p>○一般競争入札方式、指名競争入札における評価項目例</p> <p>業者及び技術者の過去の業務実績、資格取得等の参加資格要件を設定することが考えられる。</p> <p>過去の業務実績として、不明水の原因特定のための流量調査・分析、送煙調査等の実績などを求める。</p> <p>資格要件として、下水道管理技術認定試験合格、下水道管路管理技士などを求める。</p>

出典：下水道管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書—平成24年3月—管路施設維持管理業務委託等調査検討会

表 3.8-6 能力審査事項一覧 (③計画的業務+住民対応等業務)

能力	審査事項
<p>(1) 事故・住民情報等に対する迅速かつ円滑な対応能力</p>	<p>○総合評価方式、公募型プロポーザル方式における評価項目例</p>
	<p>・電話対応、現地状況把握、応急措置等に対する具体的な人員体制や資機材等配備の提案を求める。</p> <p>想定提案例 電話対応として○事務所に常時○人を3交代制で配備し、○コール以内に電話に出る。事務所には事故等緊急措置に必要なトラック、山砂等資機材を常備し、○○人体制で参集</p>
	<p>・電話対応から現地到着時間までの具体的な到着時間の提案を求める。</p> <p>想定提案例 事故等が発生した場合は、電話対応から○分以内に現地に到着</p> <p>○一般競争入札方式、指名競争入札における評価項目例</p> <p>本・支店又は資機材置き場、業務拠点の位置、ボランティア活動など地域貢献度、資格取得等の参加資格要件を設定することが考えられる。</p> <p>・本・支店又は資機材置き場、業務拠点の位置として、委託対象区域内に存在又は委託区域内全域に○分以内に到着できることを求める。</p> <p>・資格要件として、下水道管理技術認定試験合格、下水道管路管理技士などを求める。</p>
<p>(2) 災害等緊急時における人員・資機材の確保能力</p>	<p>○総合評価方式、公募型プロポーザル方式においては、例えば、評価項目として、</p> <p>・災害等緊急時に対する本・支店を含めた具体的な人員体制や資機材等配備の提案を求める。</p> <p>想定提案例 災害時等緊急時においては、本・支店を含めて○○人体制で重点箇所から迅速に巡視点検を行い、○時間内に被害状況を報告。また合わせて、陥没箇所や人孔浮上箇所を発見した場合は二次災害防止のための応急措置を講じる</p>
	<p>○一般競争入札方式、指名競争入札における評価項目例</p> <p>災害協定等による地域貢献度及び技術者の過去の業務実績、資格取得等の参加資格要件を設定することが考えられる。</p> <p>・資格要件として、下水道管理技術認定試験合格、下水道管路管理技士などを求める。</p>
<p>(3) 維持管理の高度化に資するデータベース等の管理・分析能力</p>	<p>○総合評価方式、公募型プロポーザル方式においては、例えば、評価項目として、</p> <p>・事故・住民情報を含めた具体的な維持管理情報項目、データベース等管理手法の提案を求める。</p> <p>想定提案例 事故・住民情報による本管補修や陥没め戻しなど応急措置、管きよの老朽化やビルピット排水など原因等について分類化した上で、維持管理情報データベースで管理し、以後の維持管理に活用。蓄積した事故・住民情報等及びその他維持管理情報データを適宜分析し、同種の事故等の可能性箇所や維持管理上の問題点を提案</p>
	<p>・下水道台帳システムがある場合などは、当該システムと維持管理情報に加えて、事故・住民情報の具体的なデータ共有又は相互利用の手法について提案を求める。</p> <p>想定提案例 事故・住民情報に対して、下水道台帳システムと維持管理情報システムのデータ共有により、当該事故等情報箇所周辺の管きよやマンホールなど諸元情報や維持管理情報を迅速に検索・出力させ、円滑な事故等原因の特定や応急措置を実施</p>
	<p>・下水道台帳システムがない場合などは、迅速な現場到着と適切な応急措置を行うための具体的な実施手法の提案を求める。</p> <p>想定提案例 地図情報データとリンクした事故・住民情報管理システムを用いて円滑な電話対応と迅速な現地到着と応急措置を実施</p>
	<p>○一般競争入札方式、指名競争入札における評価項目例</p> <p>①計画的業務と同様</p>

出典：下水道管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書－平成24年3月－管路施設維持管理業務委託等調査検討会

※なお、「④計画的業務+問題解決業務+住民対応等業務」においては、①から③に同じ。

4) 契約書(例)

包括的民間委託に係る契約書に関しては、標準契約モデルが「包括的民間委託等実施運営マニュアル(案) 平成20年6月 社団法人日本下水道協会」において公表されている。

本ガイドラインでは、将来的には性能発注を目指すこととしているが、当面は対応が困難と考えられることから、同標準契約モデルをベースに標準契約書(例)を作成したので、参考とされたい。

なお、契約書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

5) 業務仕様書(例)【一般仕様書+特記仕様書】

仕様発注を行う際の業務仕様書については、「下水道管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書—平成24年4月—管路施設維持管理業務委託等調査検討会」において仕様書案が公表されており、本ガイドラインでは同仕様書案をベースに、標準業務仕様書(例)を作成したので、参考とされたい。

なお、標準業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

6) 技術提案書提出書類について

技術提案書提出書類は、原則として必要提出書類に基づく委託者所定の書式による方針とするが、下水道管路施設の包括的民間委託業務発注事例(B市、C市)では、表3.8-7の事項について公告されている。

表 3.8-7 下水道管路施設の包括的民間委託業務発注事例による技術提案書提出書類の対象項目例

項目	B市	C市※
対象項目	1 評価に関する事項(一覧表)	【様式 1】説明会・現地見学会参加申込書
	2 簡易業務概要書	【様式 2】施設確認・資料閲覧申込書
	3 見積書(内訳書)	【様式 3】募集説明書等に関する質問書
	4 各様式	【様式 4-1】参加表明書(単独企業用)
	○企業の信頼性・地域性	【様式 4-2】参加表明書(共同企業体用)
	様式① B地域で本店を有している、B地域での管理実績	【様式 5】営業所表
	様式② 異常時・災害時における自社対応状況およびB市内業者との連携について	【様式 6-1】水道施設の維持管理業務の実施実績
	○企業の業務能力	【様式 6-2】下水道終末処理場の維持管理業務の実施実績
	様式③ 施設維持管理・点検の留意点	【様式 6-3】農業集落排水処理場の維持管理業務の実施実績
	○企業の技術力	【様式 7】保有する技術者の状況
	様式④ 業務実施体制および業務遂行計画	【様式 8】配置予定従業者調書(業務実施体制)
様式⑤ 業務内容の妥当性・独創性	【様式 9】企画提案書類提出届	
様式⑥ 業務実施方法の確実性	【様式 10-1】企画提案概要	
様式⑦ 管渠維持管理業務の実施数量	【様式 10-2】業務実施コンセプト	
様式⑧ 波及効果の有無	【様式 10-3】業務実施体制	
様式⑨ 業務評価手法の具体性	【様式 10-4】担当予定従業者の資格・経験	
様式⑩ 業務実施体制の適格性	【様式 10-5】受託実績	
様式⑪ 異常時の対応方法	【様式 10-6】各業務の要求事項に対する考え方及び具体的な業務実施計画	
	【様式 10-7】危機管理安全対策	
	【様式 10-8】管理方法及びコスト縮減等の工夫、効果的な手法等	
	【様式 10-9】地域貢献、社会貢献に関する提案	
	【様式 10-10】参考見積と積算根拠	
	【様式 11】辞退届	
	【様式 12】委任状	

注)B市、C市いずれも管路施設以外(終末処理場、その他集落排水施設等)についても委託業務の対象としている点に留意。

※C市の項目は、様式集中の項目を表記。

3.9 受託者評価方法の設定

下水道管路施設の維持管理においては、維持管理の質の向上・維持を図りつつ、コスト縮減や効率化を図っていく必要があり、このためには民間事業者の創意工夫による技術を提供してもらうための仕組みづくりに加えて、それらを適正に評価する委託者側の仕組みづくりも必要である。

【解説】

包括的民間委託を維持管理の質の向上・維持を図りつつ、民間事業者にとって魅力ある内容とするためには、民間事業者のインセンティブを促す仕組みづくりが必要であるとともに、それらを適正に実施するための委託者側の仕組みづくり（受託者評価方法の設定）も求められる。本項では、包括的民間委託業務の導入のプロセスに合わせ、受託者選定時、委託期間および委託期間完了時における評価方法について記す。

(1) 受託者選定時の評価

受託者選定時の評価として、通常の維持管理委託業務に関する事項およびマネジメントの考え方を取り入れた場合の評価について以下に記す。

1) 通常維持管理に関する事項

①委託者の要求事項に対する計画と民間事業者からの技術提案事項の評価

下水道管路施設の維持管理委託業務の多くは、これまで個別業務を対象に単年度・仕様発注により実施されており、仕様書への記載事項を対象とした履行確認[※]が実施されている。

包括的民間委託では、上述の発注形態から、複数業務・複数年度へと変更となることから、受託者選定プロセスにおいて、委託者の要求事項（委託者作成の仕様書および受託者作成の業務実施計画書等）に加えて、民間事業者からの技術提案事項を評価する。また、民間事業者からの技術提案事項は、新たに履行確認の対象として追加することが必要である。

[※]仕様発注では巡視、点検、調査、修繕業務等について具体的な業務対象、業務量および業務執行方法を定め、委託者はこのように具体的に定めた内容（方法と数量等）を受託者が満足しているか否かを評価している。

②民間事業者からの提案による業務実施方針

下水処理場等の包括的民間委託は性能発注によるものとされており、要求水準を満たせば広い範囲で受託者裁量により業務の実施が可能な仕組みづくりがなされている。

下水道管路施設の包括的民間委託は、当面、仕様発注によることが想定されるが、民間事業者の創意工夫による効率化を促すため、例えば、出来るだけ数量等による

縛りを少なくし、受託者の自由裁量により業務の実施スケジュールや人的配置計画（人工等）が立てられるようにするなど、民間事業者からの提案による業務実施方針を評価する。

③委託費用

包括的民間委託を導入する際の委託者側の動機の一つとしてコスト縮減が挙げられるが、コスト縮減のみを追求することにより、民間事業者の維持管理の効率化・質の確保に向けた努力の成果を民間事業者に適切に還元しなくなり、その結果、民間事業者にとっては、包括的民間委託業務に参入するメリットが次第に薄れていくといった問題が、処理場の包括的民間委託では挙げられている。

受託者選定時においては、業務内容に応じた適正な費用であることを評価し、官民双方にメリットが得られるように留意する。また、民間事業者のインセンティブを確保した委託とするためには、以下に示すような民間事業者の要望を考慮した予算確保に向けた検討を行うことが重要である。

表 3.9-1 民間事業者のインセンティブ確保を目指した委託の設定方針（案）

区分	設定方針(案)
発注時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な経費等を考慮した適正な予定価格の設定。 ○ 受託者選定時における技術審査の実施。 ○ ユーティリティを対象とした物価変動に伴うスライド条項規定の設定。 ○ 引継ぎの費用負担の明確化と積算費用としての計上。 ○ 引継ぎの委託者主導化および立会いの義務化。
委託期間終了時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 競争性も考慮した優良受託者の業務継続化に向けた検討。

2) マネジメントの考え方を取り入れた維持管理

自治体は、民間事業者からの業務提案を審査する場合、その提案内容が、当該下水道施設の中長期的な視点からも有効なものであるかという点について留意する必要がある。

例えば、民間事業者から補修工事の提案がなされた場合、本提案は当該施設に関連する総合的な課題解決に寄与するものなのか、あるいは中長期的な下水道管路施設の管理の観点からも有効かどうかという評価も必要である。

また、受託者選定方式に関しては、近年、総合評価一般競争入札や公募型プロポーザル方式においても、提案の内容に新規性がなく、有効性の低いオーバースペック競争となる事例が多発していることが問題視されている。その結果、受託者による管理の質が低下することも懸念されることから、狭い意味での技術提案だけでなく、ISO55000 シリーズに規定されているような、マネジメントまたはマネジメント

システムに関する提案を含めた評価とすることも有効と考えられる。

例としては、情報管理（データの記録とトレーサビリティの確保、さらに分析の方法等）に関する提案などが挙げられる。

（２）委託期間中の評価

1) 基本方針

委託期間中の評価は、日々の業務内容に対して行う日常的評価に加え、年1回程度実施する定期的評価により実施[※]する。

※評価は、委託者自身が行うことを原則とするが、学識経験者ら第三者を加えた委員会を設けることや外部に対して評価を委託することも、質の確保や透明性の向上という観点から有効である。

◆日常的評価(案)

- ・業務履行状況の監視段階に行われるものであり、委託された業務が適正に履行されているか評価するものである。
- ・評価方法としては、業務実施計画書および業務実施報告書等の書類確認および定期・不定期現場確認による。
- ・業務実施報告書では、例として、トラブル対応報告・修繕報告・物品調達管理報告等について記載されたものを確認する。

◆定期的評価(案)

- ・年1回程度のサイクルで実施するもので、業務の履行状況および包括的民間委託導入の効果等における総合的な評価を行う。
- ・業務履行状況については計画どおり履行しているか、緊急時の対応が適切であったか等について評価する。
- ・包括的民間委託導入の効果等における総合的な評価は契約完了時に行うものとし、評価の視点については、表 3.9-2 に示すような維持管理の効率化・適正化をはじめとした維持管理の質の向上に関する技術的な評価等[※]が例として挙げられる。なお、表 3.9-2 の項目のうち、評価可能な項目については中間評価を実施する。

※日常的評価をベースに、入札時・業務履行期間中に受託者が行った技術提案内容等についての評価を行う。

例) 対象とする施設の状況把握が委託者および受託者の双方にできており、委託した管理業務のうち、業務に伴う効果や影響等の因果関係が明確となるもの（例えば清掃に伴う管路の閉塞の未然防止等）で性能発注を導入している場合には定量評価をベースとした評価を行う。ただし、その際には、評価結果の要因が委託者側、受託者側、あるいは第三者によるものなのかという点についても配慮した上で、評価を行う必要がある。

また、複数対象業務の包括化により、委託業務毎に仕様等に基づく履行確認を実

施することに加え、対象業務相互間の関連性（効率性、コスト削減および維持管理の質の向上等）について確認することが望ましい。

なお、モラルハザードの観点から、調査・点検結果に基づき修繕等の工事が適切に実施されているかについても評価が必要である。

2) 委託外の発生業務に対する対応方針

包括的民間委託業務の対象業務に関して、例えば、巡視・点検等の調査および修繕等の業務では、仕様発注の場合、原則としてその数量および予算の上限は発注時に決定されている。

委託期間中、これらの業務は、関連調査結果あるいは住民からの通報等により、仕様書に明記されていない業務が新たに発生する場合が想定される。

新たな発生業務の実施時期は、原則として委託者により定められることとなるが、その際、現場に精通した受託者側からのアドバイス※も参考とする必要がある。

その際、委託者はコストとリスクのバランスも考慮した実施時期について調整を行い、必要に応じて新たな予算確保についても検討することが必要である。

※例えばこの問題の解決が、当該箇所の部分調査・修繕のみで対応可能なのか、関連する下水道管路施設の不具合も影響しているのか、あるいはその他の調査結果（例：不明水調査）等から総合的に判断し、関連個所の詳細調査も実施した方がいいのか等、総合的な判断が求められるケースも想定される。

(3) 委託期間完了時の評価

委託期間完了時においては、前述の効率性（コスト）評価および業務履行状況評価等について次期契約のために評価する。事業効果の検証は、包括的民間委託の導入に伴う発注者および受託者双方にとっての効果を検証する必要があり、検証の結果、受託者へのインセンティブの確保、維持管理の効率化・適正化等について改善の必要性が認められた場合には、事業スキームを見直すなど、適切な措置を講じる必要がある。

また、評価の結果によっては、包括的民間委託の継続性、次期受託者選定要項や日常的・定期的評価の見直しが必要な場合も想定される。

なお、評価にあたっては、状況に応じて学識経験者や専門的知識を有する技術アドバイザー等の支援を得ることも有効である。

表 3.9-2 委託期間完了時の評価の視点（例）

項目	評価の視点
受託者へのインセンティブの確保	対象業務について、受託者へのインセンティブが適切に与えられていたか確認を行う。
維持管理の効率化・適正化	受託者の創意工夫により、維持管理の効率化・適正化が図られているか検証を行う。
コスト縮減効果	複数業務のパッケージ化等による効果を検証する。また、評価時期に応じて、予防保全型維持管理の導入に伴うコスト縮減効果※を検証する。 ※予防保全型の維持管理の導入に伴うコスト縮減効果は、導入初期のコスト増加が想定されるため、当該施設の予防保全型の維持管理の実施期間を考慮した中長期的なスパンでの検証が必要である。
下水道使用者へのサービスの維持・向上	管路の閉塞、悪臭・騒音・振動に関する苦情件数※、あるいは苦情等に対する対応時間等の調査等によって、下水道使用者へのサービスの維持、または向上の度合を検証する。 ※ただし、苦情件数は、管理レベル、情報公開レベル等によっては評価が困難となる恐れがあり、一定期間同一レベルでの試行を行った後の評価とする等の配慮も必要である。

（４）委託者の技術力の確保

民間事業者の当該事業へのインセンティブを促すためには、民間事業者からの技術提案（受託者選定時と業務履行時について）や業務の履行状況を委託者側が適正に評価していくことが必要となる。

全国下水道部署正規職員数は年々減少の傾向にあり、下水道担当職員が５人以下の市町村は、全体の約４割（約５８７市町村）※となっている。

※第１回 下水道の事業運営のあり方に関する検討会資料

下水道部署の正規職員数が減少傾向にある中、民間事業者を適正評価するための技術力確保は喫緊の課題である。例えば、処理場における包括的民間委託導入に伴う課題を整理した結果からは、自治体の技術力確保・向上の方策として以下の事項が示されている。

- ①受託者との打合せおよび現場確認の頻度を増やす
- ②外部での研修・講習等を積極的に活用する。
- ③全てを包括的民間委託とするのではなく、直営管理の現場を残す。
- ④維持管理情報のデータベースを構築し、維持管理ノウハウを蓄積・活用する。

国土交通省では、平成２５年３月より「下水道の事業運営のあり方に関する検討会」に

において、下水道管理者の組織体制の現状と課題を実態に即して整理した上で、下水道管理者である地方公共団体の職員が最低限果たすべき役割および下水道管理者の組織体制の強化・効率化やその補完・支援システム等のあり方などについて検討を行っている。

同検討会の報告書（案）では、下水道事業運営の現状と課題を整理した上で、事業主体が持続的な事業運営を実現するために必要な健全な組織（人）について、基本方針と取組みの方向性およびさらに議論を深めるべき事項について取りまとめられている。

同検討会の報告書においても、「各事業主体における組織体制確保」の中で、「各事業体において、最低限行わなければならない業務を実施するために必要な組織体制の確保を行うとともに、持続的な下水道サービス提供のために必要な人員、技術力の確保に努める必要がある。」とされている。その中では、例えば、技術力確保のため、庁内他部局との連携・体制の共同化、広域連携の推進および公的機関や民間等による事業運営の補完の検討が示されている。

他部局連携、広域連携等の検討

庁内他部局との連携・体制の共同化

・中小規模の自治体では、職員減少の中、少数の下水道担当職員のみで事業を行うには限界があるため、庁内他部局職員で情報共有や意思決定を行うなど、組織の横の連携による運営体制の強化を一層促進すべきである。

広域連携の推進

・職員の確保を図りつつも職員の増加が見込まれない事業体は、周辺市町村等との広域的な連携により複数の事業主体での最低限の事業運営体制確保することも検討が必要。その際、一部事務組合等の手法により、複数の市町村で下水道の組織体制を確保することも検討すべき。

公的機関や民間等による事業運営の補完の検討

・日本下水道事業団・都道府県・下水道公社等の公的機関、コンサルタント・建設業者・施設業者・維持管理業者等の民間等による補完を受けることを前提に組織体制の構築を図ることも検討すべき。

出典：下水道事業運営に関する基本的な方向性について報告書(案) 平成25年9月30日 下水道の事業運営のあり方に関する検討会

第4章 その他の留意事項

4.1 標準的なパッケージ対象業務以外のパッケージ化について

下水道管路施設の包括的民間委託については、下水道管路施設の包括的民間委託における標準的なパッケージ対象業務以外の業務についてもパッケージ化することで、下水道事業全体としてより効率的・効果的となる場合も考えられる。一方で、発注方法や結果の評価等については複雑になることが想定されるため、パッケージ化の組合せに応じて、必要となる要件を検討・調整する必要がある。

【解説】

下水道管路施設の維持管理に関する業務については、「2.1 対象とする標準的な業務」で整理した下水道管路施設の包括的民間委託における標準的なパッケージ化対象業務の他にも民間に委託されている業務があり、そのうち、標準的なパッケージ化対象業務と併せて包括的に実施した方が効率的・効果的であると考えられる業務については、必要に応じてパッケージ化を行うことが考えられる。

下水道管路施設の包括的民間委託における標準的なパッケージ対象業務の他に、包括的民間委託業務へのパッケージ化が想定される業務には以下のようなものがある。

① 下水処理場等の維持管理業務(中継ポンプ場、マンホールポンプ**等を含む)

※現在、中継ポンプ場、マンホールポンプの維持管理は、下水処理場との包括的民間委託が一体的に行われているが、下水道管路施設と合わせて面的に設置されている状況から、下水道管路施設と一体的な管理を行うことが、維持管理の効率化にもつながると期待される。

② 不明水対策計画策定業務

③ 施工管理業務 など

ただし、これらの業務を下水道管路施設の包括的民間委託における標準的なパッケージ対象業務に加えてパッケージ化する場合には、以下のような事項に留意する。

○ 資格要件等について

業務の組み合わせにより必要となる有資格要件が異なるため、適切な民間事業者を募集、選定できるような資格要件および実績条件等の設定が重要である。

4.2 次世代の人材育成

包括的民間委託を効率的・効果的に行うためには、委託者および受託者の双方が、目的を共有し、主体的にマネジメントを行う必要がある。そのためには、委託者・受託者ともに、経験や技術に加えてマネジメント能力等を有する次世代の人材を育成することが重要である。

【解説】

下水道管路施設を将来にわたって、健全に維持し、公共サービスを提供するためには、下水道管路施設の管理と下水道事業の運営とを一体的に、中長期的な計画に基づき行う必要がある。そのためには、委託者および受託者の双方が、主体性を持ち、それぞれの役割においてマネジメントすることが必要であり、業務や外部講習および資格取得等を通じて自己研鑽するとともに次世代の人材を育成することが重要である。

これにより、受託者が業務範囲の下水道管路施設について熟知するとともに、高い技術力を有すること、また、中長期的な視野に立ち、マネジメントを主体的に行うことで、性能評価の導入も円滑に行うことができ、また機能すると考えられる。

参 考 资 料 编

目 次

1. 導入実績都市の事例	1
(1) 包括的民間委託の導入の経緯	1
(2) 業務の概要	2
(3) 包括的民間委託の導入効果	6
(4) 包括的民間委託への導入後の課題	7
2. 導入検討都市の事例	7
(1) 維持管理の現状把握	7
(2) 包括的民間委託の導入検討	7
2.1 D市の検討プロセス	8
(1) 維持管理の現状把握	8
(2) 包括的民間委託の導入検討	9
2.2 E市の検討プロセス	11
(1) 維持管理の現状把握	11
(2) 包括的民間委託の導入検討	12

下水道管路施設の包括的民間委託の導入事例

1. 導入実績都市の事例

既に下水道管路施設について、包括的民間委託を実施している、3都市における包括的民間委託の導入の事例を紹介する。（紹介する3都市はA市、B市、C市と表す）

下水道管路施設の包括的民間委託においては、各都市の下水道整備状況、管路施設の現状および維持管理体制等により委託条件が大きく異なってくる。

A市では下水道管路施設のみを対象とし、B市では下水道施設（管路(MP 含む)、処理場およびポンプ施設）、集落排水施設（管路および処理場）を一体化とし、C市では、下水道施設（管路(MP 含む)、処理場およびポンプ施設）、集落排水施設（管路および処理場）に水道施設（管路を除く）を加えた3事業を一体化した民間委託を実施している。

本項では、下水道管路施設の包括的民間委託を既に導入している3都市において、以下に事項について整理する。

- (1) 包括的民間委託の導入の経緯
- (2) 業務の概要
- (3) 包括的民間委託の導入効果
- (4) 包括的民間委託導入後の課題

(1) 包括的民間委託の導入の経緯

1) A市

昭和63年の不明水調査（管路）により、管の損傷や人孔部の穴等が多数発見されたこと、膨大な下水道施設ストックにより緊急対応業務が増大したことに伴い、平成元年には、事後対応型による維持管理から人孔および幹線の巡視・点検調査を主とした予防保全型維持管理に移行した。平成23年度からは、これらの維持管理業務について、3ヶ年契約の包括的民間委託を実施している。

2) B市

不明水に伴う処理場流入負荷の低下、漏水発生による道路陥没の発生、本庁と各支所での個別管理、さらに企業会計方式への移行に際して経費削減の必要性の高まり等を総合的に勘案し、処理場と管路を一体的に管理するための包括的民間委託を平成24年度から導入している。

3) C市

下水道整備がほぼ完了し、下水道施設の維持管理や処理場の設備更新が事業の中心となってきたため、平成 22 年度から公共下水道事業および農業集落排水事業のそれぞれで「包括的民間委託」を 3 年契約で導入した。（水道事業は、設備の保守点検は一部委託であるが基本的に市直営で維持管理を実施）

平成 25 年度からは、配水（上水道施設）、集水（下水道管）および処理（下水道施設）を一元的に民間事業者が把握することで不明水・漏水対策の他、流入特性・地域特性に基づいた効率的な維持管理を実現できるとし、下水道施設と農業集落排水施設および、水道施設（管路除く）を含めた包括的民間委託を実施している。

(2) 業務の概要

1) 業務概要

3 都市の下水道施設等の現状および維持管理体制等により委託期間や業務量等の委託条件が大きく異なってくる。業務の概要として、対象施設、発注方式および受託者選定方式等を比較すると表 1.1 のとおりである。

表 1.1 業務概要の比較

都市	項目		A市	B市	C市
対象施設	下水道施設	管路施設	約 555km	約 1,900km (水道管渠含)	約 250km
		マンホールポンプ	59 箇所	726 箇所	32 箇所
		処理施設	無	10 箇所	2 箇所
		ポンプ施設	21 箇所	21 箇所	2 箇所
	集落排水施設	管路施設	無	下水道管に含む	50km
		処理施設		54 箇所	15 箇所
	水道施設	浄水施設	無	無	2 箇所
		送水施設			4 箇所
		配水施設			7 箇所
		深井戸			11 箇所
		管渠施設	無	無	(350km)
	発注方式	発注方式	仕様発注方式	仕様発注方式	仕様発注方式
		発注に関わる特徴	管渠は仕様を明記	管渠は仕様を明記 下水道管路施設維持管理の「管理目標」を設定	管渠は仕様を明記 「管路維持管理基本計画」による仕様を明記
受託者選定方式		指名競争入札	総合評価一般競争入札	公募型プロポーザル	
委託期間	期間	3年間	3年間	5年間	
	委託に関わる特徴	区域をブロック割りし、ローテーションで巡視・点検、調査を実施	次期委託時から5年契約とし、10年1サイクルの管渠調査計画との整合性を図る予定	契約締結日から次年度の4月1日迄を運転操作及び維持管理業務の移行期間としている	

A市およびB市における事業スキームは以下のとおりである。(※C市は除く)

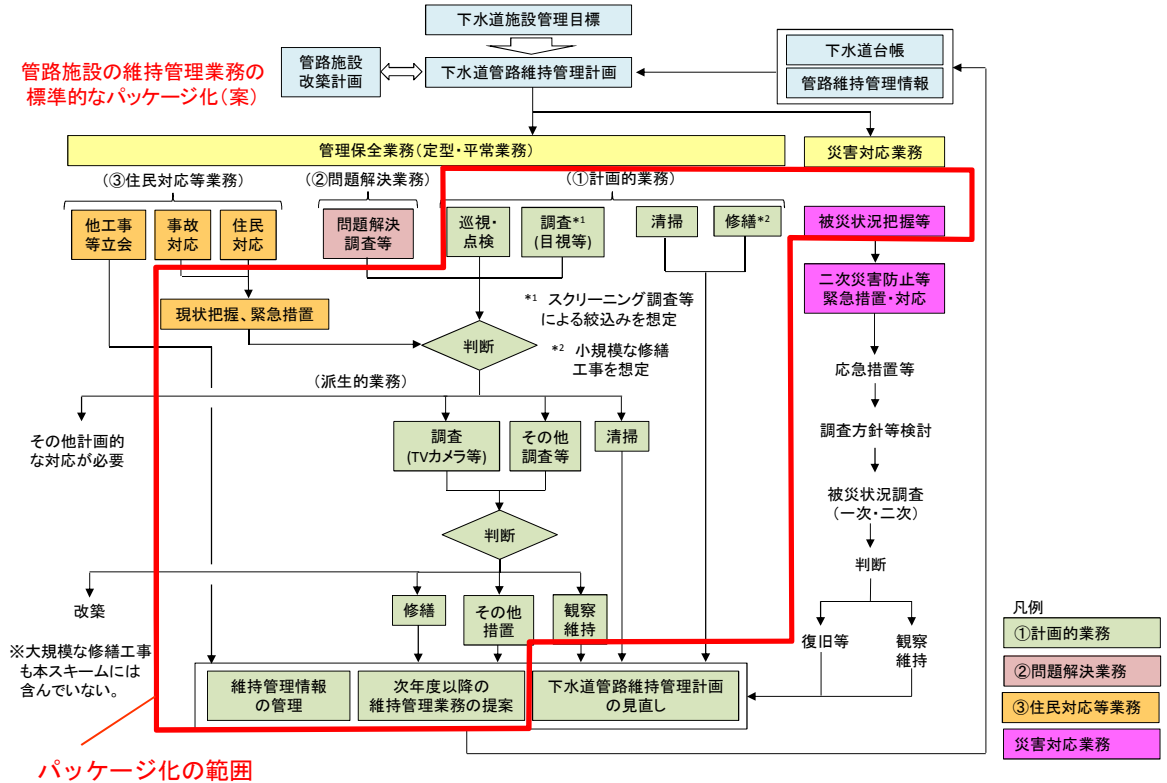


図 1.1 A市における下水道管路施設の包括的民間委託の事業スキーム

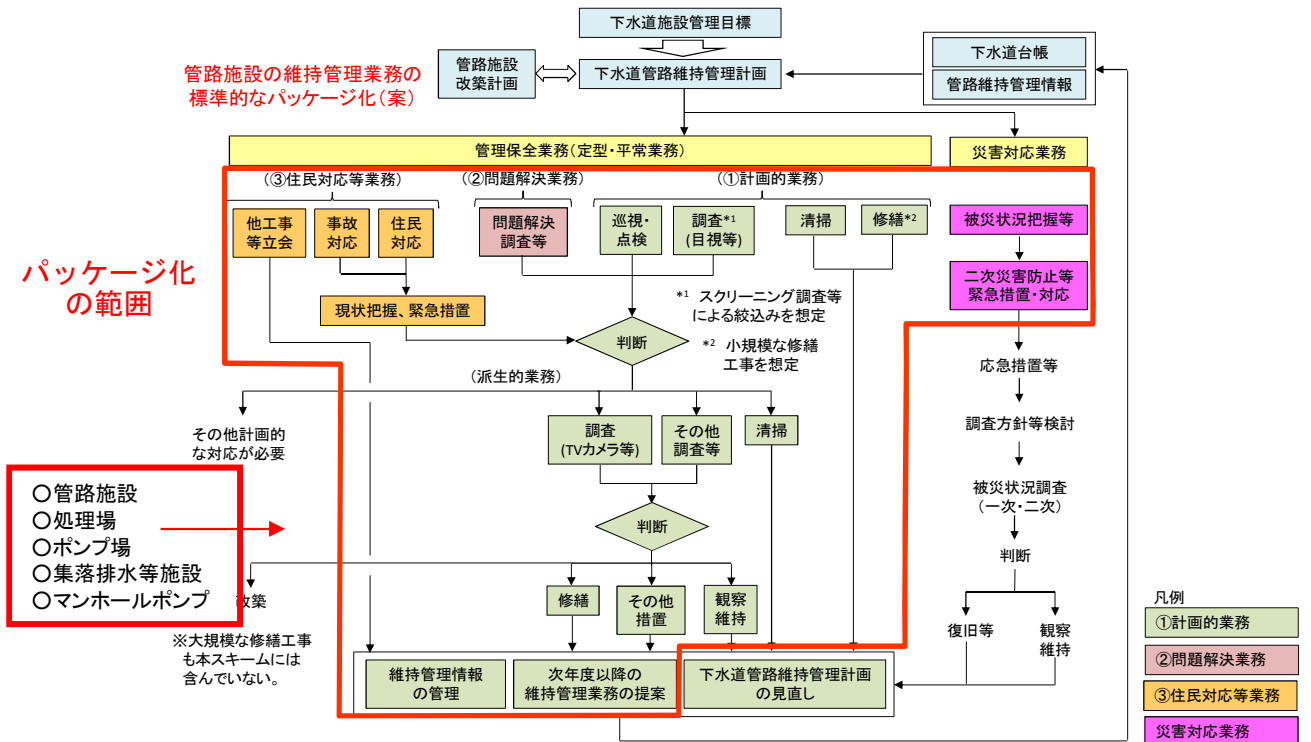


図 1.2 B市における下水道管路施設の包括的民間委託の事業スキーム

2) 維持管理の特徴

①A市

- ・ 過去の業務仕様を参考にして 維持管理マニュアルを市が作成し、業務委託項目を選定している。
- ・ 市の職員が住民苦情（管つまり、悪臭騒音等）の受付を行い、委託業者に連絡後、委託業者が対応を行っている。
- ・ 委託項目に修繕が含まれるが、市職員の判断（指示）により修繕を行っている。なお、管口修繕等に係る資材・材料は、市が提供している。

②B市

- ・ 下水道管路施設の維持管理について、過去の維持管理実績を参考にして管理目標値を設定している。（表 1.2 管理目標値を参照）

③C市

- ・ 点検調査は、維持管理年次計画に基づき、ブロックごとに簡易カメラを使用した予備調査を行い、その調査結果から詳細なカメラ調査の位置選定を行う 2 段階の手順で、計画的に調査を行っている。

表 1.2 管理目標値（B市の例）

目標項目	目標値
①道路陥没箇所数 (道路陥没箇所数/維持管理対象管路延長)	0.01 カ所/km 以下
②管路の詰まり等事故発生件数 (事故発生件数/維持管理対象管路延長)	0.01 カ所/km 以下
③悪臭・騒音・振動に関する苦情件数 (悪臭・騒音・振動に関する苦情件数/維持管理対象管路延長)	0.02 カ所/km 以下
④マンホール目視調査等実施率 (実施マンホール数/維持管理対象マンホール数×100)	9%以上
⑤水路目視調査等実施率 (実施水路延長/維持管理対象水路延長×100)	10%以上
⑥管路施設清掃実施率(毎年清掃を除く) (管路施設清掃実施延長/維持管理対象管路延長×100)	2%以上
⑦水路清掃実施率 (水路清掃実施延長/維持管理対象水路延長×100)	1%以上
⑧管路施設詳細調査実施率 (実施詳細調査延長/維持管理対象管路延長×100)	1%以上
⑨取付管詳細調査実施率 (実施詳細調査数/維持管理対象取付管数×100)	1%以上

※評価方法は、委託業者がこれまでと同等の品質で④～⑨の数量を実施していれば、①～③の目標値は達成と判断している。

(3) 包括的民間委託の導入効果

下水道管路施設の計画的な維持管理手法の導入による効果としては、道路陥没事故の発生減少や施設管理データの蓄積化に伴う作業の効率化が挙げられ、管路施設と処理施設の一体化による効果としては、ユーティリティー費用の削減等によるコストの縮減が挙げられている。

表 1.3 包括的民間委託への導入効果

都市	項目	包括的民間委託の導入により得られた効果
A市	下水道管路施設の 予防保全型維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検・調査等により、道路陥没が起きていないことや管の閉塞が無いことが確認されたこと。 点検データの蓄積により、維持管理業務の手戻りが減少し、業務の効率化が図られたこと。
		<ul style="list-style-type: none"> これまでの予防保全型維持管理により、施設や設備の経年変化を把握することができたこと。 補修履歴のデータ化により、設計の重複が回避、施設検索や施設の絞込みが迅速となった。このことにより、維持管理作業や設計作業が効率的となったこと。
B市	下水道管路施設と 処理施設の一体的 な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 処理場の管理は、流入水量と密接に関係しているため、処理場と管渠を一体的に委託することでユーティリティー費用の削減をはじめとするコスト縮減が図られたこと。 不明水・漏水による道路陥没等の情報を共有することで、予防保全型維持管理への移行を促し、苦情件数を削減することができたこと。
C市	下水道管路施設の 予防保全型維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 調査履歴をシステム上で管理することで、改築更新の基礎データとして活用することができたこと。 下水道管路施設は予備調査を行い、その結果に基づいて清掃工および実態調査工を行う箇所を選定する方式によって、問題のある管渠を効率よく選定した詳細調査が可能となり、結果として効率化が図れ、コスト縮減がなされたこと。
	下水道管路施設と 処理施設の一体的 な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 処理場および管路の一体化の維持管理を行なうことで、新たな維持管理ノウハウの構築が期待できること。

(4) 包括的民間委託への導入後の課題

委託対象範囲の拡大によって、委託者側の負担軽減を目指すものであるが、包括的民間委託を継続して実施していくためには、委託者側の技術レベル維持および向上が求められることが2都市で挙げられている。

表 1.5 包括的民間委託導入後の課題

下水道管路施設の維持管理業務における包括的民間委託導入後の課題	
A市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模修繕の有無の判断が市職員に委ねられていることから、市職員の技術レベルの維持および向上が求められる。 ・ 緊急時対応の初動(連絡窓口)を市職員が対応する業務負担が大きい。
B市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検・調査等の基礎情報からリスク・影響度等の検討を踏まえた適切な維持管理ストックマネジメント計画を策定するとともに今後の維持管理に反映させるための適切な手法を明確化していく必要がある。 ・ 基礎情報を基に的確な維持管理の対応が行われるかを確認するための委託者側のスキルアップが必要。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急的な対応(時間外含む)を業務に追加するための新たな仕様書およびマニュアルが必要。
C市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道管路維持管理計画の策定。 ・ 市職員の技術の継承するための対策を講じる必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注方式として、管路についても性能発注方式への移行検討が必要。 ・ 委託者の負担軽減のため、料金・窓口業務の民間委託の検討が必要。

2. 導入検討都市の事例

下水道管路施設の包括的民間委託の導入検討プロセスについて、現在導入に向けて検討を進めている2都市の事例を紹介する。導入検討プロセスとしては、以下の事項について整理する。

(1) 維持管理の現状把握

- 1) 下水道施設の状況
- 2) 維持管理の状況
- 3) 委託業務内容
- 4) 委託に当たっての課題整理

(2) 包括的民間委託の導入検討

- 1) 包括的民間委託の有効性について

- 2) 包括的民間委託の導入後の業務概要
- 3) 予算確保のための内部説明
- 4) 事業スキーム（案）

2.1 D市の検討プロセス

(1) 維持管理の現状把握

D市の下水道施設の状況、維持管理状況、委託業務内容、委託に当たっての課題をとりまとめて以下に示す。

表 2.1 D市の維持管理の現状把握

項目	内容
1) 下水道施設の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ D市では、昭和 30 年代に管渠整備を開始し、順次整備を進めて、平成 24 年度末時点で、敷設後 30 年以上の管路施設は、全管路施設に対しては、約2割程度であるが、着手が早い処理区は、敷設後 30 年以上の管路施設が8割以上となっている。
2) 維持管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理の手法は、下水道施設に不具合等が生じた場合、市民からの通報等の情報提供の後、当該原因箇所の点検・調査、清掃および修繕等の対応を行う「事後対応型」となっている。
3) 委託業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管路清掃・管内調査 ・ ポンプ機器修繕・施設点検調査 ・ 窓口業務（問合せ、苦情対応、施工通知および下水道台帳閲覧サービス） ・ 開発行為、管渠の新設および改築等の許可手続き資料作成 ・ パトロール、資材管理、用地等管理、排水設備に係る事務、届出等審査および完了検査等 <p>※清掃、調査、補修工事については異常通報等があった場合に行うため単価契約</p>
4) 委託に当たっての課題整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道管路施設は、10 年後に敷設後 30 年以上の延長が約4割を超え、現在の2割から約2倍以上増加し、さらに 20 年後には市内の約8割の管渠が 30 年以上を経過する。このことから、今後、不具合の発生量および対応費用が増加することが予想される。

(2) 包括的民間委託の導入検討

1) 包括的民間委託の有効性について

表 2.2 D市の現状の課題と解決方針

課題	解決方針
今後、施設の老朽化によって、道路陥没事故などの市民生活に大きな支障を及ぼすリスクが増大することが予想される。その不具合発生量の増加とともに、対応費用が急激に増加することが想定される。	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理形態を「事後対応型」から「予防保全型」への移行を図る。 予防保全型維持管理の効果が発現しやすい複数年契約とする。

2) 包括的民間委託の導入後の業務概要

D市における包括的民間委託の検討前後の業務概要は以下のとおりである。

表 2.3 D市の業務概要の検討前後の比較

	現況	検討後
業務概要	市全域を対象に住民対応業務(住民対応、事故対応および他工事等立会)を主とし、その他災害対応業務等を包括的に発注(計画的業務が含まれていない)	計画的業務のパッケージ化の検討により、これまでの維持管理に加えて、モデル地区内について、予防保全型維持管理(計画的な巡視・点検等)を包括的に発注する。
維持管理形態	事後対応型	予防保全型
受託者選定方式	随意契約	随意契約
委託期間	単年度	複数年契約(協定)

3) 予算確保のための内部説明

包括的委託の導入において、予算確保のため以下の内部説明を行っている。

①包括的民間委託の必要性について

これまでの維持管理で得た履歴情報の他、B-DASH等を活用して管路調査を進めている。今後、これらの調査結果を活用し、効率的に予防保全型維持管理へと移行を図る時期であると説明している。

② 予防保全型維持管理への移行による効果の見込み

予防保全型維持管理への転換が必要な理由として、急激な費用の増加防止に伴う確実な予算の確保や、調査データの集積とりまとめによる不具合発見に合わせた補修作業等の迅速化・適正化等の必要性を説明している。

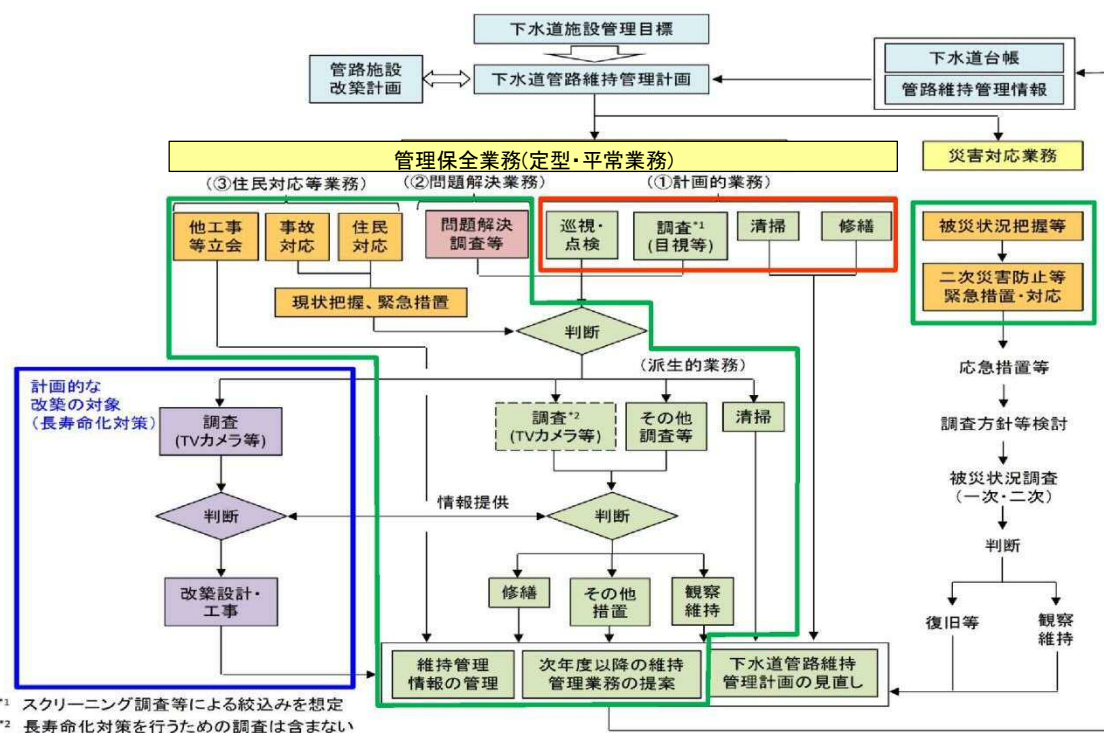
③ 委託範囲（パッケージ化の範囲）について

予算の範囲内で最大限の業務を選定している。

マンホール蓋の計画的な交換や管路の巡視・点検および調査（目視等によるスクリーニング調査等）は、予算確保および予防保全型維持管理による効果発現等の観点からも適していると説明している。

4) 事業スキーム（案）

D市における事業スキームは以下のとおりである。



- これまでも包括的に
免注していた維持
管理業務
- 平成26年度以降
新たに追加する
維持管理業務

図 2.1 D市の事業スキーム(案)

2.2 E市の検討プロセス

(1) 維持管理の現状把握

E市の下水道施設の状況、維持管理状況、委託業務内容および委託に当たっての課題をとりまとめて以下に示す。

表 2.4 E市の維持管理の現状把握

項目	内容
1) 下水道施設の状況	<ul style="list-style-type: none"> E市は昭和 50 年代後半に事業に着手し、流域関連公共下水道として整備を進めている。一方、昭和 30 年代後半から開発団地(ゴミプラ)の汚水整備が行われていたが、その後、下水道へ移管され、全て公共下水道への接続替えを行った。現在、整備済み汚水管路のうち布設後 30 年以上の施設は、約 25%に達している。
2) 維持管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 管路の維持管理は市内を2地区(東西)に分割して、地元維持管理業者に単年度契約で外部委託している。 また、マンホール蓋のがたつき修繕や道路陥没の復旧調査などは市職員が実施している。 維持管理形態は、「事後対応型」となっている。
3) 委託業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 管路清掃および管内調査 <p>※下水道施設(暗渠、開渠、人孔、取付管および枳)内の清掃作業(下水道施設内に堆積した土砂および汚泥等(以下、土砂等という)を除去し、施設の機能を回復する作業)およびテレビカメラによる調査</p>
4) 委託に当たっての課題整理	<ul style="list-style-type: none"> E市の管路施設は、設置後長期間が経過し、施設の老朽化による道路陥没事故などの市民生活に大きな支障を及ぼすリスクが増大している。このことから、今後、道後陥没等の発生増加に伴う事後対応費用が増加することが予想されることが課題として挙げられた。

(2) 包括的民間委託の導入検討

1) 包括的民間委託の有効性について

表 2.5 E市の現状の課題と解決方針

課題	解決方針
管路施設の老朽化に伴う緊急業務の急増	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活に影響する機能障害や道路陥没による二次災害の未然防止のため、「事後対応型」から「予防保全型」の維持管理体制の転換が必要である。
多様化する課題や職員数の減少、職員の経験・技術力不足への対応	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者の技術力・ノウハウおよび機動性を活用することによる住民サービスの質の向上が期待できる。 巡視・点検および調査等に応じた計画的対応と、迅速かつ適切な事故・住民対応が可能となる。 一元管理による維持管理計画の策定および見直しによって業務の質の改善が期待できる。 職員の事務負担軽減で、他業務への傾注による事務全般の質の向上が見込める。 応急復旧工事等の突発的な支出経費の抑制と計画的修繕による維持管理経費の低減が望める。

2) 包括的民間委託の導入後の業務概要

E市における包括的民間委託の検討前後の業務概要は以下のとおりである。

表 2.6 E市の業務概要の検討前後の比較

	現況	検討後
業務概要	市全域を東西2地区に分けて、住民対応業務について緊急清掃、官民見極めおよび中継ポンプの維持管理等を個別に委託	これまで個別に委託していた住民対応業務(管の詰まり・苦情など)に加えて、巡視・点検、調査、定期清掃および長寿命化計画に係る調査業務ならびに計画策定業務を包括的に委託
維持管理形態	事後対応型	予防保全型
受託者選定方式	管路の維持管理(管路清掃や管内調査)の外部委託は、見積もり競争による単価契約	公募方法はプロポーザル方式
委託期間	単年度	複数年(2年を予定)

3) 予算確保のための内部説明

包括的民間委託の導入に要する予算確保のために、包括的民間委託の必要性を次の通り内部に説明し、庁内合意を得ている。

道路陥没が増加傾向にあり、財政面の制約があるが、二次災害、特に、人身事故に対する危機感に対する対応の必要性・重要性から「予防保全型維持管理」へと転換を図る。

4) 事業スキーム (案)

E市における事業スキームは以下のとおりである。

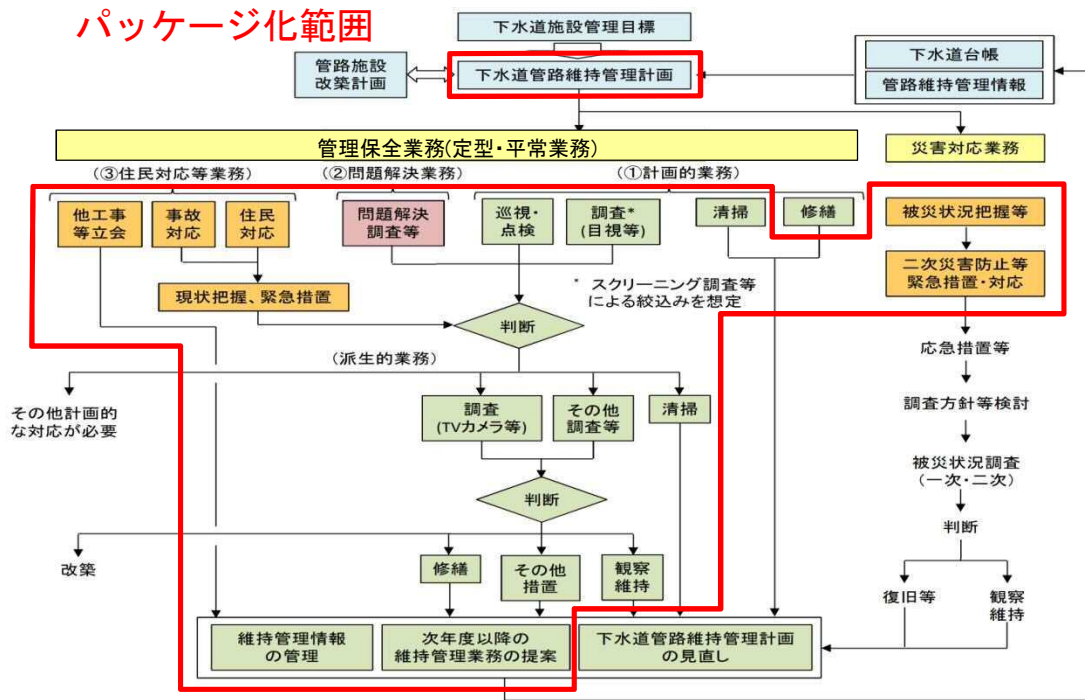


図 2.2 E市の事業スキーム(案)

参考資料2 標準契約書(例)

※契約書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

〇〇市公共下水道管路施設維持管理等業務委託 契約書(例)

第1章 総則

第1条	(用語の定義)	1
第2条	(総則)	2
第3条	(業務の範囲)	2
第4条	(統括責任者)	2
第5条	(統括責任者等に対する措置請求)	3
第6条	(履行期間等)	3
第7条	(契約保証金)	3
第8条	(優先関係)	3

第2章 本件業務の準備等

第9条	(業務計画)	3
第10条	(許認可の取得等)	4

第3章 本件業務

第11条	(引継事項)	4
第12条	(本件施設の実施)	4
第13条	(改築等の必要性に関する報告)	5
第14条	(増加費用の負担)	5
第15条	(改善措置請求)	5
第16条	(委託者による施設の更新及び補修)	5

第4章 業務報告等

第17条	(委託者による監視、立入検査)	6
第18条	(業務の報告等)	6
第19条	(修繕業務の検査)	6

第5章 業務委託料の支払

第20条	(業務委託料等の支払)	7
第21条	(著しく賃金又は物価が変動した場合の契約変更)	7

第6章 その他の委託者の義務

第22条	(瑕疵担保)	8
第23条	(地域住民対応)	8

第7章 損害賠償

第24条	(損害賠償)	8
第25条	(責任限度)	9

参考資料2 標準契約書（例）

※契約書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

第8章 契約終了

第26条	（業務移行期間）	9
第27条	（期間満了による終了）	9
第28条	（委託者による解除）	9
第29条	（受託者による解除）	10

第9章 その他

第30条	（表明及び保証）	10
第31条	（委託者による本件業務の内容の変更）	11
第32条	（受託者による本件業務の内容の変更）	12
第33条	（不可抗力）	12
第34条	（法令等の変更）	13
第35条	（契約の変更）	13
第36条	（契約上の地位の譲渡等）	13
第37条	（再委託）	13
第38条	（通知）	13
第39条	（著作権の利用等）	14
第40条	（著作権等の譲渡禁止）	15
第41条	（著作権の侵害防止）	15
第42条	（秘密保持）	15
第43条	（準拠法及び管轄裁判所）	16

別紙1	業務計画	17
別紙2	業務委託料の支払い方法	18
別紙3	保険	19

参考資料2 標準契約書（例）

※契約書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

第1章 総則

（用語の定義）

第1条 本契約において用いられる用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) 「改善措置請求」とは、第15条第2項に基づく請求をいう。
- (2) 「技術提案書」とは、本件業務の受託者選定手続きにおいて、受託者が提出した技術提案書をいう。
- (3) 「業務移行期間」とは、履行期間の最終1ヶ月間をいう。
- (4) 「業務事務所」とは、本件業務を実施する事務所として、本件仕様書において委託者が指定した場所をいう。
- (5) 「業務準備期間」とは、本契約締結日から履行開始日の前日までの期間をいう。
- (6) 「工事予定書」とは、受託者選定要項に添付された補修等工事予定書をいう。
- (7) 「受託者選定要項」とは、〇〇市公共下水道管路施設維持管理等業務委託業務に関し、委託者が●年●月●日に公表した【入札説明書／募集要項】、本件仕様書その他委託者が公表した書類及びこれらの書類に関する質問回答書の総称をいう。
- (8) 「成果物」とは、本件仕様書に基づいて受託者が提出する提出図書の総称をいう。
- (9) 「不可抗力」とは、暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、委託者及び受託者の責に帰すことができない事由をいう。
- (10) 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。
- (11) 「本契約等」とは、本契約、受託者選定要項及び技術提案書の総称をいう。
- (12) 「本件業務」とは、本件仕様書別紙1に定める、維持管理計画及び月間維持管理計画策定業務、巡視・点検、調査業務、清掃業務、修繕業務、その他業務の総称をいう。
- (13) 「本件施設」とは、本業務の委託対象地区内の【管きよ、人孔、人孔蓋、マンホールポンプ】をいう。
- (14) 「本件仕様書」とは、〇〇市公共下水道管路施設維持管理等業務委託業務仕様書、図面及び特記仕様書の総称をいう。
- (15) 「履行開始日」とは、●年●月●日をいう。
- (16) 「履行期間」とは、履行開始日から履行期間満了日までの期間をいう。
- (17) 「履行期間満了日」とは、●年3月31日をいう。

参考資料 2 標準契約書（例）

※契約書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

（総則）

第2条 委託者及び受託者は、本契約に基づき、受託者選定要項並びに技術提案書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行する。

2 受託者は、履行期間中、本件仕様書に示す委託対象地区での本件業務を行うとともに、成果物を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 委託者は、その意図する本件業務の実施及び成果物を完成させるため、本件業務に関する指示を受託者又は受託者の統括責任者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の統括責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受託者は、本契約若しくは受託者選定要項に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、本件業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 本契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 本契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、受託者選定要項に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

8 本契約及び受託者選定要項における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

9 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。

（業務の範囲）

第3条 本件業務の範囲は以下の各号に記載された業務及びその他本件仕様書に記載された業務とする。

(1) 維持管理計画及び月間維持管理計画策定業務

(2) 巡視・点検、調査業務

(3) 清掃業務

(4) 修繕業務

(5) その他業務

2 受託者は、本契約等で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、維持管理方法、使用機材、消耗品などを決定し本件業務を行うことができる。

（統括責任者）

第4条 受託者は、本件業務の統括責任者を選任し、委託者に届けなければならない。

2 統括責任者の職務は、次のとおりとする。

(1) 現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督を行うこと。

(2) 本契約等に定められた、本件業務の目的、内容を十分理解して業務にあたること。

参考資料 2 標準契約書（例）

※契約書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

（統括責任者等に対する措置請求）

第5条 委託者は、統括責任者若しくはその他の担当者等がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から【 】日以内に委託者に通知しなければならない。

（履行期間等）

第6条 本契約の期間は、本契約締結日より平成【 】年【 】月【 】日までとする。

2 本件業務の履行期間は、履行開始日の0時より履行期間満了日の24時までとする。

（契約保証金）【注：自治体ごとの契約規則の規定に合った内容とする。】

第7条 受託者は、委託者に対する損害賠償金及び違約金の支払を保証するため、委託者に対して契約保証金を納付する。契約保証金は、契約金額（なお、本契約において、「契約金額」とは、本契約の期間中の業務委託料の総額をいう。）の100分の【 】とする。

2 受託者は、委託者が承認した場合、以下の各号のいずれかの方法により、契約保証金の支払いに代えることができる。

- (1) 受託者名義の口座（定期預金に限る）への質権設定
- (2) 有価証券の提供
- (3) 銀行保証の差し入れ
- (4) その他委託者が承認した方法

（優先関係）

第8条 本契約及び受託者選定要項の間、または、本契約及び技術提案書の間で齟齬が生じた場合、本契約を優先する。受託者選定要項及び技術提案書の間で齟齬が生じた場合、受託者選定要項を優先する。但し、技術提案書が受託者選定要項及び本件仕様書の水準を超えた提案を含む場合には、当該提案部分については、技術提案書が優先する。

第2章 本件業務の準備等

（業務計画）

第9条 受託者は、履行開始日の【 】日前までに、その費用により、本契約等に記載された条件を満たす業務計画を作成し、委託者に提出し、委託者の確認を得るものとする。

業務計画には別紙1に記載した事項を記載しなければならない。

2 受託者は、業務計画に基づき本件業務を実施するものとする。委託者が、業務計画に

参考資料 2 標準契約書（例）

※契約書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

基づき本件業務が行われていないおそれがあると判断した場合、委託者は受託者に説明を求めることができる。その結果、委託者が、業務計画に基づき本件業務が行われていないと認めた場合、委託者は受託者に是正（業務計画の変更を含む）を求めることができる。

- 3 受託者が業務計画の変更を希望する場合、受託者は、変更の【 】日前までに変更理由及び変更内容を委託者に提出し、委託者の確認を得なければならない。
- 4 前三項に定めるほか、受託者は業務準備期間中に、本件仕様書の定めるところに従い、提出書類の提出及び業務実施体制の整備を行わなければならない。

（許認可の取得等）

- 第10条 受託者は、法令上に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させなければならない。
- 2 前項のほか、受託者は、本件業務の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用により取得して維持しなければならない。

第3章 本件業務

（引継事項）

- 第11条 受託者は、本件業務開始後【(可能な限り速やかに)または(【 】か月以内に)】、本契約開始前に本件業務の全部又は一部を受託していた者から、本件業務に関する引継事項を受領し、本契約が終了するまで、業務事務所に備えおくものとする。
- 2 委託者は、いつでも、業務事務所において引継事項を閲覧し、また、受託者に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。
 - 3 受託者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受託者は、引継事項の内容を変更したときは、委託者に対し、速やかに引継事項を変更した旨通知するものとする。

（本件業務の実施）

- 第12条 受託者は、本契約等の定めるところに従い、善良なる管理者の注意義務をもって、本件業務を実施しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理由の如何を問わず工事予定書に規定する本件施設の更新を委託者が行っていないことにより、本件業務を実施することが著しく困難であると合理的に判断される施設については、受託者は本件業務を実施する義務を負わないものとする。

参考資料2 標準契約書（例）

※契約書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

（改築の必要性に関する報告）

第13条 本件施設において、施設の改築（排水区域の拡張等に起因しない「対象施設」の全部又は一部の再建設あるいは取り替えを行うことをいい、以下本条において「改築」という。）の必要が生じた場合、受託者は、委託者に対し、改築が必要である施設の現況及びその理由を速やかに書面により報告するものとする。

（増加費用の負担）

第14条 本件業務の実施に要する費用が増加した場合であって、当該費用の増加が委託者の責めに帰すべき事由による場合（受託者選定要項及び本件施設について委託者が提供した資料と本件施設の状態に齟齬があり、かかる齟齬が当該資料から合理的に予測できないことを受託者が立証した場合であって、当該齟齬により本件業務に要する費用が増加した場合を含む。）、当該増加費用は委託者が負担する。但し、増加費用の発生の防止について、受託者が合理的な努力を怠っている場合にはこの限りではない。

（改善措置請求）

第15条 第17条第1項に規定する検査等の結果、本契約等に従った本件業務が実施されていないと委託者が判断した場合、委託者は、違反内容を明示した上で、受託者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受託者は、改善計画書の提出を命じられてから【 】日以内に改善計画書を委託者に提出し、自らの費用負担及び責任において、委託者の確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行わなければならない。

2 委託者は、前項の期限内に受託者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む）、または、改善計画書どおりに本件業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受託者に必要な措置を受託者の負担により行うことを請求することができる。

（委託者による施設の更新及び補修）

第16条 委託者は、工事予定書に従い、本件施設の更新及び補修を行うよう努めるものとする。

2 【委託者が前項の工事予定書に従った更新または補修を行わなかったことにより受託者に発生する費用については、委託者の負担とする。】

3 【委託者は、工事予定書において規定されていない更新または補修を行うことにより（工事予定書に従って更新された施設が工事予定書に記載された施設よりも性能がよい場合を含む）、受託者の本件業務に要する費用が減少した場合、委託者は減少した費用に相当する額の業務委託料の減額を請求することができる。ただし、減額できる額は、【 】を上限とする。】

参考資料2 標準契約書（例）

※契約書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

第4章 業務報告等

（委託者による監視、立入検査）

第17条 委託者は、随時、自ら、または、本項に基づく検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認められた機関に委託することにより、通常の営業時間内において、本件業務の実施について検査を行うことができるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。ただし、委託者は受託者の業務に支障が生じないよう努めなければならない。

2 委託者（委託者から委託を受けた機関を含む。）は、前項の検査または受託者の業務遂行状況について監視を行うために、通常の営業時間内において、受託者に通知をした上で業務事務所へ立ち入ること、また、適宜受託者に説明を求めることができるものとし、受託者は、これに協力するものとする。

（業務の報告等）

第18条 受託者は、履行期間中、本件業務について、本件仕様書に定める提出書類を作成し、委託者に提出するものとする。

2 前項に基づく提出書類の様式は、受託者の提案に基づき、委託者が承認するところによる。

3 委託者は、第1項に基づき提出された書類の内容について、受託者に説明を求め、また、必要な範囲で、受託者が本件業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。

4 受託者は、業務完了時、本件業務について本件仕様書に定める提出図書を作成し、委託者に提出するものとする。

（修繕業務の検査）

第19条 受託者は、修繕業務の実施箇所における修繕業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から【 】日以内に受託者の立会いの下、受託者選定要項に定めるところにより、当該修繕業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。

3 受託者は、修繕業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに自らの負担により修補して委託者の検査を受けなければならない。

参考資料 2 標準契約書（例）

※契約書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

第 5 章 業務委託料の支払

（業務委託料等の支払）

第 20 条 委託者（委託者から委託を受けた機関を含む）は、第 18 条第 2 項に基づき月報を受領したときは、受領した日から【 】日以内に月報の内容を確認し、受託者にその結果を通知する。

2 受託者は、前項の通知を受けた後に、各月の業務委託料（本契約上受託者が委託者に請求できる費用を含む）の支払いを翌月の【 】日（ただし銀行営業日（銀行が営業することを義務付けられている日をいう。以下同様。）でない場合、直近の銀行営業日とする）までに請求する。

3 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、対象月の翌月の【 】日（ただし銀行営業日でない場合、直近の銀行営業日とする）までに委託費を支払うものとする。

4 前 3 項に定めるほか、業務委託料の支払方法については、別紙 2 に定めるところによる。

（著しく賃金又は物価が変動した場合の契約変更）

第 21 条 委託者又は受託者は、契約期間内で契約締結の日から 12 月経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料の金額が不相当となったと認められた時は、相手方に対して業務委託料の金額の変更を請求することができる。

2 前項による請求は、本条の規定により業務委託料の金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第 1 項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく委託金額変更の基準とした日」と読み替える。

3 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料の金額が著しく不相当となった時は、委託者又は受託者は前各項の規定にかかわらず、相手方に対して業務委託料の金額の変更を請求することができる。

4 第 1 項又は前項の場合において、業務委託料の金額の変更額については委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から【 】日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。

5 前項の協議開始の日については委託者が受託者の意見を聞いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第 1 項又は第 3 項の請求を行った日又は受けた日から【 】日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

参考資料2 標準契約書（例）

※契約書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

第6章 その他の委託者の義務

（瑕疵担保）

第22条 委託者は、成果物の引渡しを受けた後又は修繕業務の実施箇所における修繕業務が完了した後において、当該成果物又は修繕部分に瑕疵があることが発見されたときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、成果物の引渡しを受けた日又は修繕業務の実施箇所について完了確認がなされた日から【 】年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は【 】年とする。

3 委託者は、成果物の引渡し又は修繕業務の完了確認の際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受託者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 第1項の規定は、成果物又は修繕業務の目的物の瑕疵が受託者選定要項の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（地域住民対応）

第23条 受託者は、必要に応じて、自らの費用負担及び責任において、本件業務の実施に必要な住民対応（本件業務の実施に委員する環境対策等を含む。）を行わなければならない。

2 受託者は、予め委託者の承諾を受けない限り、住民対応の不調を理由に本件業務を変更することはできない。

3 受託者は、住民対応の結果、本件業務の実施に必要な費用を負担しなければならない。但し、本件業務を行政サービスとして実施すること自体に関する住民対応に要する費用及び損害については、委託者の負担とする。

第7章 損害賠償

（損害賠償）

第24条 受託者の責に帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、受託者は委託者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負う

参考資料 2 標準契約書（例）

※契約書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

ものとする。

- (1) 第 1 2 条に違反したことにより委託者に損害が生じた場合
 - (2) 前号の他受託者の本契約の違反その他受託者の責に帰すべき事由により、委託者に損害が生じた場合
- 2 委託者の本契約の違反その他委託者の責に帰すべき事由により、受託者に損害が生じた場合、委託者は受託者に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
- 3 受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受託者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受託者の責に帰すべき事由により委託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、委託者は受託者に対して求償権を行使することができる。
- 4 委託者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、委託者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。委託者の責に帰すべき事由により受託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、受託者は委託者に対して求償権を行使することができる。
- 5 【委託者及び】受託者は、別紙 3 に示す保険に加入するものとする。

（責任限度）

第 2 5 条 本契約に基づき受託者が委託者に支払うべき違約金及び損害賠償金は、契約金額の 1 0 0 分の【 】を上限とする。ただし、以下の費用については責任限度を設けない。

- (1) 受託者の故意または重過失により損害が生じた場合
- (2) 【そのほかに除外理由がある場合は列挙する】

第 8 章 契約終了

（業務移行期間）

第 2 6 条 受託者は、本件仕様書の定めるところにより、業務移行期間において、本件業務の引継に必要な業務を行わなければならない。

（期間満了による終了）

第 2 7 条 期間満了により本契約が終了した場合、受託者は業務事務所を原状回復のうえ、委託者に明け渡さなければならない。

（委託者による解除）

第 2 8 条 受託者について、以下のいずれかに該当する事由が発生した場合、委託者は、受託者に対する通知により直ちに本契約を解除することができる。

参考資料2 標準契約書（例）

※契約書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

- (1) 第15条に基づく改善措置請求に正当な理由なく従わない場合。
 - (2) 第30条に基づく表明保証が虚偽であった場合。
 - (3) 前各号のほか受託者が本契約に違反し、委託者が是正を催告したにもかかわらず、催告した日から【 】日以内に違反が是正されなかった場合。
 - (4) 【各自治体の欠格事由を記載】
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはその他法的倒産手続きの開始の申立をした場合、または、第三者によりこれらの手続きの開始の申立を受けこれらの手続きが開始された場合。
 - (6) 小切手または手形の不渡があった場合（ただし、2号不渡を除く）。
 - (7) 本契約等に基づく業務が困難であると合理的に認められる場合。
- 2 前項各号の事由の発生により、委託者により本契約が解除された場合、受託者は委託者に対し、違約金を支払わなければならない。違約金の額は、契約金額の100分の【 】とし、違約金は、契約保証金から優先的に充当する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委託者は【 】か月前までに通知をすることにより、いつでも本契約を終了させることができる。ただし、委託者は受託者に対し、本契約の終了により直接受託者に発生した合理的範囲の費用相当額を本契約終了後【 】日以内に補償金として支払うものとする。
- 4 第27条の規定は本条の規定により本契約が終了する場合に準用するとともに、受託者は必要な本件業務の引継を行わなければならない。

（受託者による解除）

第29条 以下に該当する場合、受託者は、委託者に対する通知により、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 委託者が、委託費の支払いを1か月以上遅延した場合
 - (2) 受託者の責に帰さない事由により、本件業務の遂行が不可能となった場合
- 2 前項により本契約が解除された場合、受託者は、委託者に対して、これにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない。）を請求することができる。
- 3 前条第4項及び第5項の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。

第9章 その他

（表明及び保証）

第30条 受託者は、委託者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- (1) 受託者による本件業務の遂行が受託者に適用される一切の法令に違反しないこと。

参考資料 2 標準契約書（例）

※契約書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

- (2) 第 28 条第 1 項第 5 号から第 8 号に規定する事由が生じていないこと。
 - (3) 公租公課を滞納していないこと。
 - (4) 本件業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続または行政手続が、裁判所または公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起または開始されておらず、また、受託者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
 - (5) 【委託者から指名停止の処分を受けていないこと】。
 - (6) 本契約に関し、受託者が委託者に対して提供した情報がその重要な点においてすべて正確であること。
- 2 委託者は、受託者に対し、本契約締結日現在において、次の各号の事実を表明し、保証する。
- (1) 委託者が受託者に交付した書面が、重要な点においてすべて正確であること
 - (2) 議会の議決そのほか本契約の締結に必要な手続きをすべて完了していること
- 3 前 2 項に規定された事項に変更が生じた場合、相手方に対して直ちに通知するものとする。

（委託者による本件業務の内容の変更）

- 第 31 条 委託者は、法令の変更、技術の革新その他の理由により本件業務の内容の変更を希望する場合、受託者に対して、変更を希望する日（以下、本条において「変更日」という。）の【 】か月前までに変更案（委託費部分を含まない。以下、本条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、委託者は、事前に変更案について受託者の意見を聞くよう努めなければならない。
- 2 受託者は、前項の変更案を受領した場合、変更案を受領してから【 】か月以内に、委託者に対し、変更案に対応する業務委託料に関する見積り（応募の際に添付した費用内訳書と同様の内容）を提出するものとする。
- 3 委託者は、受託者に対し、前項の見積りを受領してから【 】か月以内に前項の見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案及び見積りに従って変更されるものとする。
- 4 委託者が見積りを承認しない旨受託者に対して通知した場合、委託者及び受託者の協議により変更案及び業務委託料を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後【 】か月以内に成立しない場合（なお、この期間については両者の合意の上変更することができる）、委託者は変更案の撤回または契約の終了のいずれかを受託者に対して通知するものとする。委託者が契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。本項により契約が終了した場合、第 27 条及び第 28 条第 3 項ただし書を準用する。
- 5 第 1 項の期間は、公益上やむをえない事由がある場合、短縮することができる。この

参考資料 2 標準契約書（例）

※契約書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

場合、受託者は変更案の受領後可能な限り速やかに第2項の見積りを提出しなければならない。

- 6 前5項の規定に関わらず、各年度における委託者は本契約に基づく受託者への支払額が、当該年度の委託者の予算額を超過する虞がある場合、受託者に通知することにより、かかる超過の限度において、本件業務のうち計画的修繕業務の実施時期の変更又は計画的修繕業務の一部を本契約の履行対象から除外するよう指示することができる。この場合、本契約で別途定める場合を除き、受託者は当該指示に従うことに伴う費用等の負担を委託者に請求することはできない。

（受託者による本件業務の内容の変更）

第32条 受託者は、本件業務の内容の変更を希望する場合、委託者に対して、変更を希望する日（以下、本条において「変更日」という。）の【 】か月前までに変更案（委託費部分を含む。以下、本条において、「変更案」という。）を提出するものとする。なお、委託者は、事前に変更案について受託者の意見を聞くよう努めなければならない。

- 2 委託者は、受託者に対し、前項の変更案を受領してから【 】か月以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案に従って本契約は変更されるものとする。なお、変更案は、両者協議の上変更できるものとする。

（不可抗力）

第33条 不可抗力により、本件業務の実施が著しく困難となった場合または本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受託者は、委託者の指示に従い対応するものとし、また、本件施設への被害、業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。これにより発生する費用は、委託者の負担とする。ただし、受託者の故意または重過失によって要した費用が増加した場合は受託者の負担とする。また、不可抗力の発生に伴い、本件委託業務のうち事故対応業務及び災害対応業務として実施すべき業務に関して発生した費用は、受託者の負担とする。

- 2 不可抗力により本件施設が損傷した場合、委託者の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、受託者の故意または重過失によって、本件施設の損傷が拡大した場合または防止することが可能であった損傷が生じた場合、これによる本件施設の修繕費用の増加分については受託者の負担とする。
- 3 前項に規定する本件施設の損傷により、本件業務を行うことができなかった期間の業務委託料については、当該期間において実施できなかった本件業務に関して受託者が免れることのできなかった費用相当分を支払うものとする。
- 4 本件施設の損傷により本件業務の内容を変更する必要がある場合、委託者は、必要である範囲内において、本件業務の内容を変更することができる。また、本件施設の損傷

参考資料 2 標準契約書（例）

※契約書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

により本契約の継続が著しく困難である場合、委託者は直ちに本契約を解除することができる。

- 5 前項の委託内容の変更または本契約の解除により受託者に生じた費用については、委託者の負担とする。

（法令等の変更）

第 3 4 条 法令等の変更により、本件業務の実施が著しく困難となった場合または本件業務の実施に増加費用が発生する可能性が生じた場合、受託者は、委託者の指示に従い対応するものとし、これにより発生する費用の負担は以下の通りとする。この場合、受託者は、本件業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。ただし、受託者の故意または重過失によって要した費用が増加した場合は受託者の負担とする。

(1) 本件業務に直接関係する法令等の変更の場合には、委託者の負担とする。

(2) 本件業務のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更の場合には、受託者の負担とする。

- 3 法令等の変更により、本件業務を行うことができなかった期間の業務委託料については、当該期間において実施できなかった本件業務に関して受託者が免れることのできなかった費用相当分を支払うものとする。
- 4 法令等の変更により本件業務の内容を変更する必要がある場合、委託者は、必要である範囲内において、本件業務の内容を変更することができる。また、法令等の変更により本契約の継続が著しく困難である場合、委託者は直ちに本契約を解除することができる。
- 5 前項の委託内容の変更または本契約の解除により受託者に生じた費用については、第 2 項に定めるところによる。

（契約の変更）

第 3 5 条 第 3 1 条から第 3 4 条に定める他、本契約は両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

（契約上の地位の譲渡等）

第 3 6 条 受託者は、委託者の書面による承認を得た場合を除き、本契約に基づく権利もしくは義務または契約上の地位を譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。

（再委託）

第 3 7 条 受託者は、本件業務の全部を一括して、第三者に請け負わせ又は委託してはな

参考資料2 標準契約書（例）

※契約書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

らない。

- 2 受託者は、事前に委託者の書面による承認を得て、本件業務の一部を請け負わせ又は委託することができる。ただし、技術提案書において提案された第三者への下請け又は再委託については、委託者に対する届出をすれば足りるものとする。
- 3 前項に基づく本件業務の一部を第三者に請け負わせ又は委託した場合、委託者は当該第三者による業務の遂行につき一切の責任を負担し、当該第三者の責めに帰すべき事由は受託者の責めに帰すべき事由とみなす。

（通知）

第38条 本契約に規定された通知は、本契約に別段の規定がある場合を除き、書面（ファックス及び電子メールを含む）により行うものとする。ただし、ファックスまたは電子メールにより通知を行った場合、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の書面を郵送するものとする。

- 2 委託者の受託者に対する通知は、委託者の定める方式により受託者が委託者に届け出た場所に対して行うものとする。
- 3 前項の届出内容に変更があった場合、受託者は速やかに委託者に届け出なければならない。

（著作権の利用等）

第39条 委託者が本契約に基づき受託者に対して提供した情報、書類、図面等（委託者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、委託者に帰属する。

- 2 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、当該著作物の引渡し時に、委託者に無償で譲渡する。
- 3 受託者は、委託者が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作権者（委託者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく、成果物の全部若しくは一部を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は委託者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること
 - (3) 本件施設の維持管理、修繕等のために必要な範囲で委託者又は委託者が委託する第三者をして成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること
- 4 受託者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

参考資料 2 標準契約書（例）

※契約書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

- (1) 成果物の内容を公表すること
- (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること

5 委託者は、成果物について、成果物が著作物に該当するか否かに関わらず、委託者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

（著作権等の譲渡禁止）

第40条 受託者は、自ら又は著作者をして、成果物にかかる著作権の権利を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（著作権の侵害防止）

第41条 受託者は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを委託者に対して保証する。

2 成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者は、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

（秘密保持）

第42条 委託者及び受託者は、以下の場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の内容及び本契約の履行に伴い入手した相手方に関する情報（事業実施計画を含む）を、第三者に対して開示しないものとする。

- (1) 本契約締結時に公知である情報、または情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。
- (2) 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
- (3) 契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方に開示された情報を除く。
- (4) 法令・条例により開示が義務付けられる場合において、法令・条例上必要である範囲内において開示する場合。
- (5) 委託者または受託者の弁護士、公認会計士または税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。
- (6) 相手方が書面により承諾した場合。
- (7) 本契約が解除等により終了した場合において、終了後に本件施設に関する業務を承継する者に対して業務計画及び成果物を開示する場合。

2 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

参考資料 2 標準契約書（例）

※契約書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

（準拠法及び管轄裁判所）

第 4 3 条 本契約は日本国の法令に従って解釈されるものとする。

2 委託者及び受託者は、本契約に関する一切の紛争については、委託者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

参考資料2 標準契約書（例）

※契約書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

別紙1 業務計画

業務計画書は、日本工業規格A版により作成し、原則としてA4又はA3用紙とすること。業務計画書を構成する各諸事項の作成要領は、次のとおりとする。

(1)実施方針

下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための本件業務における管理思想、業務毎の基本方針及びその概要等について、本件業務に対する姿勢が把握できるよう記載すること。

(2)実施体制

本件業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制（下請け関係も含む）を、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載すること。

(3)実施計画

各業務の作業内容、方法・手順、実施工程等について記載すること。

(4)安全管理計画

事故、災害等を未然に防止し、安全に本件業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。

(5)その他委託者が指示する事項

受託者選定要項及び委託者が指示する事項について記載すること。

参考資料2 標準契約書（例）

※契約書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

別紙2 業務委託料の支払い方法

- (1) 維持管理計画及び月間維持管理計画策定業務の業務委託料
提案価格における当該業務の委託料総額の1 / 【履行期間の総月数】を毎月支払う。
- (2) 巡視・点検、調査業務の業務委託料
提案価格における当該業務の委託料総額の1 / 【履行期間の総月数】を毎月支払う。
- (3) 清掃業務の業務委託料
提案価格における当該業務の委託料総額の1 / 【履行期間の総月数】を毎月支払う。
- (4) 修繕業務の業務委託料
当該月に完了確認を受けた修繕業務について、修繕業務の各業務内容の提案価格に基づき算出された金額を支払う。
- (5) その他業務の業務委託料
提案価格における当該業務の委託料総額の1 / 【履行期間の総月数】を毎月支払う。

参考資料2 標準契約書（例）

※契約書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

別紙3 保険

(1) 受託者の加入する保険

受託者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・ 受託者賠償責任保険
- ・ 【その他】

(2) 委託者の加入する保険

委託者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・ 下水道賠償責任保険
- ・ 損害保険
- ・ 【その他】

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

〇〇市公共下水道管路施設維持管理等業務委託 業務仕様書(例)

第1章 総則

1. 目的	1
2. 適用範囲	1
3. 履行期間	1
4. 用語の定義	1
5. 費用の負担	1
6. 秘密の保持等	2
7. 法令等の遵守	2
8. 中立性の堅持	2
9. 公益確保の義務	2
10. 提出書類	2
11. 官公署等への手続き	3
12. 業務実施体制	3
13. 再委託先の届出	3
14. 地域住民等との協調	3
15. 協力義務	3
16. 損害賠償及び補償	4
17. 工程管理	4
18. 業務事務所	4
19. 機材の準備	4
20. 打合せ及び記録	5
21. 貸与資料及び貸与品	5
22. 参考図書	5
23. 証明書の交付	5

第2章 安全管理

1. 一般事項	5
2. 安全教育	6
3. 労働災害防止	6
4. 公衆災害防止	6
5. その他	6

参考資料3 標準仕様書(例)

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

第3章 業務内容

第1節 共通

1. 一般事項.....	7
--------------	---

第2節 維持管理計画及び月間維持管理計画策定業務

1. 対象地区等.....	8
2. 維持管理計画書.....	8
3. 月間維持管理計画書.....	8

第3節 点検調査等業務

1. 巡視・点検、調査業務.....	9
2. 清掃業務.....	11
3. 修繕業務.....	11

第4節 その他業務等

1. 住民対応・事故対応業務.....	12
2. 他工事等立会業務.....	13
3. 災害対応業務.....	13
4. 下水道管路維持管理計画の見直し検討業務.....	14

第4章 その他

1. 業務の完了.....	14
2. 業務移行期間と業務の引継ぎ.....	14
3. その他.....	15

(別紙1) 業務概要.....	16
(別紙2) 遵守法令等.....	18
(別紙3) 業務着手時の提出書類等.....	19
(別紙4) 業務実施期間中の提出書類等.....	20
(別紙5) 業務完了時の提出図書.....	21
(別紙6) 業務実施体制.....	23
(別紙7) 準備機材.....	24
(別紙8) 貸与資料・貸与品リスト.....	25
(別紙9) 参考図書.....	26
(別紙10) 巡視・点検、調査業務報告書記載要領.....	28
(別紙11) 業務移行期間の実施方法等.....	38

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

〇〇市公共下水道管路施設維持管理等業務委託 業務仕様書(例)

第1章 総則

1. 目的

本業務は、[【〇〇市】（以下「委託者」という。）が保有する下水道管路施設の維持管理に係る業務等を一括して複数年にわたって委託することにより、下水道管路施設に係る機能維持及び維持管理の効率化を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、委託者が発注する【〇〇市公共下水道管路施設維持管理等業務委託】に適用する。受託者は、本仕様書に従い、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。業務の概要は、別紙1「業務概要」に示すとおりである。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、図面及び特記仕様書に疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議により決定する。

3. 履行期間

本業務の履行期間は次のとおりとする。

履行期間 委託契約締結日から平成〇年3月31日まで

4. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「指示」とは、委託者の発議により、委託者が受託者に対し、委託者の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 「承諾」とは、受託者の発議により、受託者が委託者に報告し、委託者が了解することをいう。
- (3) 「協議」とは、委託者と受託者が対等の立場で、合議することをいう。

5. 費用の負担

業務の検査等ともなう必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

6. 秘密の保持等

- (1) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 業務の実施により得られた資料及び成果の所有は委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の承諾なくこれらを公表してはならない。

7. 法令等の遵守

- (1) 受託者は、業務を実施するに当たり、別紙2「遵守法令等」に掲げる法令の他、関連する法令、条例、規則等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者が使役する全ての使用人等に対する関係諸法令の運用、適用は、受託者の責任と負担において行わなければならない。

8. 中立性の堅持

受託者は、中立性を堅持するよう努めなければならない。

9. 公益確保の義務

受託者は、業務を行うにあたっては公益の安全、環境その他の公益を害することのないように努めなければならない。

10. 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに別紙3「業務着手時の提出書類等」に示す書類を委託者に提出し、その承諾及び身分証明書の発行を受けた上で業務に着手しなければならない。各書類の様式は委託者の指示によるものとする。
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、直ちに変更届（変更版）を委託者に提出しなければならない。
- (3) 受託者は、業務着手日以降、業務の実施期間中において、別紙4「業務実施期間中の提出資料等」に示す書類を委託者に提出しなければならない。各書類の様式は委託者の指示によるものとする。
- (4) 受託者は、業務が完了した時は、速やかに別紙5「業務完了時の提出図書」に示す図書を委託者に提出しなければならない。なお、これらの図書のうち年次報告書に記載する考察には、各業務の結果を踏まえ、委託者の維持管理の一層の効率化に資する提言を含めるものとする。
- (5) 前各項の提出図書の他、委託者が提出を指示した書類は、指定期日までに提出しなければならない。

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

11. 官公署等への手続き

- (1) 受託者は、業務の履行期間中、関係官公署及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、受託者が行うべき関係官公署及び関係機関への届出等を、受託者の責任と負担において、関係諸法令の定めるところにより行わなければならない。また、届出等に先立ち、その内容を事前に委託者に報告しなければならない。
- (3) 受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき、または協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

12. 業務実施体制

受託者は、別紙6「業務実施体制」に定める体制を整えなければならない。

13. 再委託先の届出

- (1) 受託者は、業務の一部を再委託する場合は、業務の着手に先立ち、再委託届により、再委託先の名称、再委託の種類、金額、期間及び範囲等について届け出なければならない。ただし、技術提案書において提案された第三者への下請け又は再委託以外の再委託については、受託者が、事前に委託者の書面による承認を得るものとする。
- (2) 委託者は、業務の実施に当たって、著しく不相当であると認められる再委託先について、交代を命ずることがある。この場合、受託者は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

14. 地域住民等との協調

- (1) 受託者は、業務を実施するに当たり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めなければならない。
- (2) 受託者は、地域住民等から苦情、要望等があった時は、遅滞なく委託者に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに委託者に報告しなければならない。
- (3) 受託者は、如何なる理由があっても、地域住民等から報酬、手数料等を受け取ってはならない。再委託先及び使用人等についても、当該の行為について十分指導監督すること。
- (4) 再委託先及び使用人等が前項の行為を行った時は、受託者がその責任を負うこと。

15. 協力義務

- (1) 受託者は、隣接業務又は関連業務の受託者と相互に協力し、業務を実施しなければならない。また、他事業者が実施する関連業務が同時に実施される場合においても、

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

これら関係者と相互に協力しなければならない。

- (2) 受託者は、委託者が自ら又は委託者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、委託者の指示によりこれに協力しなければならない。

16. 損害賠償及び補償

- (1) 受託者は、下水道施設に損害を与えた時は、直ちに委託者に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧しなければならない。この場合において、原状復旧に要する費用は受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負わなければならない。

17. 工程管理

- (1) 受託者は、あらかじめ提出した業務計画書に従い、工程管理を適正に行わなければならない。
- (2) 業務の計画と実績とに差異が生じた場合は、必要な措置を講じて、業務の円滑な進捗を図らなければならない。
- (3) 受託者は、毎月末、月次報告書により、業務の進捗状況等を委託者に報告するものとする。

18. 業務事務所

委託者より受託者に業務事務所を貸与する場合を想定している。

- (1) 受託者が業務を実施する事務所は、委託者の施設である〇〇市〇〇事務所（〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号）とし、無償で貸与する。受託者は、当該事務所の使用に関して、業務の着手に先立ち、事務所使用申請書を委託者に提出し、その承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、前項の事務所を善良なる管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。また、業務の目的以外に使用してはならず、委託者の承諾なく改造等を行ってはならない。
- (3) 第1項の事務所において業務の履行上必要となる電気、ガス、水道、下水道及び通信に係る使用料金は、【受託者】の負担とする。

19. 機材の準備

業務の履行に必要な機材は、受託者の責任と負担において準備しなければならない。受託者が準備すべき機材は、別紙7「準備機材」に示すものを標準とする。

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

20. 打合せ及び記録

- (1) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と密接な連絡をとり、必要な段階で打合せを行うものとし、その内容については、その都度、打合せ記録簿を作成、委託者に提出し、その確認を受けなければならない。
- (2) 受託者は、その日の作業開始前に、前日に実施した作業内容及び当日に実施予定の作業内容について、作業日報により委託者に報告しなければならない。
- (3) 受託者は、毎週の週初めに、その週に実施予定の作業内容について、週間作業予定表により委託者に報告しなければならない。
- (4) 受託者は、夏期休暇、年末年始休暇及び大型連休における緊急時の連絡責任者を定め、緊急連絡表により、委託者に事前に報告しなければならない。

21. 貸与資料及び貸与品

- (1) 委託者は、別紙8「貸与資料・貸与品リスト」に示す資料及び物品を、業務の実施に必要な都度、受託者に貸与する。
- (2) 受託者は、前項の貸与を受けようとする時は、事前に資料・物品貸与申請書を委託者に提出し、その承諾を得るものとする。

22. 参考図書

業務の履行において参考とする図書は、別紙9「参考図書」に記載された最新版図書とする。なお、これ以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ委託者の承諾を受けなければならない。

23. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請によるものとする。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受託者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 作業中は気象情報に十分注意を払い、降雨予報が出された際は直ちに作業を中止できる体制とする。また、地震等が発生した場合は、直ちに対応できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、業務計画書に明示し、受託者の責任に

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 受託者は、業務に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受託者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 受託者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管きょなどに入入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、委託者が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、委託者及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによる他、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を委託者に報告すること。

5. その他

- (1) 受託者は、作業に当たって、下水道施設又はガス管等の付近では、絶対に裸火を使

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

用しないこと。

- (2) 万一、事故が発生した時は、業務計画書に示す緊急連絡体制に従い、直ちに委託者及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、直ちに委託者に届け出ること。

第3章 業務内容

第1節 共通

1. 一般事項

- (1) 作業に当たっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (2) 作業に当たり、仮締切を必要とする場合は、事前に委託者の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、直ちにこれを撤去すること。
- (3) 受託者は、作業に当たり、騒音規制法、振動規制法及び委託者の公害防止条例等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (4) 受託者が委託者の指示に反して作業を続行した場合及び委託者が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- (5) 作業に当たり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (6) 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業箇所の清掃に努めること。

<ケース A>委託者が維持管理情報管理システムを保有している場合

- (7) 受託者は、点検・調査、修繕及び緊急時対応の各業務の結果について、委託者の保有する【維持管理情報管理システム】にデータ登録（更新）を行わなければならない。登録（更新）するデータ項目等の詳細は、委託者の指示によるものとする。

<ケース B>委託者が維持管理情報管理システムを保有していない場合

- (7) 受託者は、点検・調査、修繕及び緊急時対応の各業務の結果について、維持管理情報としてデータベース化を行わなければならない。データベース化の方法及び登録するデータ項目等の詳細は、特記仕様書に示すほか、委託者と受託者の協議により決定するものとする。

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

第2節 維持管理計画及び月間維持管理計画策定業務

受託者は、本業務を実施するにあたって、契約日の翌日から【 】日以内に、履行期間中における管路の維持管理業務の内容を網羅した維持管理計画書を作成し、委託者の確認を得ること。また、毎月【 】日までに翌月の月間維持管理計画書を作成し、委託者の確認を得ること。

1. 対象地区等

本業務の対象地区等は、別紙1による。

2. 維持管理計画書

履行期間全体を通じた基本的事項、スケジュールを把握できるように作成すること。
維持管理計画書には、以下の内容を記載すること。

(1) 維持管理方針と目標の設定

- ①維持管理の目的
- ②計画期間
- ③目標指標・目標値の設定

(2) 現状維持管理状況の把握と課題整理

- ①対象施設の概要の整理
- ②現状の管路施設の維持管理状況

(3) 本管管路の点検調査計画

- ①重点路線の選定
- ②優先度の設定
- ③点検調査頻度の設定
- ④短期的な点検調査計画の策定

(4) 上記以外の維持管理計画

- ①清掃計画
- ②苦情・事故発生時の対応計画
- ③緊急時対応計画書
- ④維持管理体制の確保

3. 月間維持管理計画書

月間維持管理計画の内容については、日単位で把握できるように作成すること。

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

第3節 点検調査等業務

1. 巡視・点検、調査業務

(1) 実施箇所及び実施数量

巡視・点検、調査の実施箇所及び実施数量は、別紙1による。

(2) 作業時間

巡視・点検、調査に当たっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(3) 調査機材

巡視・点検、調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

(4) テレビカメラ調査

- 1) 調査に当たっては、事前に調査箇所を高圧洗浄車等にて念入りに洗浄すること。
- 2) 本管の調査は、原則として上流から下流に向けカメラを移動させながら、途中カットすることなく連続撮影を行うこと。
- 3) 本管の調査に当たっては、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口等に十分注意しながら、全区間カラー撮影し、鮮明な画像を得ること。
- 4) 本管内及び取付管の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
- 5) 管内に異状が発見された場合は、汎用記録メディアとは別に、モニターから写真撮影（カラー）を行うものとする。これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に委託者と協議し、その承諾を得なければならない。
- 6) 調査区間内のマンホール調査項目は、内径800mm未満の目視調査内容によること。

(5) 目視調査

1) 内径800mm以上

- ①調査する場合は、本管内に作業員が入り、管路の布設状況、土砂等の堆積状況、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、取付管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水、マンホール内のクラック、側壁・目地のずれ、コンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、蓋の摩耗度、蓋のがたつきの有無、副管の状況等の不良箇所を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。
- ②本管内の異状箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
- ③写真は、調査年月日、異状内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。
- ④調査内容は、テレビカメラ調査に準ずるものとする。

2) 内径800mm未満

- ①調査する場合は、マンホール内に作業員が入り、十分な照明のもとに土砂等の堆積状況、管路の布設状況、浸入水、マンホール内のクラック、側壁・目地のずれ、

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、蓋の摩耗度、蓋のがたつき・蓋違いの有無等のマンホール内の不良箇所を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

②写真は、調査年月日、異状内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。

(6) 取付管調査

- 1) 調査に先立ち、調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。
- 2) 調査に当たっては、本管同様、管の破損、継手部及び曲部の不良箇所、管壁のクラック漏水、取付管口等に十分注意しながら、撮影（カラー）を行うものとする。
- 3) 不良箇所の位置表示は、取付ます中心からの距離とする。

(7) 巡視・点検

- 1) 管路施設の大部分は、地下構造物であり、地上での巡視・点検は、その項目に限られるが、面的に広い範囲にわたっており、それを効率的に行うには、計画的に実施する必要がある。
- 2) 写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所等を明記した黒板を入れて行い、異常箇所は全て写真撮影すること。

(8) 異常時の処置

調査の続行が困難になった場合は、直ちに委託者に報告し、指示を受けること。この場合においても、上下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

(9) 作業記録写真

受託者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して委託者に提出すること。

- 1) 撮影は、調査延長〇〇m程度に対して、1箇所の保安施設の状況、テレビカメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況の他、委託者が指定する内容について行うこと。
- 2) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受託者の名称を明記した黒板を入れて撮影すること。
- 3) 一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- 4) 写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。

(10) 報告書の作成

受託者は、別紙10「巡視・点検、調査業務報告書記載要領」に従い、報告書を作成すること。

(11) その他、本仕様書に記載のない事項については特記仕様書に従うこと。

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

2. 清掃業務

(1) 実施箇所及び実施数量

清掃の実施箇所及び実施数量については、別紙1による。

(2) 作業時間

作業に当たっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(3) 使用機材

清掃に使用する高圧洗浄車、強力吸引車、その他業務に必要となる機械器具等は各作業に適するものを使用するとともに、業務に支障のないように受託者で常備しておくこと。

(4) その他、本仕様書に記載のない事項については特記仕様書に従うこと。

3. 修繕業務

(1) 実施箇所及び実施数量

修繕の実施予定箇所及び実施予定数量は、別紙1による。

(2) 作業時間

作業に当たっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(3) 修繕工事

1) 修繕工法について、複数の工法で比較を行い、委託者と協議して最適な工法を決定すること。

2) 修繕箇所は、汚泥等によって不完全な施工にならないように、高圧洗浄等であらかじめ清掃するとともに、作業完了後も止水材等の残材が管路内に残らないように除去すること。

3) 出来形の確認は、目視及びテレビカメラ等で行う。

(4) 材料の調達

1) 修繕に用いる材料は、受託者【委託者】が調達する。

委託者が調達・支給する場合

【2) 材料の引き渡し場所は、委託者の指示によるものとし、引き渡し場所からの積み込み及び荷下ろしを含む運搬は、受託者の責任と費用において行うものとする。】

(5) 作業記録写真

受託者は、次の各項に従って、作業記録写真を撮影し、業務完了時には、業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して委託者に提出すること。

1) 管路内から作業前後の状況を同一方向で撮影すること。ただし、管路内からの撮影が困難な場合は他の適切な方法で撮影を行うこと。

2) 人力または機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

- 3) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受託者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
 - 4) 一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
 - 5) 写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。
- (6) その他、本仕様書に記載のない事項については特記仕様書に従うこと。

第4節 その他業務等

1. 住民対応・事故対応業務

(1) 実施区域

住民対応・事故対応業務の実施区域は、別紙1による。

(2) 業務内容

住民対応・事故対応業務の内容は以下のとおりである。

1) 住民対応業務

- ①業務事務所における窓口電話による苦情等の受付・記録整理、委託者への報告
 - ②原因についての調査・記録及び官民処置の見極め整理、委託者への報告
 - ③現場における住民への説明（原因、処置内容等）
 - ④必要に応じて官側が原因であった場合の処置及び復旧工事の実施・報告
- 【⑤その他】

2) 事故対応業務

- ①業務事務所における窓口電話（巡視・点検等現場調査時に発見した事故等も含む）による事故報告の受付・記録整理、委託者への報告
 - ②原因についての調査・記録及び官民処置の見極め整理、委託者への報告
 - ③現場における住民への説明(原因、処置内容等)
 - ④官側が原因であった場合の処置及び復旧工事の実施・報告
- 【⑤その他】

(3) その他

- 1) 受託者は、住民対応及び事故対応業務における体制を定め、委託者に届け出なければならない。
- 2) 受託者は、住民対応及び事故対応業務における確認事項、対応・措置、報告等について、委託者と事前に調整・確認を行うものとする。
- 3) 受託者は、窓口電話を24時間受付可能な体制をとり、住民対応及び事故対応について、速やかに対応できる体制を整えるものとする。
- 4) 受託者は、住民対応及び事故対応の結果を速やかに報告するものとする。
- 5) その他、本仕様書に記載のない事項については特記仕様書に従うこと。

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

2. 他工事等立会業務

(1) 実施区域

他工事等立会業務の実施区域は、別紙1による。

(2) 業務内容

1) 工事の立会及び確認

①発注者による別途発注工事への立会及び確認

②他企業による近接工事への立会及び確認

【③その他】

2) 施工協議

①道路管理者等との施工に関する協議

②他企業との施工に関する協議

【③その他】

(3) その他

1) 受託者は、他工事等立会における体制を定め、委託者に届け出なければならない。

2) 受託者は、他工事等立会業務における確認事項、防護措置、異常時の対応・措置、報告等について、委託者と事前に調整・確認を行うものとする。

3) 受託者は、委託者の指示に従い他工事等の事前または施工時に立会業務を行い、損傷等を未然に防ぐための必要な確認、指示、措置等を講じるものとする。

4) 受託者は、他工事等立会の結果を速やかに報告するものとする。

5) その他、本仕様書に記載のない事項については特記仕様書に従うこと。

3. 災害対応業務

(1) 実施区域

災害対応業務の実施区域は、別紙1による。

(2) 業務内容

1) 台風等予見できる災害等に対する事前待機

2) 災害時対応の初動支援

【3) その他】

(3) その他

1) 受託者は、災害時及び緊急時における連絡体制及び出動体制を定め、委託者に届け出なければならない。なお、連絡体制及び出動体制を定めるに当たっては、常に迅速な対応が図れるよう、事前に委託者と協議の上、各々の役割分担を定めるものとする。

2) 受託者は、災害時等において管路施設に被災又は管路施設の被災による二次災害のおそれがある場合等は、委託者と密に連絡・調整を行うとともに、予め定めた緊

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

急巡視・点検及び巡視・点検に応じた適切な緊急措置等を講じ、被災状況の把握に協力するとともに、二次災害の未然防止に努めなければならない。

3) 委託者は、災害時及び緊急時における連絡体制を受託者に通知するものとする。

4) その他、本仕様書に記載のない事項については特記仕様書に従うこと。

4. 下水道管路維持管理計画の見直し検討業務

(1) 受託者は、本業務において得られた巡視・点検、調査結果及び整理・蓄積した情報を基に、現行の下水道管路維持管理計画について見直しを行うものとする。

(2) 見直し検討は現行の下水道管路維持管理計画書に記載されている以下の内容を対象とする。

①維持管理の方針及び目標の設定

②対象地域の概要

③対象地域の管路施設の概要

④管路の維持管理状況

⑤重点路線又は重点区域

⑥巡視・点検計画

⑦調査計画

⑧清掃計画

⑨修繕・改築計画

⑩維持管理体制

⑪情報管理計画

(3) その他、本仕様書に記載のない事項については特記仕様書に従うこと。

第4章 その他

1. 業務の完了

(1) 受託者は、業務完了時に本仕様書及び特記仕様書に指定された提出図書及び書類を提出し、委託者の検査を受けなければならない。

(2) 検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

(3) 委託者による検査の合格後、提出図書一式の納品をもって業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

2. 業務移行期間と業務の引継ぎ

(1) 履行期間の最終1か月間を業務移行期間とする。

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

- (2) 受託者は、業務移行期間において「別紙 11 業務移行期間の実施方法等」に従って業務の引継ぎを行うものとする。

3. その他

- (1) 作業箇所において、下水道施設に緊急性を要する破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、速やかに委託者に報告すること。
- (2) 本仕様書、図面及び特記仕様書に特に明示していない事項であっても、業務の遂行上、当然必要なものは、受託者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項については、速やかに委託者に報告し、指示を受けて処理すること。

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

（別紙1）業務概要

1. 委託対象地区

本委託の対象地区は下表及び【別図1】に示すとおりである。

地区名称等	対象面積 (ha)	管渠延長 (m)	備考
〇〇地区	〇〇	〇〇	
〇〇処理区	〇〇	〇〇	

※ 詳細は特記仕様書による。

2. 委託業務内容

2.1 計画的維持管理業務

（1）維持管理計画及び月間維持管理計画策定業務

本業務の対象地区は下表及び【別図2】に示すとおりである。

地区名称等	対象面積 (ha)	管渠延長 (m)	備考
〇〇地区	〇〇	〇〇	
〇〇処理区	〇〇	〇〇	

※ 詳細は特記仕様書による。

（2）巡視・点検、調査業務

本業務の実施予定箇所及び予定数量は下表及び【別図3】に示すとおりである。

業務内容	単位	数量	備考
本管テレビカメラ調査	m	〇〇	
取付管テレビカメラ調査	箇所	〇〇	
本管目視調査（内径800mm未満）	箇所	〇〇	マンホール内からの目視
本管目視調査（内径800mm以上）	m	〇〇	管きよ内からの目視
巡視・点検	回	〇〇	約〇〇km

※ 詳細は特記仕様書による。

（3）清掃業務

本業務の実施予定箇所及び予定数量は下表及び【別図4】に示すとおりである。

業務内容	単位	数量	備考
管渠清掃工	m	〇〇	φ〇〇～φ〇〇
伏越し清掃工	箇所	〇〇	
取付管清掃工	箇所	〇〇	
ます清掃工	箇所	〇〇	
土砂処分工			

※ 詳細は特記仕様書による。

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

（４）修繕業務

本業務の実施予定箇所、予定工法及び予定数量は下表及び【別図5】に示すとおりである。

業務内容			単位	数量	備考
注入工法	パッカー工法	本管管径 800mm未満	箇所	〇〇	
		取付管	箇所	〇〇	
	Y字管工法	本管管径 800mm以上	m	〇〇	
		マンホール	箇所	〇〇	
コーキング工 法	Vカット工法	本管管径 800mm以上	m	〇〇	
		マンホール	箇所	〇〇	

※ 詳細は特記仕様書による。

2.2 その他業務

本委託におけるその他業務は下表に示すとおりであり、対象地区は【別図1】に示すとおりである。

業務内容	単位	数量	備考
住民対応業務	式	1	
事故対応業務	式	1	
他工事等立会業務	式	1	
災害対応業務	式	1	
下水道管路維持管理計画の見直し検 討業務	式	1	

※ 詳細は特記仕様書による。

必要に応じて位置図（別図1～別図5）を添付する。

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

（別紙2）遵守法令等

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (2) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (3) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- (4) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (5) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- (6) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (7) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）
- (8) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- (9) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- (10) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- (11) 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）
- (12) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- (13) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- (14) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- (15) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (16) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (17) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- (18) 酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）
- (19) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (20) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (21) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (22) 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）

※ここに記載のないものについては特記仕様書による。

- 例) ○○市契約規則（昭和○○年○○市規則第○○号）
○○市公害防止条例（昭和○○年○○市条例第○○号）

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

（別紙3）業務着手時の提出書類等

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
着手届	1	・契約締結後速やかに提出すること。
身分証明書発行申請書	1	・契約締結後速やかに提出すること。 ・業務に従事する者の氏名及び生年月日を記載すること。
統括責任者及び主任技術者届	1	・契約締結後速やかに提出すること。
酸素欠乏危険作業主任者届	1	・契約締結後速やかに提出すること。 ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付すること。
業務計画書	1	・契約締結後速やかに提出すること。 ・次の事項を記載すること。 ①実施方針 ②実施体制（職務分担、緊急連絡体制等） ③実施計画（各業務の作業内容・方法・手順、実施工程等） ④安全管理計画（各業務における保安対策、道路交通の処理方法、管路内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等） ⑤その他委託者が指示する事項
再委託届	1	・業務の一部を再委託する場合に提出すること。 ・次の事項を記載すること。 ①再委託先の名称 ②再委託の種類、期間、範囲等 ③再委託先に対する指導方法等 ④その他委託者が指示する事項
事務所使用申請書	1	・契約締結後速やかに提出すること。

※ここに記載のないものについては特記仕様書による。

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

（別紙4）業務実施期間中の提出書類等

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
維持管理計画書	1	<ul style="list-style-type: none"> ・契約日の翌日から〇日以内に履行期間中の計画について提出すること。 ・計画書を変更する場合は委託者に申し出、変更計画書を提出すること。
月間維持管理計画書	1	<ul style="list-style-type: none"> ・各月〇日までに、翌月の計画について提出すること。
月次報告書	1	<ul style="list-style-type: none"> ・各月〇日までに、提出すること。 ・業務ごとに、実施した作業の内容、進捗状況等について記載すること。
年次報告書	1	<ul style="list-style-type: none"> ・翌年度4月〇日までに、提出すること。 ・業務ごとに、実施した作業の内容、進捗状況等について記載すること。
打合せ記録簿	1	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せの都度、提出すること。
作業日報	1	<ul style="list-style-type: none"> ・日々、提出すること。
週間作業予定表	1	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週、週初めに提出すること。
資料・物品貸与申請書	1	<ul style="list-style-type: none"> ・資料及び物品を借用するに当たって提出すること。
処理水使用申請書	1	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧洗浄車を使用するに当たって提出すること。
緊急連絡表	1	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期休暇、年末年始休暇及び大型連休を迎えるに当たって提出すること。

※ここに記載のないものについては特記仕様書による。

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

（別紙5）業務完了時の提出図書

1. 共通

業務完了時には、以下の図書を提出すること。

提出図書名	提出部数	提出時期・記載事項等
(1)完了届	1	・3月末日までに提出すること。
(2)年次報告書	1	・3月末日までに提出すること。 ・月次報告書を取りまとめ、業務全般に関する考察を加えること。 ・上記の考察には、各業務の結果を踏まえ、委託者の維持管理の一層の効率化に資する提言を含めること。
(3)支払請求書及び明細書	1	・3月末日までに提出すること。

2. 維持管理計画及び月間維持管理計画策定業務

本業務の提出図書は下表に示すとおりであり、業務完了時に提出すること。

提出図書名	仕様	部数	備考
(1)維持管理計画書	A ₄ 版	○部	業務実施期間中に提出したもの
(2)月間維持管理計画書	A ₄ 版	○部	業務実施期間中に提出したもの
(3)その他参考資料	A ₄ 版	○部	
(4)打合せ記録簿	A ₄ 版	○部	
(5)上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R	一式	

※ここに記載のないものについては特記仕様書による。

3. 点検調査等業務

本業務の提出図書及び提出時期は下表に示すとおりである。

提出図書名	提出部数	提出時期・記載事項等
(1)巡視・点検業務報告書	1	・業務完了後速やかに提出すること。 ・作成に当たっては、別紙10「巡視・点検、調査業務報告書作成要領」を参照のこと。
(2)調査業務報告書	1	・業務完了後速やかに提出すること。 ・作成に当たっては、別紙10「巡視・点検、調査業務報告書作成要領」を参照のこと。
(3)清掃業務報告書	1	・業務完了後速やかに提出すること ・作業記録写真を含めること。
(4)修繕業務報告書	1	・業務完了後速やかに提出すること。 ・作業記録写真を含めること。
(5)上記図書の電子成果品		・業務完了後速やかに提出すること。

※ここに記載のないものについては特記仕様書による。

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

4. その他業務等

4.1 その他業務

その他業務に係る提出図書は下表に示すとおりであり、業務完了時に提出すること。

提出図書名	提出部数	提出時期・記載事項等
(1)住民対応・事故対応業務報告書	1	・業務完了後速やかに提出すること。
(2)他工事等立会報告書	1	・業務完了後速やかに提出すること。

※ここに記載のないものについては特記仕様書による。

4.2 下水道管路維持管理計画の見直し検討業務

本業務の提出図書は下表に示すとおりであり、業務完了時に提出すること。

提出図書名	仕様	部数	備考
(1)下水道管路維持管理計画書	A ₄ 版	○部	
(2)その他参考資料	A ₄ 版	○部	
(3)打合せ記録簿	A ₄ 版	○部	
(4)上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R	一式	

※ここに記載のないものについては特記仕様書による。

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

（別紙6）業務実施体制

- （1）受託者は、契約締結後、速やかに統括責任者及び主任技術者を定めなければならない。
- （2）統括責任者は、下水道管路施設の維持管理に関する高度な技術及び相当の経験を有する者でなければならない。また、業務事務所若しくは現場に常駐し、その運営、取締り等、業務全体の統括を担うものとする。
- （3）主任技術者は、下水道管路施設の維持管理に関する技術及び経験を有する者でなければならない。また、業務に従事する者の技術上の指導監督を担うものとする。
- （4）受託者は、管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させなければならない。
- （5）受託者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい業務を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させなければならない。
- （6）受託者は、適正な業務の進捗を図るとともに、そのために必要な十分な作業員を配置しなければならない。
- （7）受託者は、委託者が発行する身分証明書を常に携帯し、業務に従事しなければならない。

※ここに記載のないものについては特記仕様書による。

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

（別紙7）準備機材

機材名	用途	業務事務所への常備
高圧洗浄車	テレビカメラ調査に際しての管路内洗浄等に使用	不要・必要（ 台）
本管用テレビカメラ	自走式テレビカメラ搭載車、本管のテレビカメラ調査に使用	不要・必要（ 台）
取付管用テレビカメラ	取付管のテレビカメラ調査に使用	不要・必要（ 台）
調査車両	点検・調査業務に使用	不要・必要（ 台）
作業車両	点検・調査業務における巡視・点検等に使用	不要・必要（ 台）
酸素濃度等測定器	管路、マンホール内等の作業に際して使用	不要・必要（ 台）
発電機	点検・調査業務、緊急時対応業務等に使用	不要・必要（ 台）
補修機材	修繕業務、緊急時対応業務等に使用	不要・必要（ 台）
OA機器	提出書類の作成等に使用	不要・必要（ 台）

※ 上記機材の使用に必要な燃料、消耗品等の他、業務事務所の運営に必要な備品等を含む。

※ここに記載のないものについては特記仕様書による。

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

（別紙8）貸与資料・貸与品リスト

1. 貸与資料

貸与資料名	備考
〇〇〇〇	
〇〇〇〇	
〇〇〇〇	

2. 貸与品

貸与品名	備考
〇〇〇〇	
〇〇〇〇	
〇〇〇〇	

参考資料3 標準仕様書(例)

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

(別紙9) 参考図書

- (1) 委託者の下水道標準構造図
- (2) 委託者の下水道維持管理指針
- (3) 委託者の下水道改築マニュアル
- (4) ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案) (国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部)
- (5) 下水道施設改築・修繕マニュアル(案) (社団法人日本下水道協会)
- (6) 下水道施設維持管理積算要領一管路施設編一 (社団法人日本下水道協会)
- (7) 下水道施設維持管理積算要領一終末処理場、ポンプ場施設編一 (社団法人日本下水道協会)
- (8) 下水道施設計画設計指針と解説 (社団法人日本下水道協会)
- (9) 下水道維持管理指針 (社団法人日本下水道協会)
- (10) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (社団法人日本下水道協会)
- (11) 下水道の地震対策マニュアル (社団法人日本下水道協会)
- (12) 管更生の手引き(案) (社団法人日本下水道協会)
- (13) 下水道管きょ改築等の工法選定の手引き(案) (社団法人日本下水道協会)
- (14) 下水道管路施設腐食対策の手引き(案) (社団法人日本下水道協会)
- (15) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル(案) (社団法人日本下水道協会)
- (16) 水理公式集 (土木学会)
- (17) コンクリート標準示方書 (土木学会)
- (18) 日本工業規格 (JIS)
- (19) 日本下水道協会規格 (JSWAS)
- (20) 道路橋示方書・同解説 (日本道路協会)
- (21) 土木工学ハンドブック (土木学会)
- (22) 土質工学ハンドブック (土質工学会)
- (23) 都市・地域整備局所管補助事業実務必携 (国土交通省)
- (24) 水門鉄管技術基準 (水門鉄管協会)
- (25) 港湾構造物設計技術基準 (日本港湾協会)
- (26) 道路構造令, 同解説と運用 (国土交通省, 日本道路協会)
- (27) 下水道管路維持管理計画の策定に関する指針 (JIS A 7501 : 2013) (日本規格協会)
- (28) 下水道管路施設の緊急点検実施マニュアル(案) (公益社団法人日本下水道協会)
- (29) 下水道管路施設維持管理マニュアル (社団法人日本下水道管路管理業協会)
- (30) 下水道管路施設維持管理積算資料 (社団法人日本下水道管路管理業協会)
- (31) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～ (財団法人下水道新技術推進機構)

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

- (32) 管きょ更生工法の品質管理技術資料（財団法人下水道新技術推進機構）
- (33) 管きょ更生工法（二層構造管）技術資料（財団法人下水道新技術推進機構）
- (34) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案）（社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (35) 管きょの修繕に関する手引き（案）（社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (36) 取付管の更生工法による設計の手引き（案）（社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (37) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）（管路診断コンサルタント協会）
- (38) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携（管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会））
- (39) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（公益社団法人日本下水道協会）
- (40) マンホールの蓋等の取替に関する設計の手引き（案）（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (41) 事例ベースモデリング技術を用いた雨天時浸入水発生領域の絞り込みに関する技術マニュアル（財団法人下水道新技術推進機構）
- (42) 流出解析モデル利活用マニュアル（財団法人下水道新技術推進機構）
- (43) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）（社団法人日本下水道協会）
- (44) 効率的な汚水処理施設整備のための都道府県マニュアル（案）（社団法人日本下水道協会）
- (45) 分流式下水道における雨天時浸入水対策計画の検討マニュアル（財団法人下水道新技術推進機構）

※ここに記載のないものについては特記仕様書による。

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

（別紙10）巡視・点検、調査業務報告書記載要領

1. 一般事項

- （1）巡視・点検業務報告書及び調査業務報告書は、本要領に従い作成すること。
- （2）様式は、A4判横書きとし、図面は、縮尺、寸法を明記し、製本すること。
- （3）表紙には、調査年度、調査番号、調査件名、調査期間、委託者名、請負者名等を記入すること。また、背表紙にも調査年度、調査番号、調査件名、請負者名等を記入すること。

2. 記載事項

巡視・点検業務報告書及び調査業務報告書は、下記の事項について内容を明記すること。調査総括表、調査集計表及び調査記録表に用いる凡例は表－1に、管きょ調査判定基準は表－2に、マンホール調査判定基準は表－3による。

- （1）テレビカメラ調査
 - 1) 調査目的
 - 2) 調査概要
 - 3) 案内図
 - 4) 調査箇所図
 - 5) 調査総括表（表－4参照）
 - 6) 調査集計表（表－5参照）
 - 7) 調査記録表（表－6、7、8、9参照）
 - 8) 考察
 - 9) 作業記録写真
- （2）目視調査
テレビカメラ調査項目に準ずる。
- （3）取付管調査
テレビカメラ調査項目に準ずる。
- （4）巡視・点検
特記仕様書による。

3. 留意事項

- （1）調査結果をテレビモニターからビデオテープ等に収録する場合は、指定の一般用ビデオテープ等に収録すること。なお、提出するビデオテープ等及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、並びに距離等をタイプ表示すること。
- （2）提出する成果品は、次のとおりとする。

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

- 1) 点検・調査業務報告書
- 2) 不良箇所写真帳
- 3) ビデオテープ等（テレビカメラ調査の場合）
- 4) その他委託者の指示するもの

表－1 凡例

管路施設	種別	記号
本管・取付管	陶管	T.P
	鉄筋コンクリート管	H.P
	硬質塩化ビニル管	V.P
	その他	
汚水ます	L形ます	30 35 50
	丸ます	⑤ ⑮ ⑳
	その他	
雨水ます	道路排水用雨水ます	●
	宅地排水用雨水ます	・
取付管	取付管	—————
	取付管（直取り付け）	……………
	ソケットのみ	—————×

参考資料3 標準仕様書(例)

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

表-2 管きょ調査判定基準

スパン全体で評価	ランク		A	B	C
	項目				
	1) 管の腐食		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
2) 上下方向のたるみ	管きょ内径 700mm未満		内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満
	管きょ内径(700mm以上1650mm未満)		内径の1/2以上	内径の1/4以上	内径の1/4未満
	管きょ内径(1650mm以上3000mm以下)		内径の1/4以上	内径の1/8以上	内径の1/8未満

管一本ごとに評価	ランク		a	b	c
	項目				
3) 管の破損	鉄筋コンクリート管等		欠落		
		軸方向のクラックで幅5mm以上	軸方向のクラックで幅2mm以上	軸方向のクラックで幅2mm未満	
4) 管のクラック	陶管		欠落	軸方向のクラックが管長の1/2未満	—
		軸方向のクラックが管長の1/2以上	円周方向のクラックで幅5mm以上	円周方向のクラックで幅2mm以上	円周方向のクラックで幅2mm未満
5) 管の継手ズレ	鉄筋コンクリート管等		円周方向のクラックでその長さが円周の2/3以上	円周方向のクラックでその長さが円周の2/3未満	—
		陶管	脱却	鉄筋コンクリート管等：70mm以上 陶管：50mm以上	鉄筋コンクリート管等：70mm未満 陶管：50mm未満
6) 浸入水			噴き出ている	流れている	にじんでいる
7) 取付け管の突出し 注3			本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満
8) 油脂の付着 注3			内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
9) 樹木根侵入 注3			内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
10) モルタル付着 注3			内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満

注1 段差は、mm単位で測定する。また、その他の異常(木片、他の埋設物等で上記にないもの)も調査する。

2 ランクA(a)、B(b)、C(c)における異常の程度(判定の基準)については、「下水道管きょ改築等の工法選定手引き案 平成14年5月」の「表3-2 評価のランク付けと判定基準例」及び「表3-3 管1本ごとの評価のランク付けと判定基準例」を参考とする。

3 7)取付け管の突出し、8)油脂の付着、9)樹木根侵入、10)モルタル付着については、基本的に洗浄等で除去できる項目とし、除去できない場合の調査判定基準とする。

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

表-3 マンホール調査判定基準

区分	項目	ランク			備考
		A 【早急に補修】	B 【計画的に補修】	C 【経過の観察】	
路面の状態	支障度	支障のある 舗装剥離等	舗装剥離 ひび割れ等	-	
凹凸(段差)	【 】cm 表示	-3cm≧凹 1cm≧凸	-	0cm≦凹凸≦-2cm	
	埋り	【 】cm 表示	全て対象	-	ヒノタイト止め含む
鉄蓋状態	磨耗	表面の絵柄が完全 に消えている	表面の絵柄が すりへっている	-	
	亀裂	ワレ・ひび	-	-	
	リブ付き	-	有	-	裏にリブ加工あり 径【 】cm表示
	ガタつき	有	-	-	ガタつきの為 蓋鳴りがするもの
金 枠	損傷	カケ	へり	-	
	目地(程度)	土砂流入、露出	剥離 ひび割れ	-	
	ズレ(程度)	土砂流入、露出 10cm≦ズレ	3cm≦ズレ≦9cm	2cm≦ズレ	
上 絞 部	損傷	土砂流入、露出 網目状クラック、外損 クラック(開きあり)	クラック(開きなし) 剥離	-	
	目地(程度)	土砂流入、露出	剥離 ひび割れ	-	
	ズレ(程度)	土砂流入、露出 10cm≦ズレ	3cm≦ズレ≦9cm	2cm≦ズレ	
軀 体 (下絞部・直立管含む)	損傷	土砂流入、露出 網目状クラック	外損(暫定的補修) クラック(開きあり)	外損(補修済) クラック(開きなし) 剥離	
	目地(程度)	土砂流入、露出	剥離 ひび割れ	-	
	ズレ(程度)	土砂流入、露出 10cm≦ズレ	3cm≦ズレ≦9cm	2cm≦ズレ	
底 部 (インバート)	損傷	支障のある 剥離・欠損	剥離・欠損	-	
	クメ式	-	有	-	インバートが無いもの 含む
浸 入 水	程 度	噴出 土砂が伴う流入	流入 水垢	にじみ	
足 掛	支障度	針金状又は不足	全周に腐食 ヤセ	-	【 】本数
【その他】					
障 害 物	マンホール 内異物等	除去不能 (横断管、モルタル等)	-	除去済 (棒等)	
管 口	損 傷	土砂流入、露出	クラック 剥離	-	
接 続 取 付 管	異 常	支障のある突出 ●その他の異常	突出 ●その他の異常	●その他の異常	●の判断基準は 管路調査に準じる
内 部 副 管	支障度	閉塞 (詰まり)	破損 止金具の異常	-	
付 帯 設 備	支障度	支障のある 破損、異常	破損 異常	-	
そ の 他	-	放置できない 破損、異常	破損 異常	-	名称等を明記 すること
光ケーブル施設		ケーブル本体・固定金具・接続箱・明板等の破損、異常			破損、異常がある場合 ランクはAとする

※参考例を示したものであり、具体的な内容は各団体による。

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

表－8 本管用調査記録表（記入例）

上流マシナール No. 100		中流マシナール No. 200		下流マシナール No. 300	
区画	マシナール番号	区画	マシナール番号	区画	マシナール番号
3	17	2	10	1	1
4	18	3	11	2	2
5	19	4	12	3	3
6	20	5	13	4	4
7	21	6	14	5	5
8	22	7	15	6	6
9	23	8	16	7	7
10	24	9	17	8	8
11	25	10	18	9	9
12	26	11	19	10	10
13	27	12	20	11	11
14	28	13	21	12	12
15	29	14	22	13	13
16	30	15	23	14	14
17	31	16	24	15	15
18	32	17	25	16	16
19	33	18	26	17	17
20	34	19	27	18	18
21	35	20	28	19	19
22	36	21	29	20	20
23	37	22	30	21	21
24	38	23	31	22	22
25	39	24	32	23	23
26	40	25	33	24	24
27	41	26	34	25	25
28	42	27	35	26	26
29	43	28	36	27	27
30	44	29	37	28	28
31	45	30	38	29	29
32	46	31	39	30	30
33	47	32	40	31	31
34	48	33	41	32	32
35	49	34	42	33	33
36	50	35	43	34	34
37	51	36	44	35	35
38	52	37	45	36	36
39	53	38	46	37	37
40	54	39	47	38	38
41	55	40	48	39	39
42	56	41	49	40	40
43	57	42	50	41	41
44	58	43	51	42	42
45	59	44	52	43	43
46	60	45	53	44	44
47	61	46	54	45	45
48	62	47	55	46	46
49	63	48	56	47	47
50	64	49	57	48	48
51	65	50	58	49	49
52	66	51	59	50	50
53	67	52	60	51	51
54	68	53	61	52	52
55	69	54	62	53	53
56	70	55	63	54	54
57	71	56	64	55	55
58	72	57	65	56	56
59	73	58	66	57	57
60	74	59	67	58	58
61	75	60	68	59	59
62	76	61	69	60	60
63	77	62	70	61	61
64	78	63	71	62	62
65	79	64	72	63	63
66	80	65	73	64	64
67	81	66	74	65	65
68	82	67	75	66	66
69	83	68	76	67	67
70	84	69	77	68	68
71	85	70	78	69	69
72	86	71	79	70	70
73	87	72	80	71	71
74	88	73	81	72	72
75	89	74	82	73	73
76	90	75	83	74	74
77	91	76	84	75	75
78	92	77	85	76	76
79	93	78	86	77	77
80	94	79	87	78	78
81	95	80	88	79	79
82	96	81	89	80	80
83	97	82	90	81	81
84	98	83	91	82	82
85	99	84	92	83	83
86	100	85	93	84	84
87	101	86	94	85	85
88	102	87	95	86	86
89	103	88	96	87	87
90	104	89	97	88	88
91	105	90	98	89	89
92	106	91	99	90	90
93	107	92	100	91	91
94	108	93	101	92	92
95	109	94	102	93	93
96	110	95	103	94	94
97	111	96	104	95	95
98	112	97	105	96	96
99	113	98	106	97	97
100	114	99	107	98	98
101	115	100	108	99	99
102	116	101	109	100	100
103	117	102	110	101	101
104	118	103	111	102	102
105	119	104	112	103	103
106	120	105	113	104	104
107	121	106	114	105	105
108	122	107	115	106	106
109	123	108	116	107	107
110	124	109	117	108	108
111	125	110	118	109	109
112	126	111	119	110	110
113	127	112	120	111	111
114	128	113	121	112	112
115	129	114	122	113	113
116	130	115	123	114	114
117	131	116	124	115	115
118	132	117	125	116	116
119	133	118	126	117	117
120	134	119	127	118	118
121	135	120	128	119	119
122	136	121	129	120	120
123	137	122	130	121	121
124	138	123	131	122	122
125	139	124	132	123	123
126	140	125	133	124	124
127	141	126	134	125	125
128	142	127	135	126	126
129	143	128	136	127	127
130	144	129	137	128	128
131	145	130	138	129	129
132	146	131	139	130	130
133	147	132	140	131	131
134	148	133	141	132	132
135	149	134	142	133	133
136	150	135	143	134	134
137	151	136	144	135	135
138	152	137	145	136	136
139	153	138	146	137	137
140	154	139	147	138	138
141	155	140	148	139	139
142	156	141	149	140	140
143	157	142	150	141	141
144	158	143	151	142	142
145	159	144	152	143	143
146	160	145	153	144	144
147	161	146	154	145	145
148	162	147	155	146	146
149	163	148	156	147	147
150	164	149	157	148	148
151	165	150	158	149	149
152	166	151	159	150	150
153	167	152	160	151	151
154	168	153	161	152	152
155	169	154	162	153	153
156	170	155	163	154	154
157	171	156	164	155	155
158	172	157	165	156	156
159	173	158	166	157	157
160	174	159	167	158	158
161	175	160	168	159	159
162	176	161	169	160	160
163	177	162	170	161	161
164	178	163	171	162	162
165	179	164	172	163	163
166	180	165	173	164	164
167	181	166	174	165	165
168	182	167	175	166	166
169	183	168	176	167	167
170	184	169	177	168	168
171	185	170	178	169	169
172	186	171	179	170	170
173	187	172	180	171	171
174	188	173	181	172	172
175	189	174	182	173	173
176	190	175	183	174	174
177	191	176	184	175	175
178	192	177	185	176	176
179	193	178	186	177	177
180	194	179	187	178	178
181	195	180	188	179	179
182	196	181	189	180	180
183	197	182	190	181	181
184	198	183	191	182	182
185	199	184	192	183	183
186	200	185	193	184	184
187	201	186	194	185	185
188	202	187	195	186	186
189	203	188	196	187	187
190	204	189	197	188	188
191	205	190	198	189	189
192	206	191	199	190	190
193	207	192	200	191	191
194	208	193	201	192	192
195	209	194	202	193	193
196	210	195	203	194	194
197	211	196	204	195	195
198	212	197	205	196	196
199	213	198	206	197	197
200	214	199	207	198	198
201	215	200	208	199	199
202	216	201	209	200	200
203	217	202	210	201	201
204	218	203	211	202	202
205	219	204	212	203	203
206	220	205	213	204	204
207	221	206	214	205	205
208	222	207	215	206	206
209	223	208	216		

参考資料3 標準仕様書（例）

※業務仕様書(例)については、標準的な維持管理委託項目を想定し作成しているが、自治体における発注作業を行う際には、委託業務の特色に合わせた内容の精査に加えて、受託者選定要項等公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意する必要がある。

（別紙11）業務移行期間の実施方法等

業務移行期間における具体的な内容・実施方法等は、以下に示すとおりとする。なお、移行期間において、受託者が実施する内容・方法などに不備若しくは未完成の部分が生じた場合でも、これを以て、この契約上で受託者が負うべき責任を免れることはできない。

1. 実施計画

（1）引継ぎ方法

- ①移行期間における引継ぎは受託者の負担により委託者及び次期受託者に実施するものとする。
- ②受託者は事業着手前に、前受託者若しくは委託者より本事業に係る引継ぎを受けるものとする。

（2）実施計画

- ①受託者は履行期限〇か月前までに、業務引継ぎに係る実施計画書を作成し、委託者に提出すること。
- ②委託者と受託者は、受託者が提出した実施計画書について〇日以内に検討・協議し実施内容を決定する。
- ③実施計画書に変更があるときは、変更当事者が速やかに相手方に通知すること。

2. 実施内容

（1）本件施設の特徴の把握

- ①業務事務所及び備品等の利用方法の把握
- ②台帳図及び現地確認等による本件施設の位置等の把握
- ③過去の異常内容や発生頻度、異常時の対応措置等の把握
- ④データベース等保管情報の運用方法についての把握
- ⑤その他委託者又は受託者が必要とする事項

（2）業務実施に関する書類等の作成方法

- ①運営期間における維持管理計画書の作成方法
- ②月間維持管理計画書の作成方法
- ③業務報告に関する書式の作成方法
- ④緊急時対応などに関するマニュアルの作成方法
- ⑤その他委託者又は受託者が必要とする事項

3. その他

移行期間の実施にあたって疑義ある場合は、委託者及び受託者は相互に協力し合い誠意を持ってこれを解決するものとする。

予防保全型維持管理の導入に伴う中長期的なコスト縮減効果の試算例

現在、日本全国の下水管渠のうち、布設後 30 年を経過する管渠の割合は、全体の 20% 程度を占めている。これらの管渠は 10 年後には全体の 50% 程度に増加し、さらに 20 年後には全体の 80% 以上が布設後 30 年を経過することが想定されている。

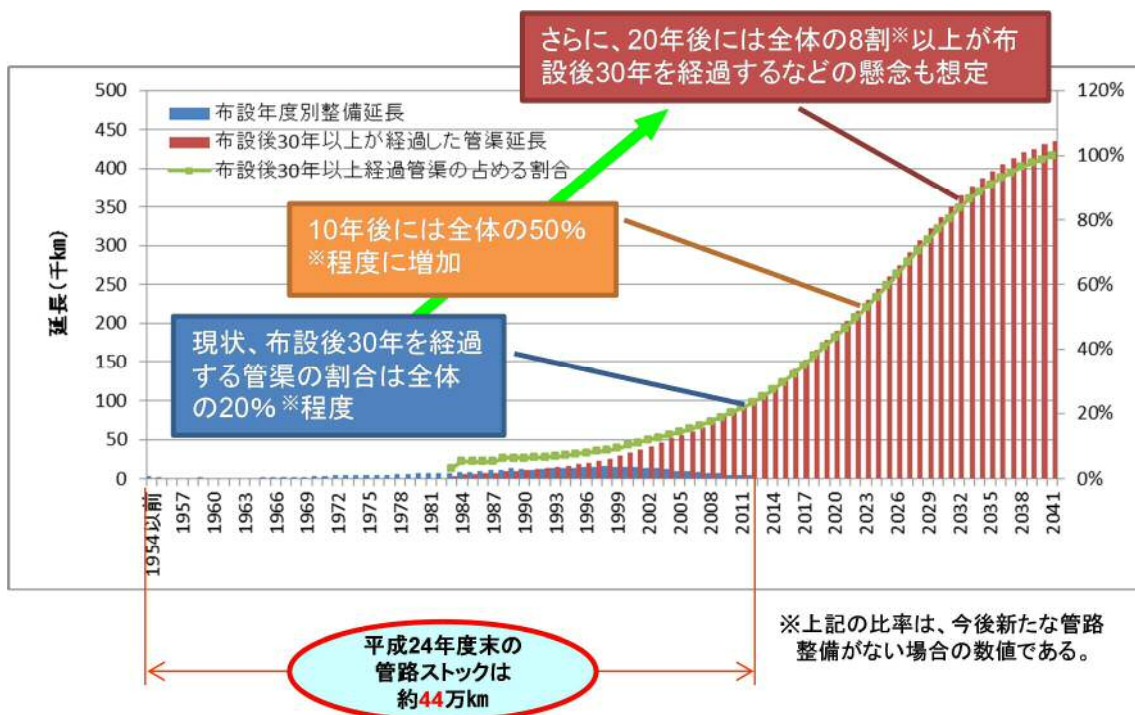


図 3.1 管路の年度別整備延長および布設後 30 年以上が経過する管渠延長の推移

現状は、事後対応型の維持管理で対応している道路陥没事故も、10 年後、20 年後には道路陥没箇所が急増し、予算確保が困難となることが想定される。

平成 7 年 3 月の「管路施設の計画的維持管理と財政的効果に関する調査報告書（建設省都市局下水道部）」では、維持管理水準と道路陥没事故件数との関係を整理するとともに、平均経過年数が 10 年、16 年、19 年の 3 都市における予防保全型維持管理（報告書中では計画的維持管理と称される）を行った場合の費用便益について調査を行っており、事後対応型維持管理（報告書中では発生対応型と称される）と比較した予防保全型維持管理の効果を下記のように報告している。

- ① より積極的に維持管理を行っている都市においては、障害・事故等の発生が抑制される。

参考資料 4 予防保全型維持管理の導入に伴う中長期的なコスト縮減

- ② 計画的に維持管理を行うことにより、布設後 30 年以上が経過した管路施設の故障・閉塞の発生件数は 1 / 3 程度となり、マンホール蓋による障害で 1 / 3 ~ 1 / 7 程度、陥没事故で 1 / 3 程度に減少させることができる。
- ③ 計画的な維持管理による費用便益比は「1」を超え、維持管理への投資が経済的にも合理的なものとなり得る。また、平均経過年数の短い都市ほど、費用便益比が高く、この点より積極的な維持管理への移行は、早い方が大きい。

これらの報告を踏まえて、事後対応型に対して予防保全型維持管理を行う場合の中長期的な事業効果のシミュレーションを行い、その結果を以下に示す。

シミュレーションでは、同一年に整備した管路施設 1000m 当たりの事業費の推移を、予防保全型維持管理を行った場合と事後対応型の場合とで仮定し、それぞれの維持管理費を算出した。

共通条件

- ・同一年度に布設された 1,000m の管路施設を対象。
- ・簡易シミュレーション試行対象期間：1 サイクル（75 年間）
- ・維持管理費として、清掃費、巡視・点検費、調査費（人孔目視、TV カメラ）、修繕費、応急工事費、補償費を想定。
- ・維持管理費単価は、人口規模 100 千人程度の自治体実績、及び参考文献^{注1)}を参考に設定。

事後対応型維持管理

- ・管路施設の健全率には健全率予測式^{注2)}を使用。
- ・健全率予測式の緊急度Ⅰ（応急工事）、Ⅱ（修繕）、Ⅲ（清掃）に区分した維持管理費用を想定。

予防保全型維持管理

- ・維持管理の頻度は、「下水道維持管理指針 前篇 2003 年版（社）日本下水道協会」による。
- ・既往文献^{注1)}を参考に、事後対応型の維持管理と比較して、道路陥没等の不具合発生を 1/3 と想定。

注1)「管路施設の計画的維持管理と財政的效果に関する調査報告書 平成7年3月（建設省都市局下水道部）」
注2)国土技術政策総合研究所資料「平成22年度下水道管径調査研究年次報告集 下水道管渠のストックマネジメント導入促進に関する調査」

図 3.2 予防保全型維持管理の導入による事業効果シミュレーションの条件

シミュレーションの結果より、予防保全型維持管理を行う場合は、計画的に点検、調査および清掃等を行うことから、初期投資額は高額となるが、年度ごとの費用増加は比較的なだらかとなり、事業費を平準化するための計画が立て易いと考えられた。

それに対して、事後対応型の場合は、初期費用は発生しないものの、施設の老朽化が進むごとに応急工事等に要する費用が急激に増加することとなり、中長期的には予防保全型を大きく上回る事業費となることが想定される。それに伴い、事後対応型を続けることは、将来的には予算の確保が困難となることが予想された。

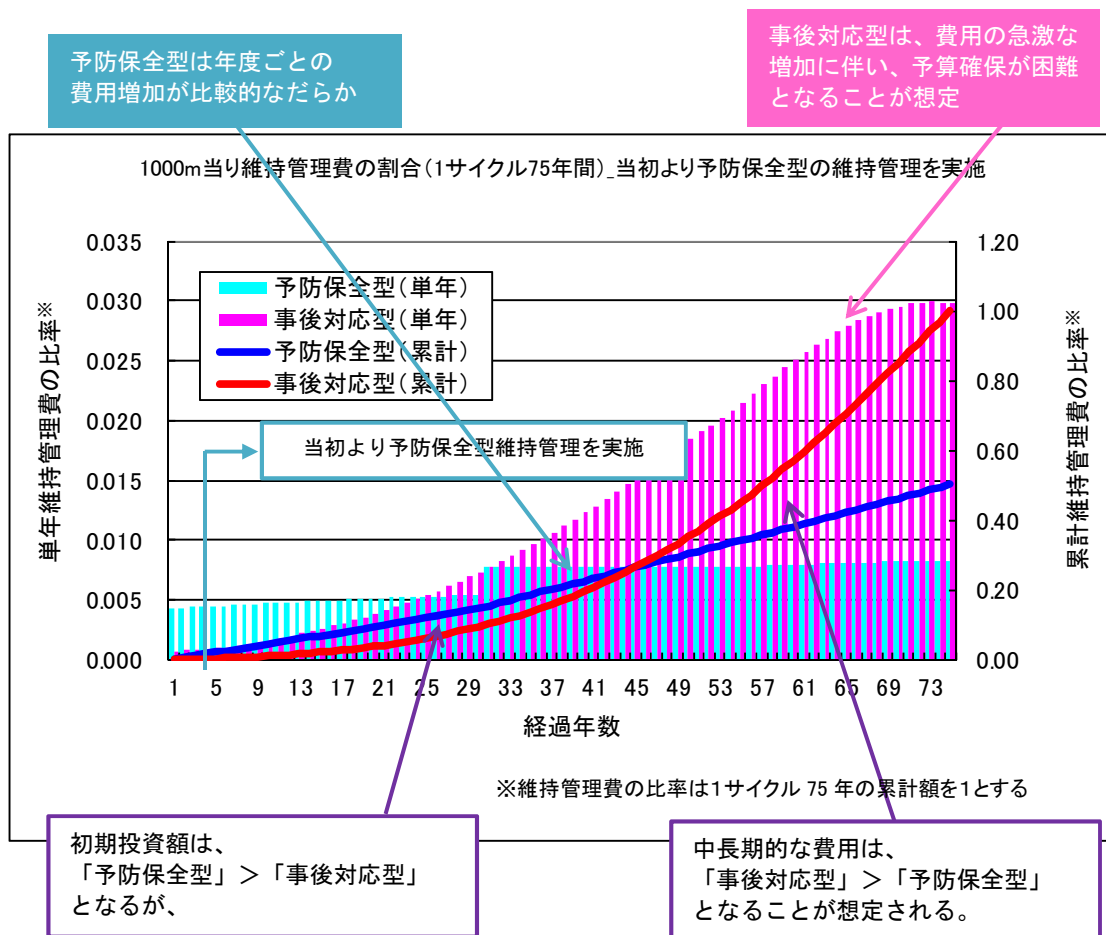


図 3.3 予防保全型維持管理の導入による事業効果シミュレーション結果

一方、全国における管渠の年度別整備延長を見ると、全国的には、布設後 15 年程度が経過した管路施設の割合が最も多い状況にある。そこで、布設当初は事後保全型の維持管理であったが、布設後 16 年目より予防保全型維持管理を導入する場合についてもシミュレーションを行った。

参考資料 4 予防保全型維持管理の導入に伴う中長期的なコスト縮減

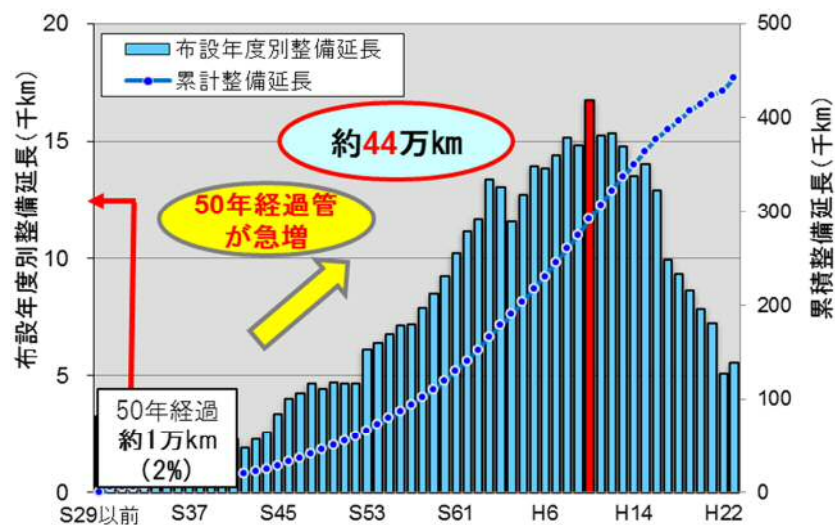


図 3.4 全国における下水管渠の年度別整備延長

シミュレーションの結果、当初より予防保全型維持管理を実施した場合は、事後対応型に比べて累計で維持管理費が約 50%削減される見込みに対して、布設後 16 年目から予防保全型維持管理を導入する場合は、事後対応型に比べて累計の維持管理費の削減は約 27%に留まる結果となった。

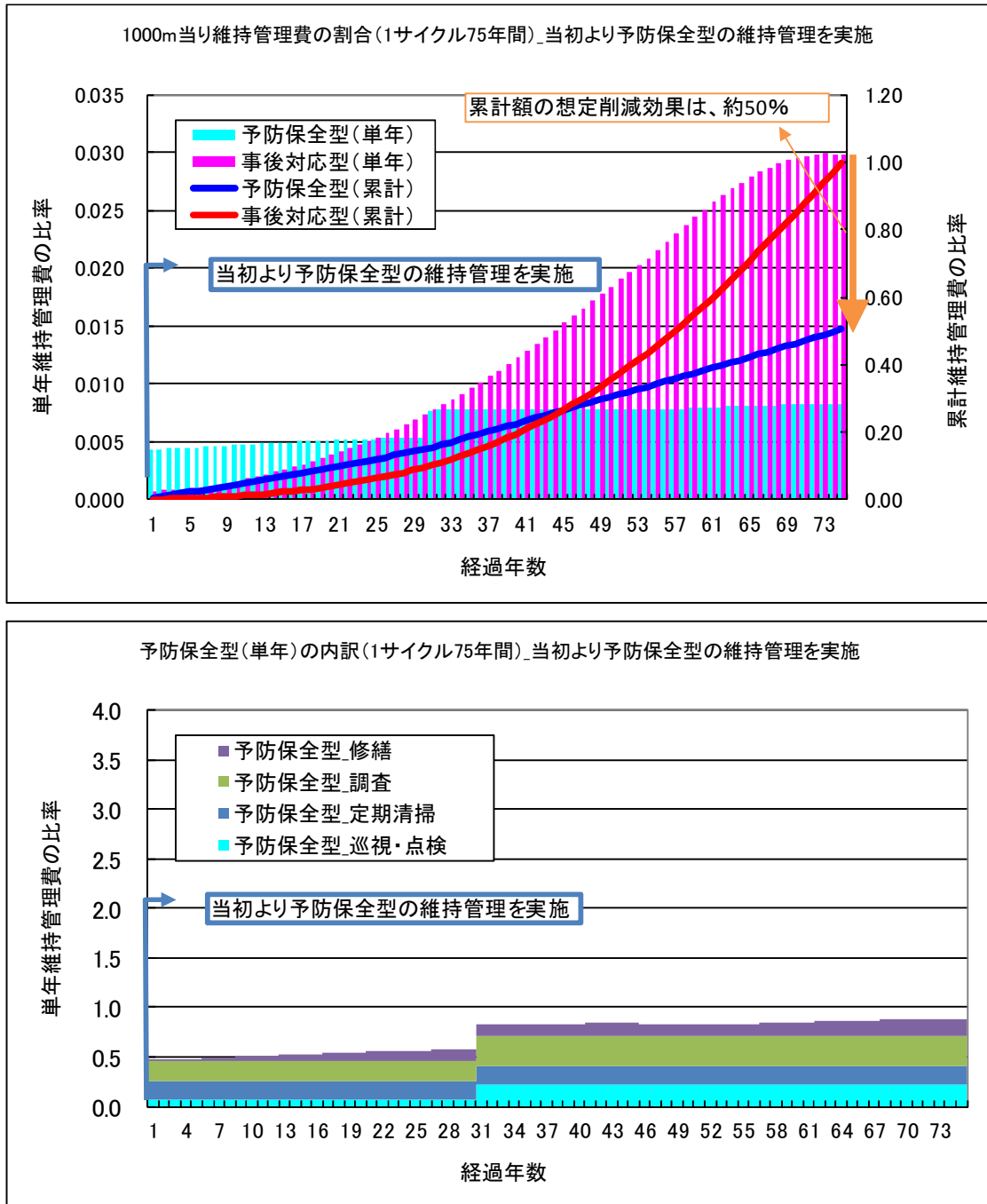


図 3.5 管路布設当初より予防保全型維持管理を実施した場合の事業効果シミュレーション結果

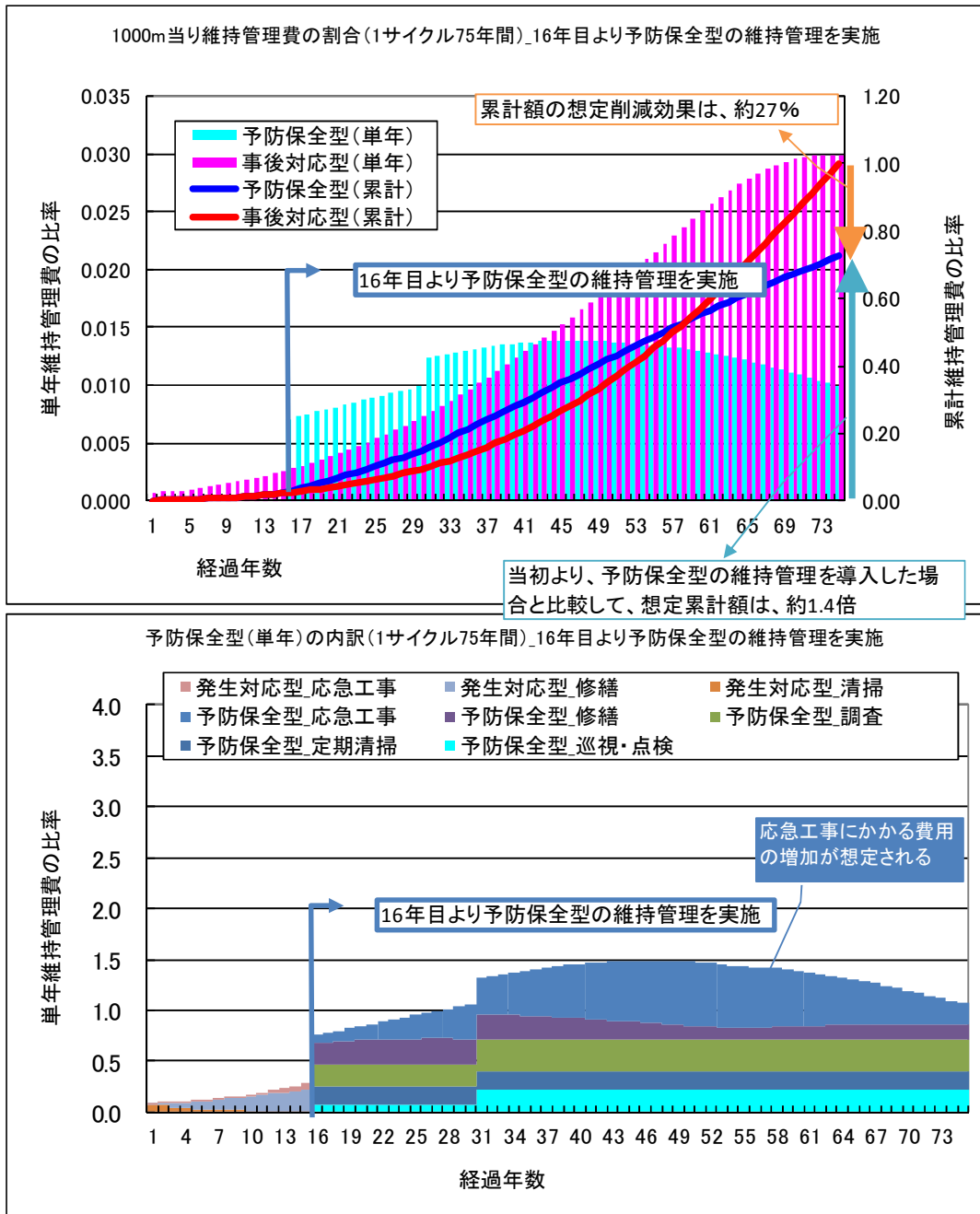


図 3.6 布設後 16 年目より予防保全型維持管理を導入した場合の事業効果シミュレーション結果

このことから、当初から予防保全型維持管理を実施することは、コスト縮減、予算の平準化およびリスク管理等の観点から極めて有効であるが、一定期間供用後であっても、予防保全型維持管理へと転換を図ることで一定の効果は期待されると考えられる。ただし、その効果は、早期に予防保全型へと移行すればするほど高い効果が得られるものと言える。